

科学研究費補助金等の適正な使用の
確保に関する行政評価・監視
結果報告書

平成 25 年 11 月

総務省行政評価局

前書き

我が国の重要政策の一つとして位置付けられている科学技術イノベーションを推進する上で、大学等研究機関における独創的で多様な世界トップレベルの基礎研究や国家安全保障・基幹技術等の研究開発の推進は、重要なものとなっている。

これら研究を推進する上で重要な競争的資金制度は、競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究開発に継続的、発展的に取り組む際の基幹的な研究資金制度として、目的や特性に応じて多様な種類が設けられている。

競争的資金の中核を成す科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）は、人文・社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする唯一のものである。その予算額は、平成 15 年度の約 1,765 億円から 24 年度には約 2,566 億円（対 15 年度比 145.4%）と、ここ 10 年で約 1.5 倍に、また、採択件数（新規及び継続）も 15 年度の約 4 万件から 24 年度には 6 万 9,000 件に増加しており、科研費の平成 24 年度の予算規模は、各府省に係る競争的資金全体の約 6 割を占めている。

科研費を含む公的研究費（以下「科研費等」という。）は、適正に使用することが強く要請されている中で、文部科学省は、平成 19 年に、大学等の研究機関に対し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）を通知するなど、不正使用防止に関する取組を行ってきている。

しかし、その後も業者への預け金の発生等研究費の不正使用の事案が発覚したことを受け、文部科学省が公的研究費の経理に関し調査を実施した結果、少なくとも 19 機関において、上記ガイドライン施行後の平成 20 年度以降に不適切な経理（計約 1 億 7,200 万円分）があったことが判明している。また、最近では、平成 25 年 8 月に東京大学教授が詐欺（委託業務に関する架空発注）の容疑により東京地方検察庁から起訴されるなどしており、上記の取組の実効性の確保が課題となっている。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、科研費等の適正な使用を確保する観点から、研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況、研究費使用ルールの運用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

目次

第1	行政評価・監視の目的等	1
第2	科学研究費助成事業（科研費）の概要と取組の現状	2
第3	行政評価・監視結果	
1	科研費等の不正使用防止対策等の推進	32
(1)	科研費等の不正使用防止対策の推進	32
ア	物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止）	32
イ	謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底（いわゆる「プール金」の防止）	62
(2)	科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底	72
ア	研究機関におけるガイドライン等の遵守の徹底	72
イ	文部科学省等による指導監督及び処分の厳格化	83
2	科研費（直接経費）の効果的な活用の推進	148
3	間接経費の使途の透明性の確保	167

図表目次

第2 科学研究費助成事業（科研費）の概要と取組の現状

図表 I-1-(1)-①	科研費の予算額の推移	6
図表 I-1-(1)-②	科研費のうち「科学研究費」の応募件数及び採択件数の推移	7
図表 I-1-(1)-③	平成 25 年度の競争的資金制度別の予算額	8
図表 I-1-(2)	科研費の研究種別（平成 25 年度）	9
図表 I-1-(3)-①	科学研究費補助金の基金化の概要	10
図表 I-1-(3)-②	平成 24 年度における科研費の研究種目別新規採択配分額等	11
図表 I-1-(4)-①	研究機関の科研費に係る事務の流れ	12
図表 I-1-(4)-②	科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 3 月 30 日 文部省告示第 110 号）〈抜粋〉	13
図表 I-2-①	平成 19 年度から 23 年度までに文部科学省・学術振興会が返還を命 令した科学研究費補助金の不正使用事例	14
図表 I-2-②	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施 基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）〈抜粋〉	20
図表 I-2-③	「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底 について（通知）」（平成 23 年 8 月 19 日 付け 23 文科振第 196 号 文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）による調査結果の概要（平 成 25 年 4 月 26 日現在）	29

第3 行政評価・監視結果

1 科研費等の不正使用防止対策等の推進

(1) 科研費等の不正使用防止対策の推進

ア 物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止）

図表 II-1-(1)-ア-①	「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置 について（通知）」（平成 18 年 11 月 28 日 付け 18 文科振第 559 号 文部科学省研究振興局長通知）別添 1 〈抜粋〉	40
図表 II-1-(1)-ア-②	「科学研究費助成事業—科研費—科学研究費補助金の使 用について各研究機関が行うべき事務等」（平成 24 年度） 〈抜粋〉	42
図表 II-1-(1)-ア-③	「平成 24 年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領」 における取引業者に対する記載 〈抜粋〉	45
図表 II-1-(1)-ア-④	調査対象とした 61 大学一覧	46
図表 II-1-(1)-ア-⑤	物品購入時の発注主体	47
図表 II-1-(1)-ア-⑥	研究者発注を認めている 51 大学の備品等・消耗品別及び 発注可能限度額別大学数	48

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑦ 調査対象抽出課題に係る購入物品の発注及び検収主体別 件数	49
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑧ 研究者発注を認めている51大学において研究者が発注す る場合の見積り徴取の取扱い	50
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑨ 「研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関 する体制整備及び運用の徹底等について」(平成24年12 月17日付け24文科振第507号文部科学省研究振興局長通 知) <抜粋>	51
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑩ 規程類により事務局検収の実施内容が確認できた大学に おける物品検収の実施主体及び取扱状況	52
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑪ 役務契約に係る検収の実施状況(規程類による判明分)	55
図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑫ 事業者に対する各種取引ルールの周知等が必ずしも十分 ではない例	56

イ 謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底(いわゆる「プール金」の防止)

図表Ⅱ-1-(1)-イ-① 「物品管理業務の効率化について」(平成21年1月16日 付け各府省等申合せ) <抜粋>	65
図表Ⅱ-1-(1)-イ-② アルバイト等の非常勤雇用者への謝金(賃金)支給事務 に関する大学事務局の関与状況	66
図表Ⅱ-1-(1)-イ-③ 大学が寄付を受けて管理することになる物品の基準金額	67

(2) 科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底

ア 研究機関におけるガイドライン等の遵守の徹底

図表Ⅱ-1-(2)-ア-① 不正防止計画を策定していない8大学における未策定の 理由	88
図表Ⅱ-1-(2)-ア-② 不正防止計画策定に当たって不正発生要因を把握してい ない大学(策定済み53大学中4大学)における未把握の理 由	88
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 不正防止計画推進部署の責任体制が明確となっていない 大学(3大学)の状況	88
図表Ⅱ-1-(2)-ア-④ 不正防止計画の実施状況を把握していない大学(策定済み 53大学中9大学)における未把握の理由	89
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤ 研究者及び事務職員の行動規範を策定していない2大学 における未策定の理由	89
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥ 研究者と事務職員の行動規範を策定していると回答した 59大学における行動規範の内容	90
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦ 科研費等の不正使用防止に関する意識向上を中心とした 研修や説明会を実施している21大学(平成23年度実績)	91

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑧	科研費等の交付内定者等に対し説明会等を実施している 23 大学（平成 23 年度実績）	93
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑨	平成 24 年度に受講を義務化した 1 大学	95
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑩	調査した 61 大学における使用ルール等の理解度調査 の実施状況	95
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑪	29 大学における理解度調査結果の活用状況	96
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑫	調査した 61 大学における研究費の不正使用事例の公表基 準を定めていない大学	97
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑬	不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を 定めていない 4 大学における未策定の理由	97
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑭	調査した 61 大学における取引停止措置規程において、取 引停止期間を規定していない大学	97
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑮	他大学の取引停止情報の提供に関する各大学の意見（情 報提供の拡大に賛同の 14 大学）	98
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑯	調査した 61 大学のうち、通報者を限定している大学	100
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑰	通報窓口の周知を口頭により行っている 2 大学の概要	100
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑱	通報窓口のメールアドレス、電話番号等連絡先をホームペ ージに掲載していないなど周知が不十分な 5 大学の概要	101
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑲	ホームページにおいて、サイトマップ（掲載事項一覧）が ないため、通報窓口の情報が迅速に閲覧できない 1 大学の 概要	102
図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳	平成 19 年度以降、研究費の不正使用が 5 件発生している が、通報窓口（庶務課）への通報がない 1 大学の概要	102
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉑	通報に基づき設置される調査の体制及び規程の整備状況 （未設置及び未整備の大学）	102
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉒	調査した 61 大学のうち、通報窓口の運用に係る規程を整 備していない大学	103
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉓	規程上、匿名による通報を認めていない 16 大学における 匿名通報の取扱い	103
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉔	調査した 61 大学における相談窓口の周知状況	103
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉕	調査した 61 大学のうち相談内容に関する F A Q を作成し ていない大学	103
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉖	調査した 61 大学のうち内部監査に係る規程整備が不十分 な大学	104
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉗	調査した 61 大学のうち内部監査体制の整備状況	104
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉘	平成 23 年度科研費についての内部監査の実施状況	108
図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉙	平成 23 年度に通常監査又は特別監査を実施していない 理由	109

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑩	内部監査対象課題の抽出方法	110
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑪	調査した61大学における内部監査手法の導入状況	113
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑫	不正使用事例が発覚した24大学の68事例における発覚の端緒	114
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑬	内部監査における指摘があった41大学における指摘内容等	115
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑭	平成23年度に科研費の配分(新規採択+継続分)を受けている703大学のうち、ガイドラインに基づく取組事項7項目全てをホームページで公表していない185大学の科研費配分額等	118
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑮	調査した61大学のうち、ガイドラインに基づく事項7項目のいずれかをホームページで公表していないもの	122
図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑯	調査した61大学のうち、ガイドラインに基づく取組事項をホームページで公表していない27大学における未公表の理由	123
イ 文部科学省等による指導監督及び処分の厳格化		
図表Ⅱ-1-(2)-イ-①	ガイドライン現地調査の実績(平成19年度~24年度)	124
図表Ⅱ-1-(2)-イ-②	平成19年度から24年度までの間に実施されたガイドライン現地調査及び科研費実地検査において指摘事項ありと認識していた大学	126
図表Ⅱ-1-(2)-イ-③	体制整備等自己評価チェックリストを活用していない大学の未活用理由	127
図表Ⅱ-1-(2)-イ-④	研究機関における体制整備等自己評価チェックリストの活用例	128
図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤	体制整備等自己評価チェックリストに係る研究機関からの意見・要望	130
図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥	科研費実地検査の実績(平成19年度~24年度)	132
2 科研費(直接経費)の効果的な活用の推進		
図表Ⅱ-2-①	科研費の使い勝手向上のための文部科学省の主な取組	154
図表Ⅱ-2-②	繰越件数の推移(平成15年度~23年度)	154
図表Ⅱ-2-③	調査対象研究課題における使い切り、繰越、返還等の実績(課題、金額)	155
図表Ⅱ-2-④	調査対象研究課題における研究期間最終年度の物品購入経費の執行状況(平成23年度)	156
図表Ⅱ-2-⑤	研究期間最終年度の年度末(3月以降)の経費支払割合別の大学数	157

図表Ⅱ-2-⑥ 基金の物品購入について最終年度を除く各年度の3月末より前に期限を設定している6大学	158
---	-----

3 間接経費の使途の透明性の確保

図表Ⅱ-3-① 「第2期科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定) ＜抜粋＞	173
図表Ⅱ-3-② 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)	174
図表Ⅱ-3-③ 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等 (平成23年度)＜抜粋＞	176
図表Ⅱ-3-④ 「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」(平成22年7月8日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員) ＜抜粋＞	179
図表Ⅱ-3-⑤ 「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定) ＜抜粋＞	180
図表Ⅱ-3-⑥ 平成23年度において機関としての使用に関する方針等を作成せずに間接経費を使用している7大学	181
図表Ⅱ-3-⑦ 競争的資金を獲得した研究者へ間接経費の一部を配分しているもの	181
図表Ⅱ-3-⑧ 競争的資金を獲得した研究者へ学内予算から間接経費一部相当額を配分しているもの	182
図表Ⅱ-3-⑨ 間接経費の使途を研究者に周知していない24大学における未周知の理由	183
図表Ⅱ-3-⑩ 間接経費の使途を研究者に周知しているとする37大学における周知の方法	183
図表Ⅱ-3-⑪ 執行実績報告書における間接経費の使途の記載例	184
図表Ⅱ-3-⑫ 調査した61大学のうち、文部科学省又は学術振興会による科研費 実地検査において間接経費に係る指摘があったとする3大学の指 摘内容	186
図表Ⅱ-3-⑬ 科研費実地検査において間接経費に係る指摘が確認できた3大学 と同様の状況がみられる他の15大学における科研費実地検査受検 状況	187
図表Ⅱ-3-⑭ 科研費における間接経費の助成額の推移	188

事例表目次

第3 行政評価・監視結果

1 科研費等の不正使用防止対策等の推進

(1) 科研費等の不正使用防止対策の推進

ア 物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止）

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-① 研究者（室）と事業者との癒着を防止するための対策を講じている例…………… 58

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-② 事務局検収の例外を認めている大学における例外物品の取扱状況…………… 59

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-③ 「研究費不正使用に関する再発防止等について」（平成21年7月28日付け東京大学コンプライアンス室長通知）…………… 61

イ 謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底（いわゆる「プール金」の防止）

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-① 同種類品の物品であるにもかかわらず備品と消耗品とで扱いが区々となっている例…………… 68

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-② 消耗品扱いとなっている研究機器や汎用パソコンの例…………… 69

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-③ 消耗品に位置付けられる汎用パソコンについて大学の所有物であることを明示している大学や事務局発注の対象としている大学の例…………… 71

(2) 科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底

ア 研究機関におけるガイドライン等の遵守の徹底

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-① 不正防止計画の実効性の確保に問題が認められる事例…………… 134

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-② 不正防止計画から逸脱した行為が放置されている事例…………… 135

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 不正防止計画策定に当たって、不正事例に係る不正発生要因分析が不十分なため、不正を防止できなかった事例…………… 137

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-④ 研修や説明会の受講が科研費等の申請の要件となっている事例…………… 138

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤ 業者への取引停止処分が実施されていない不正事例（3件）の概要…………… 139

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥ 内部監査を発端として発覚した科研費の不正使用事例…………… 140

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦ 内部監査における指摘事項について改善されていないなどの事例…………… 141

イ 文部科学省等による指導監督及び処分の厳格化

- 事例表Ⅱ-1-(2)-イ-① ガイドライン現地調査及び科研費実地検査において、指摘を受けたと認識している大学における主な指摘事項・・・ 142
- 事例表Ⅱ-1-(2)-イ-② ガイドライン現地調査において大学が指摘と認識している事項について改善されていない、又は改善が不十分な事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144
- 事例表Ⅱ-1-(2)-イ-③ チェックリストの評点と実際の実施内容がかい離していた事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
- 事例表Ⅱ-1-(2)-イ-④ 科研費実地検査において大学が指摘と認識している事項について改善されていない、又は改善が不十分な事例・・・ 147

2 科研費（直接経費）の効果的な活用の推進

- 事例表Ⅱ-2-① 研究期間最終年度終盤で高額物品を購入している例・・・・・・・・・・・・ 159
- 事例表Ⅱ-2-② 配分された科研費の使い切りを促す（又はそのおそれのある）対応を行っている大学の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163
- 事例表Ⅱ-2-③ 科研費の年度末執行の妥当性について確認している大学の例・・・ 164
- 事例表Ⅱ-2-④ 執行残額の返還を推奨している大学の例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165
- 事例表Ⅱ-2-⑤ 備品の発注・納品期限を原則として年内にしている大学の例・・・ 166

3 間接経費の使途の透明性の確保

- 事例表Ⅱ-3 間接経費の使途の適正性に係る判断が、実質的には研究当事者に委ねられていると考えられる例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

この行政評価・監視は、科学研究費補助金等の適正な使用を確保する観点から、研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況、研究費使用ルールの運用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

文部科学省

(2) 関連調査等対象機関

独立行政法人日本学術振興会、大学（61）、事業者、関係団体

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 実施時期

平成24年12月～25年11月

第2 科学研究費助成事業（科研費）の概要と取組の現状

制度の概要等	説明図表番号
<p>1 科学研究費助成事業の概要</p> <p>(1) 科学研究費助成事業の予算額等の推移</p> <p>科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金は、人文・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする競争的資金（注）の一つであり、ピア・レビュー（専門分野の近い複数の研究者による審査）を経て、豊かな社会発展の基盤となる独創的・先駆的な研究に対して助成を行うものである。学術研究助成基金助成金は、平成23年度に創設され、従来、科学研究費補助金により交付されていた研究種目の一部について、国から交付される補助金により独立行政法人日本学術振興会（以下「学術振興会」という。）に造成された学術研究助成基金から助成する研究費である。平成23年度以降、学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金を合わせた補助事業は、科学研究費助成事業と総称され実施されている（以下、科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金を併せて「科研費」という。）。</p> <p>科研費の予算額は、平成15年度の約1,765億円から24年度には約2,566億円と、10年間で約1.5倍に増加している。</p> <p>採択件数についても増加しており、平成15年度の約4万件（新規及び継続）から24年度には約6万9,000件と約1.7倍となっている。</p> <p>また、平成25年度における科研費の予算規模は、政府の競争的資金全体の約6割を占めており、我が国最大規模のものとなっている。</p> <p>（注）「競争的資金」とは、資源配分主体が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金である。</p> <p>(2) 科研費の研究種目</p> <p>科研費では、応募・審査をしやすくするため、研究の段階や規模などに応じて研究種目が設定されており、応募する研究者は、自らの研究計画の内容や規模に応じて研究種目を選ぶこととなる。</p> <p>研究種目のうち、一人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究である「基盤研究」では、研究期間や研究費総額によって、S・A・B・Cの4種類に区分されている。若手研究者の自立を支援する研究種目としては一定年齢以下の研究者を対象とする「若手研究」があり、研究期間や研究費総額によって、S・A・Bの3種類に区分されている。このほか、国際的に高い評価を得ている研究を対象とする「特別推進研究」、学問の新たな領域の形成や挑戦的な研究を支援するものとしては、「新学術領域研究」や「挑戦的萌芽研究」等が設けられている。</p>	<p>図表 I-1-(1)-①</p> <p>図表 I-1-(1)-②</p> <p>図表 I-1-(1)-③</p> <p>図表 I-1-(2)</p>

<p>(3) 科学研究費補助金の基金化</p> <p>我が国の会計制度は、単年度主義に基づいており、科学研究費補助金の交付も各研究者の研究計画のうち会計年度ごとに必要な補助金の助成が行われている。しかし、学術研究は、必ずしも当初の研究計画どおりに遂行されない場合もあり、年度ごとの助成方式になじまない面があるとして、従前から研究者等により改善の必要性が指摘されてきた。このため、平成 23 年度に、一部の研究種目において、3 年から 5 年の複数年にわたる研究期間全体を通じた研究費について初年度に交付決定を行い、年度ごとの助成額にとらわれずに研究の進行状況に応じた研究費の使用が可能となる学術研究助成基金が学術振興会に創設された。その結果、研究の進捗状況に合わせた研究費の前倒し使用、事前の繰越手続を要しない次年度における研究費の使用、年度をまたぐ物品調達等が可能となっている。</p> <p>なお、研究種目のうち、平成 23 年度からは、研究費が比較的小規模な「基盤研究 (C)」、「若手研究 (B)」及び「挑戦的萌芽研究」の新規採択課題の基金化が、24 年度からは、「基盤研究 (B)」及び「若手研究 (A)」の新規採択課題の一部基金化が実施された。これにより、平成 24 年度の新規採択課題においては、科研費の配分額の約 7 割、採択件数の約 8 割を、基金化及び一部基金化された課題が占めている。</p> <p>(4) 科研費の管理</p> <p>科研費では、年度当初から研究を開始できるよう、「奨励研究」及び「研究活動スタート支援」を除く研究種目においては、前年 9 月に公募を行い、同年 11 月に文部科学省又は学術振興会において研究計画調書を受け付け、審査分野（分科細目）ごとに専門的見地からの書面審査及び分野別小委員会ごとの合議審査により採否を決定し、4 月から 6 月までに各研究機関へ交付内定通知（基金分は初年度のみ。）を送付している。</p> <p>科研費は、研究者個人に交付されるものであるが、応募・申請ができる研究者は、大学や独立行政法人が設置する研究所など科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 3 月 30 日文部省告示第 110 号。以下「科研費取扱規程」という。）第 2 条に規定される研究機関に所属している者とされている。科研費に応募する研究者が所属する研究機関は、科研費について、①科研費の応募資格を有する研究者の登録、②文部科学省・学術振興会への応募・交付申請などの諸手続、③交付された科研費に係る管理・諸手続等を研究者に代わって行うこととされている。</p> <p>また、科研費は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）の適用対象であり、適化法第 3 条第 2 項では、補助事業者等の責務として、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留</p>	<p>図表 I-1-(3)-①</p> <p>図表 I-1-(3)-②</p> <p>図表 I-1-(4)-①</p> <p>図表 I-1-(4)-②</p> <p>図表 I-1-(4)-① (再掲)</p>
---	--

<p>意し、法令の規定及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うように努めなければならない旨が規定されている。</p> <p>科研費の場合、適化法における補助事業者等に当たる者は、科研費取扱規程に基づき、①交付対象となる事業の遂行に責任を負う研究代表者（第2条第2項）、②交付対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、研究代表者と共同して当該事業を行う研究分担者（第2条第3項）とされている。</p> <p>科研費は、研究種目に応じて、文部科学省又は学術振興会から研究代表者が所属する研究機関に送金される。また、研究代表者及び研究分担者が異なる研究機関に所属する場合は、研究代表者が所属する研究機関から研究分担者が所属する研究機関に科研費（分担金）が送金され、各研究者が所属する研究機関においてそれぞれ科研費を管理することとされている。</p> <p>また、研究者に交付される科研費は、対象となる研究課題の「補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。）」としての「直接経費」と、主要な研究種目について、「補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として直接経費の30%に当たる額」として別途措置される「間接経費」がある。研究機関は、研究者に代わって直接経費を管理するとともに、研究代表者及び研究分担者から譲渡された間接経費を管理・使用することとされている。</p>	<p>図表 I-1-(4)-② (再掲)</p>
<p>2 公的研究費の不正使用等の防止に関する取組</p> <p>科研費を含む公的研究費の不正使用等の防止のためには、従前から、会計検査等に加え、研究費の配分機関や各研究機関等によるルール作りや監査の実施、不正使用等が起きた場合の研究費返還命令などの対応策が講じられてきた。しかし、公的研究費の不正使用等が後を絶たない状況を踏まえ、平成18年8月31日に、総合科学技術会議が、「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底、研究機関の体制の整備など、当該指針にのっとった取組を推進するよう求めた。</p> <p>また、文部科学省は、平成18年8月から、有識者により構成される研究費の不正対策検討会（科学技術・学術政策局長決定に基づく懇談会）を開催し、同検討会での検討結果を踏まえて、19年2月、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）を策定した。</p> <p>このガイドラインでは、文部科学省又は同省所管の独立行政法人から配分される競争的資金等について、配分先の全ての研究機関における適正な管理に必要な事項が示されている。ガイドラインでは、それぞれの研究機関が実施すべき課題として、①機関内の責任体系の明確化、②適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、③不正を発生させる要因の把握と不正</p>	<p>図表 I-2-①</p> <p>図表 I-2-②</p>

防止計画の策定・実施、④研究費の適正な運営・管理活動、⑤情報の伝達を確保する体制の確立、⑥モニタリング体制の在り方が示されるとともに、①から⑥までの課題の実施状況評価について文部科学省がとるべき方策等が示されている。

ただし、ガイドラインにおいては、「大綱的性格のものであって、具体的にどのような制度を構築するかは、各研究機関において、組織の長の責任とリーダーシップの下、構成員である研究者と事務職員が自律的に関与して、留意事項を参照しつつ、それぞれの研究機関にふさわしい、より現実的で実効性のある制度を構築することが求められる」とされている。

また、文部科学省及び学術振興会は、毎年度策定する「科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」（以下「研究機関使用ルール」という。）においても、ガイドラインの策定に合わせ、平成19年度から、検収センターの設置などの納品検査を確実に実施する事務処理体制の整備、旅費及び謝金の支出における事実確認の徹底、ガイドラインを踏まえた経費管理・監査体制の整備等を義務付けた。

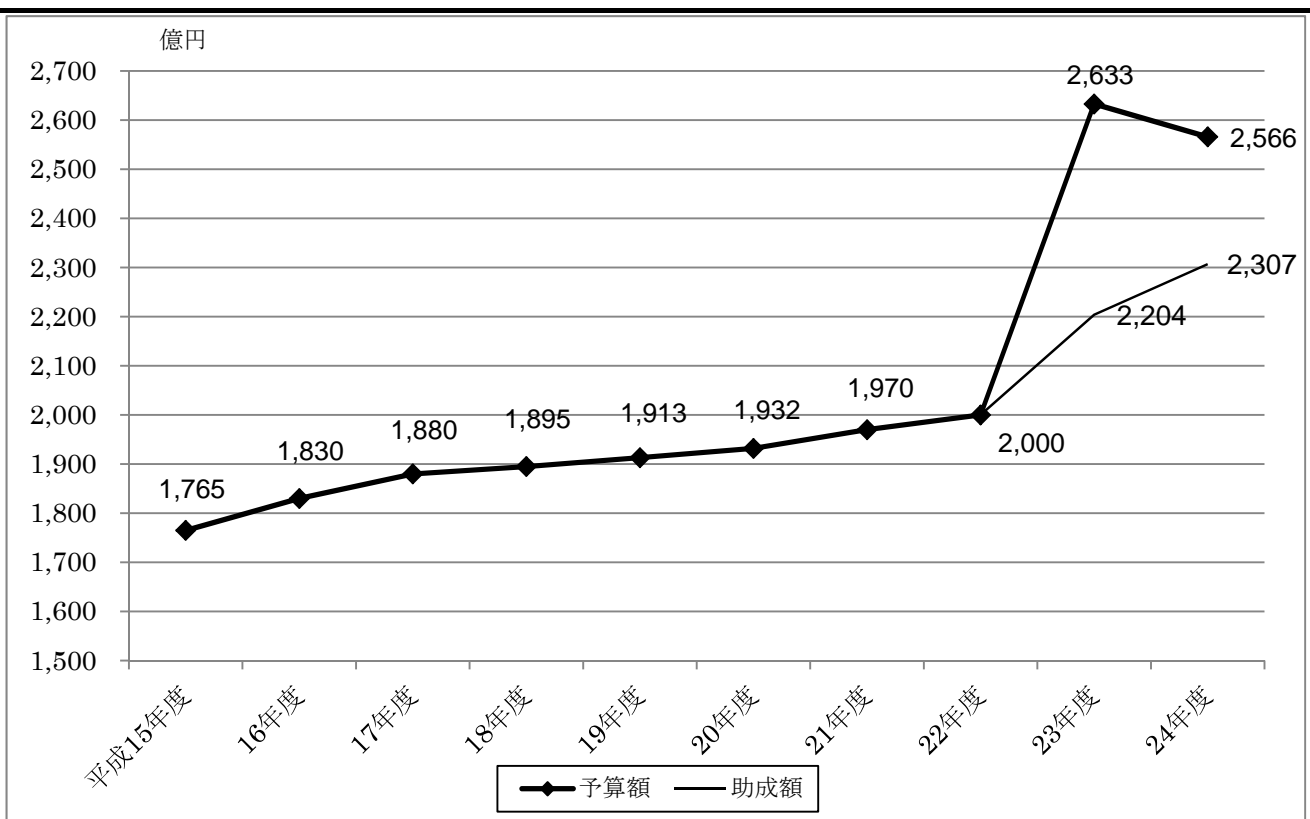
しかし、文部科学省がガイドラインを策定し、研究機関による自立的な公的研究費の管理・監査の環境、体制の構築を求めて以降も研究費の不正使用は後を絶たない状況である。文部科学省は、一部の機関において、業者への預け金（注1）等研究費の不適切な経理が判明した事例や、外部からの指摘を受け事実関係の調査が行われている事例が発生したことを受けて、平成23年8月、各研究機関宛てに「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」（平成23年8月19日付け23文科振第196号文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）を発出し、平成20年度から23年度までの期間における研究活動のための公的資金に係る預け金及びプール金（注2）の有無を調査し、また、調査の過程で19年度以前の不適切な経理が判明した場合も併せて報告するよう求めた。この結果、平成25年4月26日時点で、46機関139人の研究者が関与した総額約3億6,100万円に上る不適切な経理事案が判明し、このうち、ガイドライン施行後の20年度以降においても19機関48人の研究者が不適切な経理に関与し、その総額は約1億7,200万円に上っていることが判明している。

(注)1 「預け金」とは、業者に架空取引を指示し、契約した物品が納入されていないにもかかわらず納入されたなどとして代金を支払い、その支払金を当該業者に管理させるものである。

2 「プール金」とは、カラ出張や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、その差額等を研究室や個人等が管理するものである。

図表 I-2-③

図表 I-1-(1)-① 科研費の予算額の推移

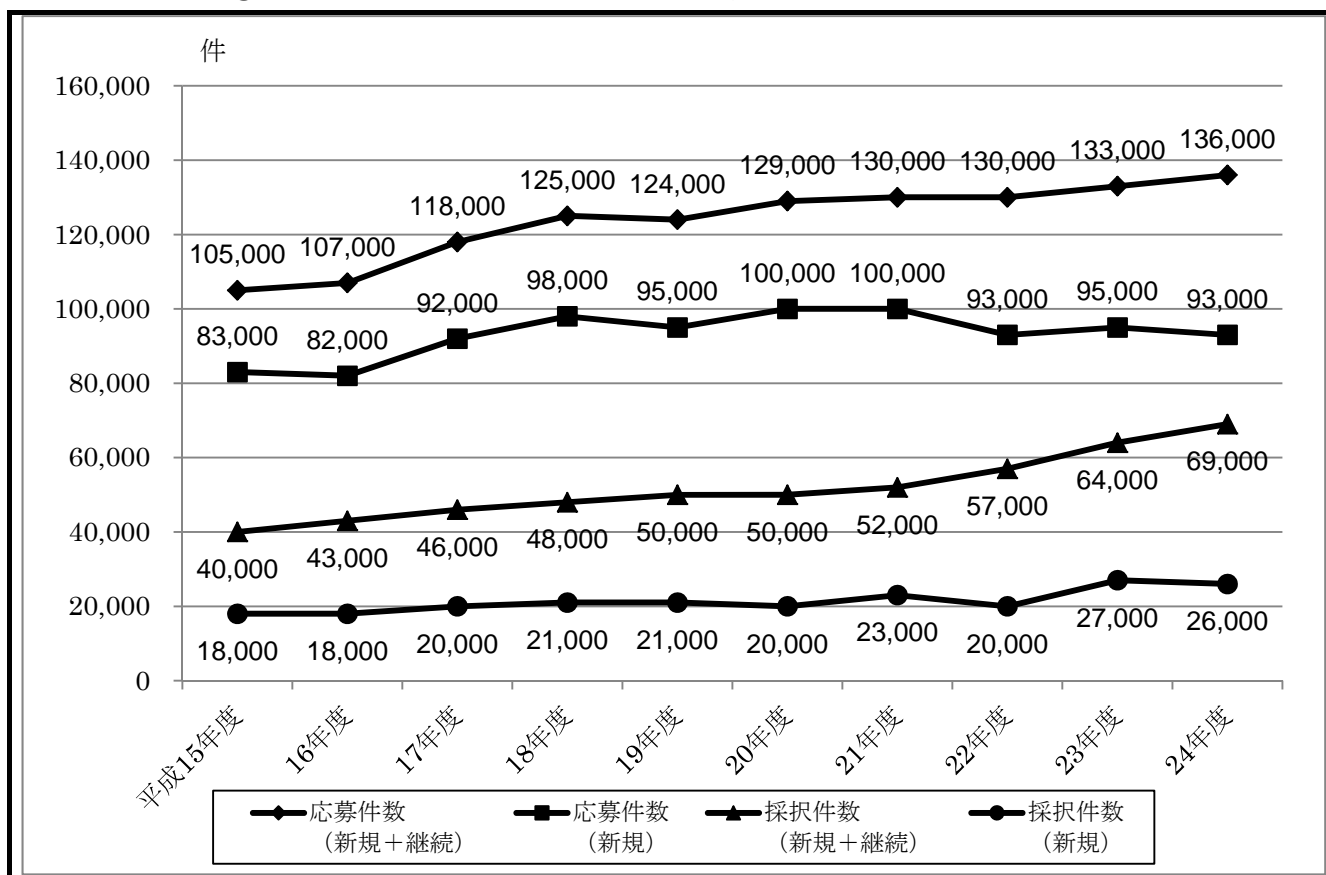


(単位：億円、%)

年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
予算額	1,765	1,830	1,880	1,895	1,913	1,932	1,970	2,000	2,633	2,566
比率	100.0	103.7	106.5	107.4	108.4	109.5	111.6	113.3	149.2	145.4
助成額	—	—	—	—	—	—	—	—	2,204	2,307
比率	100.0	—	—	—	—	—	—	—	124.9	130.7

- (注) 1 文部科学省の資料により当省が作成した。
 2 平成23年度から一部研究種目が基金化されたことにより、予算額に翌年度以降に使用する研究費が含まれることとなり予算額が当該年度の助成額を示さなくなったため、平成23年度以降、当該年度の助成額も集計している。
 3 比率欄の数値は、平成15年度の予算額(助成額)を100とした場合の比率である。

図表 I-1-(1)-② 科研費のうち「科学研究費」の応募件数及び採択件数の推移



(注) 学術振興会の公表資料に基づき、当省が作成した。

図表 I-1-(1)-③ 平成 25 年度の競争的資金制度別の予算額

(単位：百万円、%)

府省名	担当機関	制度名	予算額	合計額に占める割合
内閣府	食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究事業	189	0.05
	小 計		189	0.05
総務省	本省	戦略的情報通信研究開発推進事業	2,351	0.58
		戦略的国際連携型研究開発推進事業	379	0.09
		デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発	65	0.02
		ビッグデータ時代に対応するネットワーク基盤技術の確立等	316	0.08
	消防庁	消防防災科学技術研究推進制度	182	0.04
小 計		3,293	0.81	
文部科学省	本省/日本学術振興会	科学研究費助成事業（科研費）	238,143	58.29
	本省/科学技術振興機構	国家課題対応型研究開発推進事業	23,658	5.79
	科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業	62,548	15.31
		研究成果展開事業	29,322	7.18
		国際科学技術共同研究推進事業	3,437	0.84
	小 計		357,108	87.41
厚生労働省	本省	厚生労働科学研究費補助金	31,218	7.64
	医薬基盤研究所	オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費（注2）	3,011	0.74
	小 計		34,229	8.38
農林水産省	本省	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業	4,576	1.12
	農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業	2,057	0.50
	小 計		6,633	1.62
経済産業省	本省	地域中小企業イノベーション補助事業	296	0.07
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	先導的産業技術創出事業	173	0.04
	小 計		469	0.11
国土交通省	本省	建設技術研究開発助成制度	283	0.07
		交通運輸技術開発推進制度	175	0.04
	小 計		458	0.11
環境省	本省	環境研究総合推進費	6,160	1.51
	小 計		6,160	1.51
合 計			408,539	100

(注) 1 内閣府の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 予算額はオーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費のうち、旧保健医療分野における基礎研究推進事業の継続分である。

3 この一覧とは別に、平成 21 年度に創設された先端研究助成基金により、最先端研究開発支援プログラム(1,000 億円)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(500 億円)を、平成 25 年度までの事業として実施している。

図表 I-1-(2) 科研費の研究種別（平成 25 年度）

研究種別等	研究種別の目的・内容等	役割分担	間接経費の有無
科学研究費			
特別推進研究	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究（期間 3～5 年、1 課題 5 億円程度を応募総額の上限の目安とするが、上限、下限とも制限は設けない）	振	○
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取組が必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る（期間 3～6 年、単年度当たりの目安 1 領域 2,000 万円～6 億円程度）※現在、新規募集は行っていない。	文	
新学術領域研究	（研究領域提案型） 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる （期間 5 年、単年度当たりの目安 1 領域 1,000 万円～3 億円程度）	文・振	○
基盤研究 (S・A・B・C)	(S) 1 人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究（期間原則 5 年、1 課題 5,000 万円以上 2 億円程度まで） (A) (B) (C) 1 人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究（期間 3～5 年） （応募総額により A・B・C に区分） (A) 2,000 万円以上 5,000 万円以下 (B) 500 万円以上 2,000 万円以下（H24 新規採択課題から一部基金化） (C) 500 万円以下（H23 新規採択課題から基金化）	振	○
挑戦的萌芽研究	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究（期間 1～3 年、1 課題 500 万円以下）（H23 新規採択課題から基金化を導入）	振	○
若手研究 (S・A・B)	(S) 42 歳以下の研究者が 1 人で行う研究（期間 5 年、1 課題 おおむね 3,000 万円以上 1 億円程度まで）※現在、新規募集は行っていない。 (A) (B) 39 歳以下の研究者が 1 人で行う研究 （期間 2～4 年、応募総額により A・B に区分） (A) 500 万円以上 3,000 万円以下（H24 新規採択課題から一部基金化） (B) 500 万円以下（H23 新規採択課題から基金化）	振	○
研究活動スタート支援	研究機関に採用されたばかりの研究者や育児休業等から復帰する研究者等が 1 人で行う研究（期間 2 年以内、単年度当たり 150 万円以下）	振	○
奨励研究	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が 1 人で行う研究	振	
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成	文	
研究成果公開促進費			
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	振	
国際情報発信強化	学協会等の学術団体等が学術の国際交流に資するため、更なる国際情報発信の強化を行う取組への助成	振	
学術定期刊行物	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成※現在、新規募集は行っていない。	振	
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	振	
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	振	
特別研究員奨励費	日本学術振興会の特別研究員（外国人特別研究員を含む）が行う研究の助成（期間 3 年以内）	振	

- (注) 1 文部科学省及び学術振興会の資料に基づき、当省が作成した。
 2 役割分担欄の「文」は文部科学省を、「振」は学術振興会を表す。
 3 「間接経費」とは、競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する「直接経費」に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要経費として、被配分機関が使用する経費である。

図表 I-1-(3)-① 科学研究費補助金の基金化の概要

単年度補助金の研究費イメージ

※ 4年間の研究課題の例

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
H19採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④			
H20採択		新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④		
H21採択			新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	
H22採択				新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④

平成22年度に必要な予算として□部分を措置していた。単年度の研究費として交付するため年度内に執行する必要があった。

全額基金の研究費のイメージ

【基盤研究(C)、挑戦的萌芽研究、若手研究(B)】

	H22	H23	H24	H25	H26
H20採択	継続 ③	継続 ④			
H21採択	継続 ②	継続 ③	継続 ④		
H22採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	
H23採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	継続 ④

補助金分は従前と同様の予算措置

基金分

H23以降は一括して予算措置

平成23年度に採択した「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究(B)」から、全額基金により研究費を措置(□横縞部分)。交付決定を複数年分まとめて行うため、研究期間中は全額年度にしばられない研究費の使用が可能。

一部基金の研究費のイメージ

【基盤研究(B)、若手研究(A)】

	H22	H23	H24	H25	H26
H19採択	継続 ③	継続 ④			
H20採択	継続 ②	継続 ③	継続 ④		
H21採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	
H22採択	新規 ①	継続 ②	継続 ③	継続 ④	継続 ④

補助金分は従前と同様の予算措置

補助金分(500万円を超える分)は毎年度予算措置

補助金分

基金分(500万円分)はH24以降一括して予算措置

基金分

平成24年度に採択した「基盤研究(B)」、「若手研究(A)」について、500万円を基金(□横縞部分)で、500万円を超える分は補助金(□縦縞部分)で措置。交付決定については、基金分は複数年分まとめて、補助金分は毎年度行う。基金分については、研究期間中は年度に縛られない研究費の使用が可能。

【前倒し、繰越しのイメージ】

区分	1年目	2年目	3年目	4年目
予定額	100万円	100万円	100万円	100万円
実際に必要となった研究費	130万円	70万円	80万円	120万円

前倒し請求が可能(30万円)

繰越しに関する手続不要(20万円)

【年度をまたぐ物品調達が可能】

会計年度による制約がなくなるため、前年度に発注した物品が翌年度に納品されても構わない。

(注) 学術振興会の公表資料による。

図表 I-1-(3)-② 平成 24 年度における科研費の研究種目別新規採択配分額等

(単位：件、%、千円)

研究種目	採択件数	全採択件数に占める割合	配分額	配分額合計に占める割合
科学研究費	25,825	88.4	66,888,620	94.8
特別推進研究	18	0.1	1,462,000	2.1
特定領域研究(注2)	9	0.0	25,400	0.0
新学術領域研究 (研究領域提案型)	905	3.1	6,907,900	9.8
基盤研究(S)	87	0.3	3,508,300	5.0
基盤研究(A)	535	1.8	6,985,500	9.9
基盤研究(B)(注3)	2,440	8.4	13,200,800	18.7
基盤研究(C)(注4)	9,857	33.7	15,332,520	21.7
挑戦的萌芽研究(注4)	3,759	12.9	5,692,800	8.1
若手研究(A)(注3)	399	1.4	3,243,100	4.6
若手研究(B)(注4)	6,255	21.4	9,213,500	13.1
研究活動スタート支援	854	2.9	966,900	1.4
奨励研究	707	2.4	349,900	0.5
研究成果公開促進費	491	1.7	1,029,060	1.5
特別研究員奨励費	2,903	9.9	2,662,400	3.8
合計	29,219	100.0	70,580,080	100.0

(注) 1 文部科学省の公表資料(平成24年11月現在)に基づき、当省が作成した。

2 「特定領域研究」は、平成24年度の新規・継続領域に係る公募はなく、23年度に設定期間が終了した研究領域の取りまとめのみが公募対象である。

3 「基盤研究(B)」及び「若手研究(A)」は、一部基金化研究種目であるため、「配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上している。

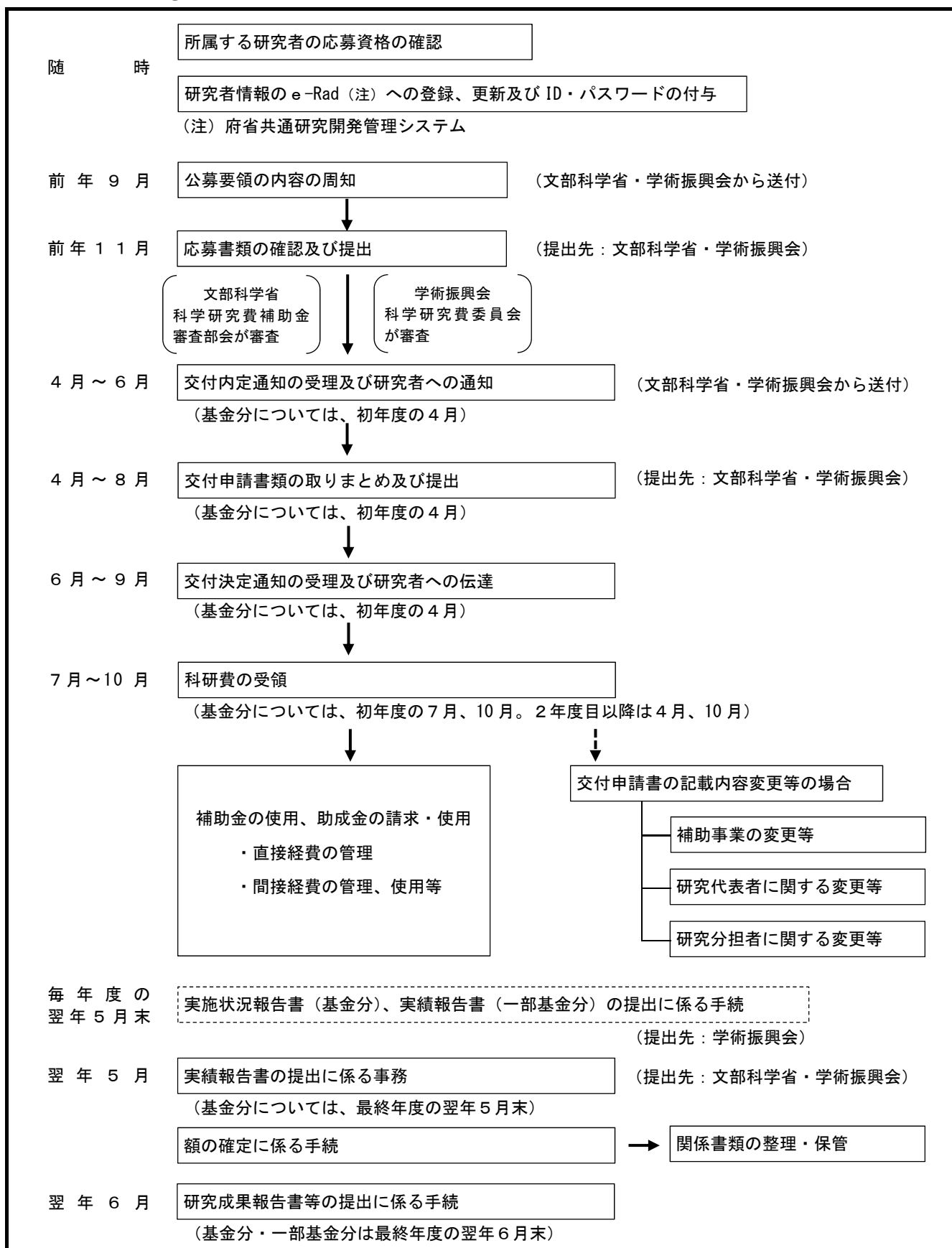
4 「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究(B)」は、基金化研究種目であるため、「配分額」欄には平成24年度の当初計画に対する配分額を計上している。

5 本図表では、「新学術領域研究(研究領域提案型)『生命科学系3分野支援活動』」、「特別研究促進費」及び「特定奨励費」は除いている。

6 基金化された「基盤研究(C)」、「挑戦的萌芽研究」及び「若手研究(B)」と一部基金化された「基盤研究(B)」及び「若手研究(A)」の採択件数の合計は22,701件(77.7%)、配分額の合計は46,682,720千円(66.1%)である。

7 全採択件数に占める割合及び配分額合計に占める割合は、四捨五入の関係で、合計が100にならないことがある。

図表 I-1-(4)-① 研究機関の科研費に係る事務の流れ



(注) 文部科学省及び学術振興会の資料に基づき、本省が作成した。

図表 I-1-(4)-② 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 3 月 30 日 文部省告示第 110 号）〈抜粋〉

第 2 条（定義）

この規程において「研究機関」とは、学術研究を行う機関であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 大学及び大学共同利用機関（別に定めるところにより文部科学大臣が指定する大学共同利用機関法人が設置する大学共同利用機関にあつては、当該大学共同利用機関法人とする。）
- 二 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- 三 高等専門学校
- 四 国若しくは地方公共団体の設置する研究所その他の機関、特別の法律により設立された法人若しくは当該法人の設置する研究所その他の機関、国際連合大学の研究所その他の機関（国内に設置されるものに限る。）又は一般社団法人若しくは一般財団法人のうち学術研究を行うものとして別に定めるところにより文部科学大臣が指定するもの

2 この規程において「研究代表者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、法第 2 条第 3 項に規定する補助事業者等（以下「補助事業者」という。）として当該事業の遂行に責任を負う研究者をいう。

3 この規程において「研究分担者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業のうち二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行うものにおいて、補助事業者として研究代表者と共同して当該事業を行う研究者をいう。

4 この規程において「連携研究者」とは、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において、研究代表者又は研究分担者の監督の下に当該研究代表者又は研究分担者と連携して研究に参画する研究者をいう。

5 この規程において「研究協力者」とは、研究代表者及び研究分担者並びに連携研究者以外の者で、科学研究費補助金の交付の対象となる事業において研究への協力を行う者をいう。

6 この規程において「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による科学研究費補助金の他の用途への使用又は科学研究費補助金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用をいう。

7 この規程において「不正行為」とは、科学研究費補助金の交付の対象となつた事業において発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等のねつ造、改ざん又は盗用をいう。

8 本邦の法令に基づいて設立された会社その他の法人（以下この項において「会社等」という。）が設置する研究所その他の機関又は研究を主たる事業としている会社等であつて、学術の振興に寄与する研究を行う者が所属するもの（第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げるものを除く。）のうち、別に定めるところにより文部科学大臣が指定するものは、同項の研究機関とみなす。

第 3 条（科学研究費補助金の交付の対象）

科学研究費補助金は、次の各号に掲げる事業に交付するものとする。

- 一 学術上重要な基礎的研究（応用的研究のうち基礎的段階にある研究を含む。）であつて、研究機関に、当該研究機関の研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、かつ、当該研究機関の研究活動に実際に従事している研究者（日本学術振興会特別研究員を含む。）が一人で行う事業若しくは二人以上の研究者が同一の研究課題について共同して行う事業（研究者の所属する研究機関の活動として行うものであり、かつ、研究機関において科学研究費補助金の管理を

行うものに限る。)又は教育的若しくは社会的意義を有する研究であつて、研究者が一人で行う事業(以下「科学研究」という。)

二 学術研究の成果の公開で、個人又は学術団体が行う事業(以下「研究成果の公開」という。)

三 その他文部科学大臣が別に定める学術研究に係る事業

2 独立行政法人日本学術振興会法(平成14年法律第159号。以下「振興会法」という。)第15条第1号の規定に基づき独立行政法人日本学術振興会(以下「振興会」という。)が行う業務に対して、文部科学大臣が別に定めるところにより科学研究費補助金を交付する。

(注) 下線は当省が付した。

図表 I-2-① 平成19年度から23年度までに文部科学省・学術振興会が返還を命令した科学研究費補助金の不正使用事例

返還命令年度	大学等名	不正な使用の概要	文部科学省等の対応
19	広島工業大学	平成9年度、10年度、12年度及び13年度並びに15年度～18年度の科学研究費補助金において、旅費、謝金を架空請求し、また業者から無償で貸借した計測装置についてレンタル料を請求し、大学から補助金を支出させ自らの銀行口座で管理し、研究費(遠隔地での測定会実施に際しての必要経費)として使用したほか、一部については家族旅行の費用に使用していた。	○補助金の返還命令 平成20年2月1日(文) 428万円 平成20年1月28日(振) 336万円 (返還命令総額764万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人) 1年: 4人
19	九州大学	平成17年度及び18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する研究生の名義貸しを依頼し、自らが管理する銀行口座を開設し、架空の謝金請求を行い、研究期間終了後に使用する研究費として保管していた。	○補助金の返還命令 平成20年1月28日(文) 78万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
19	吉備国際大学	平成16年度及び17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月19日(振) 169万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
19	獨協医科大学	平成10年度～18年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成19年12月13日(文) 2,286万円 平成19年12月28日(振) 3,076万円 (返還命令総額5,362万円) ○応募資格の停止 4年: 29人(29人) 1年: 15人 【岐阜大学分】(注3) ○補助金の返還命令 平成20年2月19日(振) 100万円
19	朝日大学	平成14年度、16年度及び17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大	○補助金の返還命令 平成19年10月1日(文)

		学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	630万円 平成19年10月2日(振) 265万円 (返還命令総額895万円) ○応募資格の停止 4年: 1人(1人) 1年: 2人
19	金沢大学	平成14年度の科学研究費補助金において、正規の手続を経て購入し機関による納品検収を受け、補助金の支出手続がなされた物品・消耗品等を業者に持ち帰らせ、それらに支出させた補助金を「預け金」として業者に管理させ、必要に応じ正規の手続きを経ずに物品等を納品検収を受けることなく納入させ、その代金を「預け金」から支出していた。	○補助金の返還命令 平成19年7月11日(振) 130万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人)
19	立命館大学	平成13年度～18年度の科学研究費補助金において、研究室に所属する学生名義で架空の謝金請求を行い、謝金を受け取った学生から研究室に還流させ、留学生支援、学生の現地調査活動経費や学会参会費等研究室の運営費等に使用していた。	○補助金の返還命令 平成19年6月27日(文) 61万円 平成19年5月30日(振) 499万円 ○応募資格の停止 4年: 1人(1人) 5年: 1人(1人)
19	国立天文台	平成10年度～13年度の科学研究費補助金において、架空の謝金請求を行い、大学院生の旅費として使用していたほか、一部に祝電等の支出が確認された。	○補助金の返還命令 平成19年5月16日(文) 82万円 平成19年5月18日(振) 152万円 (返還命令総額234万円) ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
19	埼玉医科大学	平成16年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費に、妻子を同伴するための費用を含んで精算したほか、研究課題の目的から外れた共同研究の打合せをするために、旅行予定外の目的地に滞在した。	○補助金の返還命令 平成19年4月20日(文) 57万円 ○応募資格の停止 5年: 1人(1人)
20	早稲田大学	平成15年度及び16年度の科学研究費補助金において、業者に架空の取引を指示し、実際に購入、納品させた物品等とは異なる品名が記載された虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成21年3月31日(振) 70万円 ○応募資格の停止 4年: 1人
20	筑波大学	平成9年度及び10年度科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年3月25日(文) 99万円 ○応募資格の停止 4年: 1人
20	愛知医科大学	平成11年度～17年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていたり、研究代表者が研究分担者に名義を貸して補助金の交付を受け、使用しているものがあつた。	○補助金の返還命令 平成21年2月17日(振) 1,530万円 ○応募資格の停止 5年: 2人 4年: 10人
20	放射線医学総合研究所	平成15年度～18年度科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、研究所から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ研究所に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年1月21日(文) 483万円 平成21年1月16日(振) 162万円

			(返還命令総額 645 万円) ○応募資格の停止 4年： 3人
20	東京歯科大学	平成 13 年度及び 14 年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 21 年 1 月 8 日 (振) 47 万円 ○応募資格の停止 4年： 2人
20	目白大学	平成 17 年度の科学研究費補助金において、海外渡航に係る旅費について、研究出張とはみなせない用務が含まれていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 12 月 11 日 (文) 39 万円 ○応募資格の停止 5年： 1人
20	国立感染症研究所	平成 15 年度～17 年度の科学研究費補助金において、研究補助員に虚偽の謝金受領書を作成させ、研究代表者が立替払をしたとして不正に補助金を受領し、保管していた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 11 月 21 日 (振) 154 万円 ○応募資格の停止 4年： 1人
20	東北大学	平成 14 年度～16 年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 7 月 25 日 (振) 513 万円 ○応募資格の停止 4年： 2人(2人) 1年： 1人
20	静岡大学	平成 15 年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、14 年度に科学研究費補助金で購入した物品の附属品の支払いに充てていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 7 月 23 日 (振) 51 万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人)
20	岡山大学	平成 15 年度の科学研究費補助金において、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 5 月 19 日 (振) 81 万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人)
20	新潟大学	平成 14 年度から 18 年度の科学研究費補助金において、実体のない謝金出勤表を大学院学生に作成させて請求し、大学に補助金を支出させ、大学院学生の学会参加の旅費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 20 年 5 月 13 日 (振) 34 万円 ○応募資格の停止 4年： 1人(1人) 1年： 8人 【山形大学分】(注 3) ○補助金の返還命令 平成 20 年 5 月 27 日 (振) 66 万円
21	愛知県がんセンター	平成 15 年度～19 年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる物品(高額な顕微鏡等)を納品させていたほか、コピー機の使用料や修理代等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 22 年 3 月 31 日 (文) 415 万円 平成 22 年 3 月 31 日 (振) 360 万円 (返還命令総額 775 万円) ○応募資格の停止 4年： 6人(6人) 1年： 6人
21	広島大学	平成 15 年度～17 年度及び 19 年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、	○補助金の返還命令 平成 22 年 3 月 16 日 (文) 47 万円 平成 22 年 3 月 24 日 (振)

		補助事業に関連しない研究用物品の購入費等に充てていたり、実際には請求書等の内容と異なる物品（パソコン等）を納品させていた。	395万円 (返還命令総額 442万円) ○応募資格の停止 4年： 4人（4人） 1年： 9人
21	東京大学	平成16年度～18年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、実際には請求書等の内容と異なる物品の納品等をさせていたほか、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない文具類等の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成22年3月15日（文） 161万円 平成22年3月12日（振） 58万円 (返還命令総額 218万円) ○応募資格の停止 4年： 2人（2人） 1年： 15人
21	東京医科大学	平成15年度～17年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年12月4日（文） 160万円 平成21年11月12日（振） 318万円 (返還命令総額 478万円) ○応募資格の停止 4年： 6人（6人）
21	岡山大学	平成14年度～16年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年10月30日（振） 283万円 ○応募資格の停止 4年： 5人（5人） 1年： 5人
21	名古屋大学	平成14年度及び15年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の納品書、請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を科研費から支払わせ、当該購入代金を業者に預けて別途に経理し、補助事業に関連しない研究用物品等の購入費のほか一部を私用物品の購入費に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年10月19日（振） 182万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） 5年： 1人（1人）
21	長岡技術科学大学	平成9年度～11年度の科学研究費補助金について、実体のない謝金を架空に請求し、プール金として自らで管理し、学生の学会参加に必要なとなる経費等に使用していた。	○補助金の返還命令 平成21年9月4日（文） 94万円 平成21年9月1日（振） 10万円 (返還命令総額 104万円) ○応募資格の停止 4年： 1人（1人）
21	信州大学	平成15年度～17年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品の購入等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成21年6月23日（振） 266万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人） 1年： 4人
22	名城大学	平成19年度の科学研究費補助金について、研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、同大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加に係る旅費等に充てていた。	○補助金の返還命令 平成22年9月29日（振） 4万円 ○応募資格の停止 4年： 1人（1人）
22	山口大学	平成11年度～20年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に	○補助金の返還命令 平成23年3月30日（文） 170万円

		応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。併せて、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。また一部を私用物品の購入費に充てていた。	平成 23 年 3 月 31 日 (振) 801 万円 (返還命令総額 971 万円) ○応募資格の停止 5 年 : 1 人 (1 人) 4 年 : 10 人 (10 人) 2 年 : 2 人 (2 人)
22	名古屋大学	平成 15 年度及び 16 年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 3 月 30 日 (文) 946 万円 ○応募資格の停止 4 年 : 1 人 (1 人)
22	松本歯科大学	平成 15 年度～18 年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 3 月 30 日 (文) 142 万円 平成 23 年 3 月 31 日 (振) 560 万円 (返還命令総額 702 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 6 人 (6 人) 2 年 : 2 人 (2 人)
22	和歌山県立医科大学	平成 14 年度～平成 19 年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせ、当該購入代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品目の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 2 月 15 日 (文) 3,005 万円 ○補助金の返還命令 平成 23 年 2 月 28 日 (振) 2,851 万円 (返還命令総額 5,856 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 9 人 (9 人) 1 年 : 19 人
23	宮崎大学	平成 19 年度～平成 21 年度の科学研究費補助金について、事務職員が研究者の許可なしに物品を発注し、納品されたものを自宅に持ち帰り私物化していた。	○補助金の返還命令 平成 24 年 3 月 28 日 (文) 2 万円 平成 24 年 3 月 28 日 (振) 30 万円 (返還命令総額 32 万円) ○応募資格の停止 2 年 : 3 人 (3 人) 1 年 : 2 人
23	大阪大学	平成 15 年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 24 年 3 月 28 日 (文) 314 万円 ○応募資格の停止 4 年 : 2 人 (2 人)
23	東京工業大学	平成 16 年度の科学研究費補助金について、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させていた。	○補助金の返還命令 平成 24 年 3 月 23 日 (文) 6 万円 平成 24 年 3 月 23 日 (振) 36 万円 (返還命令総額 42 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 1 人 (1 人) 2 年 : 1 人 (1 人) 1 年 : 1 人
23	帯広畜産大学	平成 16 年度～平成 19 年度の科学研究費補助金について、	○補助金の返還命令

		架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	平成 24 年 1 月 10 日 (文) 724 万円 平成 24 年 1 月 10 日 (振) 2,286 万円 (返還命令総額 3,010 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 15 人 (15 人) 1 年 : 39 人 【岐阜大学分】(注 3) ○補助金の返還命令 平成 24 年 1 月 10 日 (振) 20 万円
23	大阪大学	平成 16 年度～平成 22 年度の科学研究費補助金について、業者に架空の取引を指示し、虚偽の請求書等を作成させて、これにより同大学に架空の取引に係る購入代金を補助金から支払わせ、当該代金をもとに実際には請求書等の内容と異なる研究用物品等を納品させたり、請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品させたり、研究目的に関係のない物品を納品させていた。また、出張について、実際に行っていないものや旅行命令に記載された期間や出張先等が実際と一致していないものがあり、一部については、業者に虚偽の請求書等を作成させて、家族の旅費を請求していた。更に欠勤していた特任研究員等の謝金を請求したりしていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 11 月 24 日 (振) 1,515 万円 ○応募資格の停止 5 年 : 1 人 (1 人) 4 年 : 3 人 (3 人) 1 年 : 7 人
23	獨協医科大学	平成 15 年度～平成 17 年度の科学研究費補助金について、架空発注により消耗品等を購入したように装い、同大学から補助金を支出させ、業者に預け金として管理させた上で、必要に応じ大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。	○補助金の返還命令 平成 23 年 9 月 9 日 (文) 718 万円 平成 23 年 8 月 24 日 (振) 357 万円 (返還命令総額 1,075 万円) ○応募資格の停止 4 年 : 6 人 (6 人) 1 年 : 3 人

(注) 1 文部科学省の公表資料に基づき作成した。

2 文部科学省等の対応欄の「(文)」は文部科学省を、「(振)」は学術振興会を表す。また、「応募資格の停止」における括弧内の人数は、申請等資格制限の一斉適用対象の人数を示す。

3 不正使用を行った研究者は他の研究機関に所属する研究代表者の実施する研究課題の研究分担者であり、当該不正使用に係る研究費の返還は研究代表者の所属する研究機関から受けている。

図表 I-2-② 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定）〈抜粋〉

第 1 節 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の運営・管理を適正に行うためには、運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、機関内外に公表することが必要である。

（全機関に実施を要請する事項）

- ① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。
- ② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を定め、その職名を公開する。
- ③ 機関内の各部局等（例えば、大学の学部、附属の研究所等、一定の独立した事務機能を備えた組織）における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（以下、「部局責任者」という。）を定め、その職名を公開する。
- ④ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って競争的資金等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

（実施上の留意事項）

各機関において適当と判断する場合は、部局等单位で責任の範囲を区分したり、対象となる資金制度によって責任の範囲を区分することができる。その場合は責任の範囲があいまいにならないよう、より明確に規定する。

第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、研究費の不正な使用（以下、「不正」という。）が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

（1） ルールの明確化・統一化

（全機関に実施を要請する事項）

- 競争的資金等に係る事務処理手続きに関するルールについて、以下の観点から見直しを行い、明確かつ統一的な運用を図る。
- ① すべての研究者及び事務職員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
 - ② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局間で統一的運用を図る。
 - ③ ルールの全体像を体系化し、すべての研究者及び事務職員に分かりやすい形で周知する。
 - ④ 事務処理手続きに関する機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置し、効率的な研究遂行

を適切に支援する仕組みを設ける。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内ルールの方針に当たっては、慣例にとられることなく、実態を踏まえ業務が最も効率的かつ公正に遂行できるものとする。
- ② ルールの例外的な処理は、ルールと実態の乖離を招く恐れが強いことから、極力これを認めない。やむをえず認める必要がある場合については、例外処理の指針を定め、手続きを明確化して行うものとする。また、例外的処理を認めたケースについて先例集を作成して周知させるなど、実務が放恣に流れないよう最大限の努力を惜しんではならない。

(2) 職務権限の明確化

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の事務処理に関する研究者と事務職員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。
- ② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。
- ③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。
- ④ 職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を防止するためには、適切なチェックが必要であることについて研究者の理解を促進し、現場でのチェックが適切に行われる体制を構築することが重要である。
- ② 業務の実態が変化しているにもかかわらず、職務分掌規程等が改定されないまま実態と乖離して空文化し、責任の所在があいまいになっていないかという観点から必要に応じ適切に見直す。
- ③ 決裁が形式的なものでなく責任の所在を反映した実効性のあるものとなるよう、決裁手続きを簡素化する。その際、決裁者の責任を明確にするためにも、決裁者の人数を少人数に絞ることが望ましい。

(3) 関係者の意識向上

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、研究費は公的資金によるものであり、機関による管理が必要であるという原則とその精神を研究者に浸透させる。
- ② 事務職員は専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保しつつ、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあるとの認識を機関内に浸透させる。
- ③ 研究者及び事務職員の行動規範を策定する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正の発生の背景には個人のモラルの問題だけでなく、組織による取り組みの不十分さという問題があるという認識を徹底させる。
- ② 不正発生を根絶するには、研究者、研究者コミュニティの自己決定によるルールと体制作りが前提であり、それに従うことが研究者倫理であるという意識を浸透させる。

- ③ 不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者は十分に認識しなければならない。
- ④ 事務職員は、研究活動の特性を十分理解する。
- ⑤ 事務職員は、研究を行う上で必要な事柄については、ルールに照らし実現可能であるか柔軟に検討するとともに、検討結果につきできるだけ早く研究者に適切な説明を行うことが求められる。なお、柔軟な検討については、本節(1)に述べたことに充分留意することが必要である。
- ⑥ 部局責任者等、研究現場における組織風土の形成に直接責任のある者は、会議等の運営に当たり、研究者と事務職員の相互理解を促進させるよう配慮する。
- ⑦ 事務職員のキャリアパスが、専門性を高められるものとなるよう配慮する。また、機関として専門性の高い人材の育成に取り組む。
- ⑧ 行動規範の内容は、研究者や事務職員の問題意識を反映させたものとする。研究者や事務職員の意識向上のため、現場で問題となりうる具体的な事項や実務上必要な内容を優先順位を付けて記載し、個々の事象への対応ではなく、機関の職員としての取り組みの指針を明記するものとする。

(4) 調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
(全機関に実施を要請する事項)

- ① 不正に係る調査の手続き等を明確に示した規程等を定める。
- ② 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。
- ③ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。

(実施上の留意事項)

- ① 不正に関する調査や懲戒に関する規程等については、不公平な取扱いがなされたり、その疑いを抱かれたりすることのないように、明確な規程とするとともに適用手続きの透明性を確保する。
- ② 懲戒規程等は、不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう、適切に整備する。
- ③ 調査の結果、不正が確認された場合は事案を公表する。また公表に関する手続きを予め定める。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止対応計画を策定・実施することにより、関係者の自主的な取り組みを喚起し、不正の発生を防止することが必要である。

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
(全機関に実施を要請する事項)

- ① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。

(実施上の留意事項)

- ① 不正を発生させる要因の把握に当たっては、一般的に以下のような点に注意が必要である。
 - (ア) ルールと実態が乖離していないか。
 - (イ) 決裁手続きが複雑で責任の所在が不明確になっていないか。
 - (ウ) 取引に対するチェックが不十分になっていないか。例えば、研究者と事務職員との意思疎通が円滑でないことなどにより、事務職員から研究者に取引状況の確認が行いにくい状況がないか。又は、研究者と取引業者の間が密接になり過ぎており、チェックがかけにくい状況になっていないか。
 - (エ) 予算執行が特定の時期に偏っていないか。
 - (オ) 過去に業者に対する未払い問題が生じていないか。
 - (カ) 競争的資金等が集中している部局・研究室はないか。
 - (キ) 非常勤雇用者の管理が研究室まかせになっていないか。
- ② 不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意する。
- ③ 具体的な要因を把握するに当たっては、組織全体の幅広い関係者の協力を求め、実際に不正が発生する危険性が常にどこにでもあることを認識させ、自発的な改善の取り組みを促す。
- ④ 不正を発生させる要因に対する不正防止計画は、優先的に取り組むべき事項を中心に、明確なものとするとともに、定期的に見直しを行うことが必要である。
- ⑤ 不正防止計画の策定に当たっては、経理的な側面のみならず、ルール違反防止のためのシステムや業務の有効性、効率性といった側面についても検討する。
- ⑥ 不正防止計画への取り組みに部局等によるばらつきが生じないよう機関全体の観点からのモニタリングを行う。

(2) 不正防止計画の実施

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下、「防止計画推進部署」という。）を置く。
- ② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。

(実施上の留意事項)

- ① 防止計画推進部署は、最高管理責任者の直属として設置するなどにより、機関全体を取りまとめることができるものとする。なお、機関の規模によっては既存の部署を充て、又は既存の部署の職員が兼務することとしても差し支えない。
- ② 防止計画推進部署には、研究経験を有する者も含むことが望ましい。
- ③ 防止計画推進部署は機関の内部監査部門とは別に設置し、密接な連絡を保ちつつも内部監査部門からのチェックが働くようにすることが望ましい。
- ④ 不正防止計画の着実な実施は、最高管理責任者の責任であり、実際に不正が発生した場合には、最高管理責任者の対応が問われることとなる。

- ⑤ 部局等は、機関全体で不正が生じにくいように、防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第3節で策定した不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③ 不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることにかんがみ、癒着を防止する対策を講じる。
- ④ 発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営する。
- ⑤ 納品検収及び非常勤雇用者の勤務状況確認等の研究費管理体制の整備について、機関の取り組み方針として明確に定める。
- ⑥ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定める。
- ⑦ 研究者の出張計画の実行状況等を部局等の事務で把握できる体制とする。

(実施上の留意事項)

- ① 予算執行が年度末に集中するような場合は、執行に何らかの問題がある可能性があることに留意し、事務職員は必要に応じて研究者に対して執行の遅れの理由を確認するとともに必要な場合は改善を求める。
- ② 物品調達に係るチェックシステムは、不正の防止と研究の円滑かつ効率的な遂行を両立させるよう配慮し、調達業務全体の枠組みの中で検討する。
- ③ 書面によるチェックを行う場合であっても、形式的な書類の照合ではなく、業務の実態を把握するように実施する。
- ④ 発注業務を柔軟にすることを目的として一定金額以下のものについて研究者による直接の発注を認める場合であっても、従来の慣行に関わらず、発注の記録方法や発注可能な金額の範囲等について、機関として可能な限り統一を図る。
- ⑤ 納品伝票は納品された現物と照合した上で保存し、後日の検証を受けられるようにする。
- ⑥ 物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならない。
- ⑦ 研究費の執行が当初計画より遅れる場合等においては、繰越明許制度の積極的活用等、ルールそのものが内蔵する弾力性を利用した対応を行う。

第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

ルールに関する理解を機関内の関係者に浸透させること、機関の内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが、競争的資金等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となる。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- ② 機関内外からの通報（告発）の窓口を設置する。
- ③ 不正に係る情報が、最高管理責任者に適切に伝わる体制を構築する。
- ④ 研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する。
- ⑤ 競争的資金等の不正への取り組みに関する機関の方針及び意思決定手続きを外部に公表する。

(実施上の留意事項)

- ① 機関内部及び取引業者等、外部からの通報の取扱いに関し、通報者の保護を徹底するとともに、保護の内容を通報者に周知する。
- ② 誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じる。
- ③ 顕名による通報の場合、原則として、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。
- ④ 機関内外からの相談窓口及び通報窓口の仕組みについて、ホームページ等で積極的に公表する。
- ⑤ 行動規範や競争的資金等のルールの理解度の調査においては、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等がないか把握するよう努め、問題点が発見された場合には、最高管理責任者のリーダーシップの下、適切な組織（コンプライアンス室、監査室等）が問題の解決に当たる。
- ⑥ 民間企業等において、企業活動上、社内規程等を外部に公表することが困難な場合は、資金配分機関への報告をもって公表に代えることができる。

第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要である。

(全機関に実施を要請する事項)

- ① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備する。
- ② 内部監査部門は、会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証も行う。
- ③ 内部監査部門は第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する。
- ④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与する。
- ⑤ 内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。

(実施上の留意事項)

- ① 内部監査部門を強化するため、高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置する。
- ② 内部監査は、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制となっているか否かを確認・検証するなど、機関全体の見地に立った検証機能を果たすことが重要である。調達業務を例にとると、発注・検収・支払いの現場におけるチェック及び防止計画推進部署によるそれらのモニタリングがともに機能しているか否かを内部監査により確認する。また内部監査には、ルールそのものにも改善すべきことがないか検証することが期待されている。
- ③ 監事及び会計監査人と内部監査部門が、それぞれの意見形成に相互に影響を及ぼすことを避けつつ、機関内の不正発生要因や監査の重点項目について情報や意見の交換を行い、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるようにする。
- ④ 内部監査部門は、コンプライアンス委員会や外部からの相談窓口等、機関内のあらゆる組織と連携し、監査の効果を発揮できるようにする。
- ⑤ 内部監査の実施に当たっては、把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し効率化・適正化を図る。

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方

文部科学省及び文部科学省が所管する資金配分機関である独立行政法人（以下、「文部科学省等」という。）は、研究機関が第1節から第6節に記載した課題を実施する状況について、次のように確認、評価及び対応を行う。

(1) 基本的な考え方

文部科学省等は、資金配分先の研究機関においても研究費が適切に使用・管理されるよう所要の対応を行う責務を負っている。文部科学省等は、研究機関における管理体制について、ガイドラインの実施状況を把握し、所要の改善を促す。

(文部科学省等が実施すべき事項)

- ① 有識者による検討の場を設け、ガイドラインの実施等に関してフォローアップするとともに、必要に応じてガイドラインの見直し等を行う。
- ② 文部科学省等は、研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行う。管理体制の改善に向けた指導や是正措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。

(実施上の留意事項)

- ① 従来も資金配分機関により額の確定現地調査やその他の確認が個別の競争的資金等で行われている。文部科学省等はそれらの手段を有効に組み合わせ、研究者及び研究機関の負担を可能な限り増やさずに効率的・効果的な検証を行うよう努める。
- ② 研究機関が不正を抑止するために合理的に見て十分な体制整備を図っている場合には、文部科学省等は、構成員個人による意図的かつ計画的な不正が発生したことをもって、直ちに機関の責任を問うものではない。

- ③ 研究機関の問題は、個別の部局にある場合もあるが、部局も含めた体制整備の責任は、機関の長にある。したがって、体制整備の問題に関する評価、及び評価結果に基づき行われる是正措置の対象は原則として機関全体とする。

(2) 具体的な進め方

(文部科学省等や研究機関が実施すべき事項)

- ① 研究機関は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、書面による報告を文部科学省に提出する。
- ② 文部科学省は、①の報告書を基にガイドラインの「全機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う。なお、文部科学省は、確認に当たり必要に応じて資金配分機関と協議する。
- ③ 文部科学省等は、②の報告書に基づく確認以外に、資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。
- ④ 文部科学省等は、②の確認や③の調査の結果、機関の体制整備等の状況について問題を認める場合には、当該機関に対して問題点を指摘するとともに、問題点の事例を機関名を伏して各機関に通知し、注意を促す。
- ⑤ 問題を指摘された機関は、指摘された問題点について文部科学省等と協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。
- ⑥ 文部科学省等は、改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、有識者による検討の結果を踏まえて、当該機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。
- (ア) 管理条件の付与
管理強化措置等を講じることを資金交付継続の条件として課す。
- (イ) 機関名の公表
体制整備等が不十分であることを公表する。
- (ウ) 一部経費の制限
間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。
- (エ) 配分の停止
当該機関及び当該機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。
- ⑦ ⑥の是正措置は、改善の確認をもって解除する。

(実施上の留意事項)

- ① 改善項目の指摘に関する判断基準（チェックリスト）を、対象となる機関の多様性を踏まえつつ作成し、公表しておく。
- ② 機関はガイドラインに基づく体制整備等に速やかに着手し、実現可能なものから実施に移した上で、平成20年度の競争的資金等に係る申請時点から取り組み状況について報告を提出する。
- ③ 評価、改善指導や是正措置は基本的に機関全体に対して行われるべきであるが、具体的な問題点を把握するため、いくつかの部局を選び、現地調査を実施し、機関全体の体制整備等の状

況について評価する際の判断材料とする。

- ④ 不正事案が発生した場合、文部科学省等は、当該機関から追加の情報提供を求め、現地調査を実施するなどにより、不正に関与した者の責任とは別に、体制整備等の問題について調査を行い、その結果に基づき、上記⑤から⑦までの対応を行う。

別添 実施事項の例

第1節～3節（略）

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- ① 年度開始後、競争的資金が交付されるまでの間、機関内での立替払い制度等の代替策を講じる。
- ② 予算執行を適切かつ効率的に管理することができるよう、財務会計システムを構築する。
- ③ 研究者による発注を認める場合は、チェック機能が十分発揮されるよう、次のような対応を適宜組み合わせる。
- (ア) 研究者が有する発注権限の範囲を機関の外部に対して明示する
 - (イ) 発注様式を統一あるいは電子化することで、発注記録が必ず残るようにする。
 - (ウ) 検収センターを設置するなどにより、発注者以外の者による検収を検収者の責任を明確にした上で厳格に実施する。
 - (エ) 納品と同時に請求書を業者から機関事務局に直接送付する仕組みとする。
 - (オ) 納品の事実確認を抜打ちで実施する。
 - (カ) 業者の原伝票との照合等、発注・検収に関する事後的な検証を厳格に行う。
- ④ 研究の円滑な遂行の観点から、可能な限り柔軟な運用を図る一方、発注者と業者の間に事務局が介在して実態的なチェックがなされる仕組みを導入する。例えば、資金配分機関が認める場合は、事務局と業者が包括契約（業者等に一括契約しておき、その都度物品の納品の確認等を行って年度内に全体を精算する方式。限度枠及び業者の選定方法に留意が必要。）を行い、請求書は事務局に直接送付させる。
- ⑤ 発注書に支出財源を明示させ、それらを財務会計システムに入力できるようにする。
- ⑥ 旅費については、宿泊費等について、一定の上限を設定し、実費精算方式とする。また、航空賃や新幹線の運賃等についても領収書等を添付する。
- ⑦ 非常勤雇用者の採用や契約更新に当たって、事務局側で非常勤雇用者との面談を行い、勤務実態等を確認する。また、採用後も、日常的に非常勤雇用者と事務職員が面談をするなど勤務実態について事務局側で把握できるような体制を構築することが望ましい。
- ⑧ 一定期間継続して雇用する非常勤雇用者の管理については部局事務で一元化して行い、事務職員が非常勤雇用者と接触する機会を持ち、実態を把握する。
- (略)

図表 I-2-③ 「研究機関における公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」
 （平成 23 年 8 月 19 日付け 23 文科振第 196 号文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）による調査結果の概要（平成 25 年 4 月 26 日現在）

1 調査対象

- (1) 対象研究機関：文部科学省所管の 1,179 機関
 大学（772）、短期大学（374）、大学共同利用機関法人（4）、高等専門学校（7：内訳・国立高等専門学校機構 1、公立高等専門学校 6）、独立行政法人（22）
- (2) 対象経費：研究活動のための公的資金に係る「預け金」及び「プール金」

2 調査結果

(1) 調査結果の概要

表 1 不適切な経理「有」とした機関数等

（単位：機関、円、人）

不適切な経理がなされた時期	機関数	不適切な経理がなされた公的研究費の額	不適切な経費に関与した研究者数
平成 20 年度以降（ガイドライン施行後）	19	171,566,445	48
平成 19 年度以前	39	189,902,751	119
合計	46	361,469,196	139

（注）平成 20 年度以降と 19 年度以前で 12 機関、研究者 28 人が重複している。

表 2 平成 20 年度以降に不適切な経理がなされた公的研究費の額と関与した研究者数

（単位：円、人）

No.	機関名	不適切な経理がなされた公的研究費の額	不適切な経費に関与した研究者数
1	北海道大学 ※	116,793,922	22
2	東京大学	9,998,100	1
3	東京農工大学 ※	275,203	1
4	大阪大学	5,231,396	1
5	横浜国立大学	283,660	1
6	滋賀医科大学 ※	766,757	4
7	京都大学 ※	333,847	1
8	都留文科大学	52,020	1
9	下関市立大学	105,284	1
10	昭和薬科大学 ※	171,434	2
11	東海大学	1,725,267	1
12	日本大学 ※	30,516,046	2
13	法政大学 ※	272,492	1
14	武蔵野大学 ※	1,275,584	2
15	関西学院大学 ※	681,437	2
16	愛知大学 ※	1,041,907	2
17	兵庫医科大学	1,275,522	1
18	高エネルギー加速器研究機構 ※	582,240	1
19	東京工業高等専門学校 ※	184,327	1
合計		171,566,445	48

（注）※を付した機関は、平成 19 年度以前にも不適切な経理がある機関である。

表3 平成19年度以前に不適切な経理がなされた公的研究費の額と関与した研究者数

(単位：円、人)

No.	機関名	不適切な経理がなされた公的研究費の額	不適切な経費に関与した研究者数
1	北海道大学 ※	51,283,775	26
2	北海道教育大学	407,820	1
3	群馬大学	871,027	3
4	東京農工大学 ※	2,251,515	2
5	東京工業大学	1,273,865	1
6	東京海洋大学	326,446	2
7	滋賀医科大学 ※	441,720	3
8	京都大学 ※	1,036,122	3
9	長崎大学	12,020	1
10	札幌医科大学	2,072,805	4
11	横浜市立大学	1,999,524	1
12	東京歯科大学	2,351,517	1
13	青山学院大学	3,097,290	1
14	慶應義塾大学	8,959,559	4
15	工学院大学	7,022,976	3
16	上智大学	13,061,255	7
17	昭和女子大学	288,859	2
18	昭和薬科大学 ※	123,228	1
19	成蹊大学	6,294,781	2
20	中央大学	19,950	1
21	東京家政大学	1,660,264	6
22	東京家政学院大学	136,558	1
23	東京農業大学	11,437,245	6
24	東邦大学	3,984,461	2
25	日本大学 ※	16,715,289	8
26	日本女子大学	2,900,873	1
27	法政大学 ※	4,542,075	3
28	武蔵野大学 ※	17,532,435	2
29	立教大学	5,555,610	2
30	早稲田大学	2,751,146	2
31	松本歯科大学	11,909,036	9
32	関西学院大学 ※	464,436	1
33	産業医科大学	327,630	1
34	千葉工業大学	1,140,175	2
35	愛知大学 ※	1,512,600	2
36	東京家政大学短期大学部	1,140,985	(注2) 3
37	東京農業大学短期大学部	200,109	(注3) 1
38	高エネルギー加速器研究機構 ※	91,480	1
39	東京工業高等専門学校 ※	2,704,290	1
合計		189,902,751	119

(注) 1 ※を付した機関は、平成20年度以降にも不適切な経理がある機関である。

2 東京家政大学短期大学部の3人は、東京家政大学の研究者のうちの3人と同一であるため、研究者の合計には含めない。

3 東京農業大学短期大学部の1人は、東京農業大学の研究者の1人と同一であるため、研究者の合計には含めない。

表4 不適切な経理のうち、私的流用がなされた公的研究費の額と関与した研究者数

(単位：円、人)

No.	機関名	不適切な経理がなされた公的研究費の額	不適切な経費に関与した研究者数
1	大阪大学	1,822,960	1
2	京都大学	154,272	2
3	上智大学	5,352,722	2
4	愛知大学	774,284	1
5	関西学院大学	103,860	1
6	高エネルギー加速器研究機構	673,720	1
	合計	8,881,818	8

(注) 文部科学省の公表資料に基づき、当省が作成した。

第3 行政評価・監視結果

1 科研費等の不正使用防止対策等の推進

勧告	説明図表番号
<p>(1) 科研費等の不正使用防止対策の推進</p> <p>ア 物品購入等における事務局関与の徹底（いわゆる「預け金」の防止）</p> <p>文部科学省は、科研費を含む公的研究費（以下「科研費等」という。）に係る「預け金」や「プール金」の捻出など相次ぐ不正使用を受け、平成16年度から科学研究費補助金の機関管理を義務付け、各研究機関では研究機関使用ルールに基づき機関管理を実施している。また、平成18年11月からは、「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）」（平成18年11月28日付け18文科振第559号文部科学省研究振興局長通知）により、研究機関に対し自己管理体制の強化や適正な補助金の執行管理の徹底等の対応を義務化し、その後のガイドラインの策定に至っている。</p> <p>このガイドラインは、文部科学省が開催した専門家や有識者から構成される「研究費の不正対策検討会」の報告によるものであり、同報告では、「競争的資金等の不正使用防止のためには、研究機関による競争的資金等の管理の原則を徹底し、その管理・監査体制を構築することを研究機関に求めることが必要」であるとして、機関管理の徹底が極めて重要であるとの認識が示されている。</p> <p>(ア) 物品購入等に関するガイドライン及び研究機関使用ルールの規定内容</p> <p>a 物品購入事務に関するガイドラインの内容</p> <p>文部科学省は、ガイドラインにおいて、業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながり得る問題が捉えられるよう、他者からの実効性のあるチェックが効くシステムを作って管理することが必要であるとして、①不正な取引は研究者と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講ずること、②発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営することを研究機関に対し要請している。</p> <p>これらのうち、特に、②については、必須事項とされ、物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならないこととされている。</p> <p>また、ガイドライン中の「実施事項の例」においても、研究者による発注を認める場合は、チェック機能が十分発揮されるよう、</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-ア-①</p> <p>図表Ⅰ-2-② (再掲)</p>

検収センターを設置するなどにより発注者以外の者による検収について検収者の責任を明確にした上で厳格に実施することや、発注者と業者の間に事務局が介在して実態的なチェックがなされる仕組みを導入することなどが例示されている。

b 物品購入事務に関する研究機関使用ルールの内容

文部科学省及び学術振興会が科研費の配分機関として毎年度策定している研究機関使用ルールについて、平成 24 年度分をみると、物品費の支出に関して、次のとおり記載されている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-②

科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について
各研究機関が行うべき事務等（平成 24 年度）〈抜粋〉

【物品費の支出】

3-6 補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、以下により、適切に行うこと。

- ① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。
- ② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行うこと。
- ③ （略）

このように、預け金の捻出を防止するためには、研究者と事業者との間に研究機関事務局が関与し牽制効果を発揮することが極めて重要と考えられている。

(4) 取引業者に対する研究機関の各種取引ルールの周知等

ガイドラインにおいて指摘されているとおり、不正な取引は研究者と取引業者の関係が緊密な状況で発生しがちであるため、研究機関が自らの各種ルールを所属研究者のみならず取引業者に対して周知することは、不正使用への牽制効果も期待できる。

文部科学省では、平成 24 年度の科研費の公募要領において、「いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要」であるとしている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-③

<p>今回、当省が 61 大学における物品の購入等に係る手続について調査した結果、次のとおり、大学事務局が実質的に関与せず、研究者（室）に委ねられており、不正使用を防止するための牽制措置が十分に講じられていない状況がみられた。</p> <p>また、大学による取引業者への各種ルールの周知状況等を調査した結果、必ずしも周知等がなされておらず大学の関与が希薄となっている状況のほか、文部科学省による事業者団体を通じた法令等遵守の働きかけは行われていない状況がみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-ア -④</p>
<p>(7) 発注段階での事務局関与の徹底</p> <p>研究に係る物品の購入については、研究の進捗状況等に応じ、研究費を柔軟に使用できるようにするため、研究者による物品の発注を認めている機関があり、また、ガイドラインにおいて、研究者が発注する場合も含め、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営することを求めている。</p> <p>調査した 61 大学において、科研費に係る物品購入時の発注の取扱いをみると、規定上、全ての物品について研究者に発注を委ねているものが 5 大学(8.2%)、一定金額に満たない物品や消耗品について研究者が発注可能としているものが 46 大学(75.4%)あり、これら合わせて 51 大学(83.6%)が研究者発注を認めているが、全ての物品について、原則、大学事務局が発注することになっているものは 10 大学(16.4%)にとどまっていた。</p> <p>研究者発注を認めている 51 大学について、備品等又は消耗品別に発注可能な 1 契約当たりの限度額別の機関数をみると、「50 万円未満」、又は「50 万円以下」としているものが、備品等では 13 大学(備品等を研究者発注可能な 36 大学の 36.1%)、消耗品では 15 大学(消耗品を研究者発注可能な 51 大学の 29.4%)と最も多くなっていた。</p> <p>一方、限度額を「100 万円未満」、又は「100 万円以下」より上に設定している大学は、限度額の設定がないものを含め、備品等で 16 大学(44.4%)、消耗品で 21 大学(41.2%)みられ、特にこれらの大学においては研究者の裁量により比較的高額な物品の購入契約を結ぶことができる環境となっていた。</p> <p>こうしたこともあり、調査した 61 大学において抽出した、計 576 研究課題(注1)に係る 1 万 7,625 物品(注2)について、発注主体別の割合をみると、研究者(室)が 1 万 3,801 物品(約 8 割)と大半を占め、実際の執行面においても研究者発注が一般化している状況が認められた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-ア -⑤</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-ア -⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-ア -⑦</p>
<p>(注)1 抽出した計 576 課題は、調査した 61 大学において、平成 23 年度を研究期間最終年度とする科学研究費補助金の研究課題のうち、原則、平成 23 年</p>	

<p>度の配分額が多いものから 10 課題を選定したものである。</p> <p>2 抽出した 1 万 7,625 物品は、576 課題のうち、①平成 23 年度に購入した全物品、②購入金額が 5 万円以上の物品、又は③当該年度の最終支払月 1 か月及び同月を除いて物品購入に係る支出件数が最も多い月から順に 2 か月を抽出した計 3 か月に係る購入物品の組合せにより選定したものである。</p> <p>このように、研究者発注が一般化している中、適正価格での物品購入や取引の客観性を担保するための措置として、見積徴取の在り方も重要と考えられるが、研究者による発注を認めている 51 大学においては、一部の少額物品や消耗品に限定しているものを含め、見積りを不要又は省略可能としているものが 21 大学 (41.2%) みられた。</p> <p>他方、これら研究者発注を認めている大学の中には、発注段階における研究者（室）と取引事業者との癒着防止対策として、①研究者が発注可能な取引事業者を大学指定の登録事業者に限定しているもの（1 大学）、②特定事業者が発注が偏らないよう、システム上研究者の端末にアラームを表示し注意喚起する機能を導入するなどの措置を講じているもの（1 大学）がみられた。これらの取組は、研究者（室）に発注業務を委ねている大学にあっては、不正使用防止対策上有効な措置と考えられる。</p> <p>(4) 検収段階における事務局関与の徹底</p> <p>一般的に、検収とは、物品購入等における納品事実の確認や請負における請負事実の確認等を指し、この検収を経たのち、発注者において納品されたものが発注した内容（品質、規格、数量、性能等）と合致しているか検査することとなっている。</p> <p>このため、特に研究者が物品等を発注した場合には、発注した物品等が確実に納品されているか発注者以外の第三者が確認することが科研費等の適正使用の担保措置として極めて重要である。</p> <p>a 検収の例外措置の適用状況及び補完的措置の実施状況</p> <p>文部科学省は、ガイドラインにおいて、物品調達について事務部門による検収を実施することが実務上困難な場合においても、発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならないとしている。また、会計検査院が平成 24 年に実施した検査結果に基づく指摘を踏まえ、「研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する体制整備及び運用の徹底等について」（平成 24 年 12 月 17 日付け 24 文科振第 507 号文部科学省研究振興局長通知。以下「徹底通知」という。）を研究機関に対し発出し、「全ての研究用物品において発注した当事者以</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑧</p> <p>事例表Ⅱ-1-(1)-ア-①</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑨</p>
---	---

外の検収を実施すること。ただし、これが困難である場合は、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとすることは可能であるが、補完的な措置をとることが必要」である旨指導している。

調査した 61 大学における物品購入時の検収の取扱いをみると、大学事務局による検収（以下「事務局検収」という。）の対象について、①全ての物品を検収対象としていないものが 1 大学、②一部の物品（金額、物品の性質等）を例外として検収対象としていないものが 19 大学となっていた（調査対象 61 大学の 31.1%）。

これら 19 大学における例外の取扱状況についてみると、一定の価格に満たない物品に係る検収を実施していないものが 5 大学あり、この「一定の価格」については、最も高額なものでは 100 万円未満（1 大学）で、次に、5 万円未満（2 大学）、3 万円未満（1 大学）、最も少額なものでは 3,000 円未満（1 大学）となっていた。

また、物品等の性質、購入形態等により事務局検収を実施していないものが 15 大学あり、その検収対象外物品をみると、例えば、①休日・夜間に納入される購入物品、②研究室に直送される購入物品、③研究者が店舗で立替払により購入した物品、④ラット、マウス、生体細胞等の生物生体試料、⑤ガス類、冷凍・冷蔵品等が検収対象外物品として指定されていた。

さらに、調査した 61 大学において抽出した 576 研究課題に係る 1 万 7,625 物品に関する検収の実施状況をみると、事務局検収は 1 万 3,413 件（76.1%）と多数を占めているが、研究室（者）が実施しているものが 3,980 件（22.6%）となっているほか、不明なものも 232 件（1.3%）となっていた。

（事務局検収の例外に係る納品事実の確認）

事務局が全ての物品を検収することとしていない 1 大学では、研究室が検収（発注者以外の同じ研究室の教職員による検収を指す。以下「研究室検収」という。）を実施している。

また、事務局検収の例外を設けている 19 大学における例外物品の納品事実の確認状況をみると、

- ① 検収を行わないとしているもの 8 大学、
- ② 発注者のみにより検収を行うとしているもの 3 大学、
- ③ 発注者が検収を行い、後日事務局によるサンプリング調査を実施するなど何らかの補完的措置を講じているとしているもの 4 大学、

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-⑩

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-⑦（再掲）

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-⑩（再掲）

<p>④ 研究室検収を行うとしているもの4大学となっていた。</p> <p>さらに、事務局検収の検収対象の例外を設けている19大学の中には、高額な物品が検収を受けないまま購入されているものや、購入物品の過半を事務局検収の例外物品が占めているものがみられた。</p> <p>b 事務局により権限を委任された検収者による検収の確保</p> <p>上記のとおり、文部科学省は、ガイドラインで発注者の影響を排除した実質的なチェックが行われるようにしなければならないとし、徹底通知で全ての研究用物品において発注した当事者以外の検収を実施することとしている。しかし、研究室検収を行うとしているものが5大学あったが、うち3大学は、事務局が検収者を指名しているのに対し、2大学は、発注者となる研究代表者が検収者を指名するなど、事務局の関与が不十分なものとなっている例がみられた。</p> <p>c 委託業務等に係る検収の徹底</p> <p>文部科学省は、物品購入について、ガイドラインや徹底通知により、全品検収の実施や検収の例外扱いとした場合の補完的措置の実施を指導しているが、研究機関使用ルールを含め、データ入力・分析等の委託業務に係る役務契約についての検収は特に指示していない。</p> <p>しかし、最近では、平成25年8月に東京大学教授が詐欺（委託業務に関する架空発注）の容疑により東京地方検察庁から起訴されるなどの事案が発生しており、役務契約についても成果物を対象とした検収や抽出調査等の何らかの補完的措置を実施することが必要となっている。</p> <p>調査した61大学における、役務契約に係る検収の実施状況についてみると、データ入力や分析結果等について成果物や業務完了報告書等を対象に事務局検収を実施していないもの又はこれに代わる補完的措置を講じていないものが少なくとも5大学あった。</p> <p>一方、委託業務等の役務契約を事務局検収の対象としているものは、少なくとも10大学あった。この中には、例えば京都大学のように、調査した10研究課題に係る平成23年度の支出額（研究分担者への分担金の支出等物品や役務の提供が伴わない支出を除く。）は2億5,578万円で、うち役務契約と思われる支出額は約530万円（2.1%）と支出全体に占める割合は少ないが、①実験デ</p>	<p>事例表Ⅱ-1-(1)-ア-②</p> <p>事例表Ⅱ-1-(1)-ア-③</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑩</p>
---	--

一タの解析料として約 42 万円を支出している例、②「言語サービス作成の請負」名義で約 50 万円を支出している例など高額なものが含まれている場合もある。同大学では、これらの例を含め物品や役務の提供が伴う請負契約（工事を除く。）は全て構内の主な場所に設置された検収所又は部局ごとに設置された検収センターにおいて検収することとしている。

(ウ) 取引事業者に対する研究機関の各種取引ルールの周知等

調査した大学と取引実績のある 15 事業者及び理化学、分析、実験用等の各種科学機器や試薬等消耗品などの製造・販売を手掛ける事業者に係る 2 団体（全国組織）の計 17 事業者等において、取引先の大学からの各種取引ルールの周知状況や事業者団体の事業者に対する不正使用の防止等に係る法令等遵守の周知・啓発状況を調査したところ、①大学からは検収方法の変更等についての案内はあるものの、各種取引ルールや不正使用防止の取組あるいは不正取引業者への取引停止処分方針等に関する周知は特段受けていないとするものや、②所属する事業者に対して不正使用の防止等に係る法令等遵守の周知・啓発を特に行っていないとするものが計 15 事業者等みられた。

図表Ⅱ-1-(1)-ア
-⑫

【所見】

したがって、文部科学省は、いわゆる「預け金」といった科研費等の不正使用を防止する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

① ガイドライン、研究機関使用ルール、公募要領その他の適切な手段により、次の i) 及び ii) に係る具体的な基準、指針等を作成し、各研究機関に示すとともに、それらに沿った各研究機関における取組を徹底させること。

また、研究機関においてそれらを的確に履行することを研究機関使用ルールに明記するとともに、的確に履行されていない場合について、研究機関管理等に必要な経費として支給されている間接経費の返還、減額査定等を含む実効性のあるペナルティ措置を設け、その厳格な運用を図ること。

i) 物品購入等の発注及び検収は、事務局が実施することが原則であることを明確に位置付けるものとする。

また、各研究機関の判断により、事務局が発注及び検収を行わない例外的な措置を講ずることとする場合については、当該措置に係る物品の金額、性質等の範囲、納入形態等が真にやむを得ない必要最小限のものに限定されるようにするとともに、事務局がその責任の下で実

<p>質的に管理する厳格な実施体制を構築することを義務付けるものとする。</p> <p>ii) 事務局による発注及び検収の対象範囲は物品購入に限定せず、役務契約についても対象とすることを明確に位置付けるものとする。</p> <p>② 研究機関に対し、当該研究機関に係る取引事業者が不正な取引を行った場合の取引停止等のルール等について、説明会の開催、文書での配布等の方法により当該事業者に対し周知徹底を図るよう要請すること。</p> <p>また、取引事業者が属する主要な団体に対し、関係する会員事業者への指導の徹底を図るよう要請すること。</p>	
--	--

図表Ⅱ-1-(1)-ア-① 「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）」（平成18年11月28日付け18文科振第559号文部科学省研究振興局長通知）別添1〈抜粋〉

別添1
平成18年11月

科学研究費補助金の不正使用防止対策として講ずる措置

科研費の不正使用防止に関しては、これまで①機関管理の義務化、②応募資格の制限、③ルールの明確化及び周知徹底などの対応を実施してきたところであるが、更に、以下の対策を講じることにより、抜本的な防止を図る。

1 研究機関における管理体制（機関管理）の改善

補助金の管理を行う研究機関において、以下の対応を義務化する。

（1）研究機関における自己管理体制の強化

文部科学省が本年度に策定する予定の「研究機関における公的研究費の管理・監査の実施基準（ガイドライン）（仮称）」を踏まえ、各研究機関が自主的に不正行為を防止するための経費管理・監査体制を整備すること。

（2）適正な補助金の執行管理の徹底

① 物品費の支出における適正化

- ・ 検収行為を一元的に行う検収センターの設置など事務体制を整備すること。
- ・ 会計事務職員により検収行為（購入物品の納品検査）を徹底すること。必要に応じ、研究職員を検収担当職員に任命して納品検査を実施すること。
- ・ 補助金の不適正な支出の疑いが生じ、適切な検収事務を怠っていた場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を返還すること。

② 旅費、謝金の支出における適正化

- ・ 事務職員による確実な事実確認を徹底すること。

2 経費管理体制等に関するチェック機能の強化

（1）補助金の管理責任者の報告

交付申請の際に、研究機関としての経費管理責任者及び補助事業ごとの経費管理担当者を報告させることにより、会計処理責任の所在を明確化する。

(2) 研究者によるルールへの遵守

採択された研究者から、補助金の交付申請時に、補助条件等のルールを遵守し、不正行為を行わない旨を誓約させる。

(3) 補助金応募手続きにおける機関管理状況報告の組入れ

補助金への応募は、所属機関が研究者個人の応募書類を一括して提出することとしているが、次年度から、併せて、所属機関における経費管理・監査等の実施状況報告書を副申させ、機関の経費管理状況等を検証する。

* 平成20年度公募要領において改正し、平成19年度応募分に係る実施状況については、別途各研究機関に提出を依頼する。

(4) 研究機関に対する実地検査の実施

文部科学省及び日本学術振興会において、補助金の交付を受けている研究機関の経費管理状況に関する実地検査を実施する。

(5) 研究機関に対するペナルティーの実施等

研究機関における経費管理体制が十分でない場合には、その改善を指導する。さらに、経費管理体制の改善への対応が適切でない場合や経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には、研究機関に対する間接経費の減額査定等のペナルティーを実施する。

* 特に1(1)及び2(3)～(5)については、「研究機関における公的研究費の管理・監査の実施基準(ガイドライン)(仮称)」に基づく文部科学省の競争的資金制度全体としての取組との整合性を図りつつ実施する予定。

3 (略)

図表Ⅱ-1-(1)-ア-② 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」（平成24年度）〈抜粋〉

2 研究者との関係に関する定め

雇用契約、就業規則、勤務規則、個別契約等により、研究者が交付を受ける補助金（直接経費：補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む）、間接経費：補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費）について、本規程に従って研究機関が次の事務を行うことを定めること。

2-1 研究者に代わり、補助金（直接経費）を管理すること。

2-2 研究者に代わり、補助金（直接経費・間接経費）に係る諸手続を行うこと。

2-3 研究者が直接経費により購入した設備、備品又は図書（以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れること。なお、当該研究者が、他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還すること。

2-4 研究者が交付を受けた間接経費について、当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うこと。なお、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還すること。（間接経費の譲渡を受け入れないこととしている研究機関を除く。）

3 研究機関が行う事務の内容

補助金に係る事務を、以下の各項に従い適切に行うこと。

(1) 直接経費の管理

【分担金の配分】

3-1 研究代表者は、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究分担者がいる場合には、補助金受領後、当該研究分担者が使用する直接経費及びその30%分の間接経費を、当該研究分担者に配分しなければならないこととしているので、これに関する事務を行うこと。ただし、間接経費については、研究代表者と研究分担者が所属する研究機関間の取り決めにより、これと異なる取扱いをしても差し支えない。

【使用の開始】

3-2 研究代表者及び研究分担者が、交付された直接経費の使用を速やかに開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。（新規の研究課題については内定通知日以降、また、継続の研究課題（「特定領域研究」の研究領域の設定時において、予め研究期間開始年度の翌年度から実施することとされていた研究課題を含む。）については4月1日から（ただし、「研究成果報告書」を提出していないことなどにより内定通知を留保された場合には、内定通知日以降）、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。）

【保管】

3-3 直接経費は、適切な名義者により、科研費管理のための専用の銀行口座を設け、適正に保管すること。

【支出の期限】

3-4 補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を、補助事業を行う年度の3月31日までに終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うこと。

【費目別の収支管理】

3-5 直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」を用いて、費目ごとに行うこと。

① 特定領域研究、新学術領域研究及び特別研究促進費に係る直接経費における費目

物品費 物品を購入するための経費

旅費 研究代表者、研究分担者、連携研究者及び研究協力者の海外・国内出張（資料収集、各種調査、研究の打合せ、研究の成果発表等）のための経費（交通費、宿泊費、日当）

人件費・謝金 資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配付・回収、研究資料の収集等を行う研究協力者（ポストドクター・リサーチアシスタント（RA）・外国の機関に所属する研究者等）に係る謝金、報酬、賃金、給与、労働者派遣業者への支払いのための経費

その他 上記のほか当該研究を遂行するための経費（例：印刷費、複写費、現像・焼付費、通信費（切手、電話等）、運搬費、研究実施場所借り上げ費（研究機関の施設において補助事業の遂行が困難な場合に限る）、会議費（会場借料、食事（アルコール類を除く）費用等）、レンタル費用（コンピュータ、自動車、実験機器・器具等）、機器修理費用、旅費以外の交通費、研究成果発表費用（学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用、一般市民を対象とした研究成果広報活動費用等）、実験廃棄物処理費）

【物品費の支出】

3-6 補助事業に係る物品費の支出（購入物品の納品検査）については、以下により、適切に行うこと。

① 物品費の適正な執行を図るため、検収センターの設置など、納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。

② 物品費を支出する際には、購入物品について、会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行うこと。

③ 補助金の不適正な執行に対する疑いが生じた際、適切な納品検査が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を文部科学大臣に返還すること。

【旅費及び人件費・謝金の支出等】

3-7 補助事業に係る旅費及び人件費・謝金の支出に当たっては、以下により取り扱うこと。

- ① 旅費及び人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。
- ② 研究協力者の雇用にあたっては、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が研究協力者の勤務内容、勤務時間等を適切に管理して給与等を支給すること。
- ③ 補助金により雇用された者（以下「科研費被雇用者」という。）が、雇用元の補助金の業務（以下「雇用元の業務」という。）以外に、自ら主体的に研究を実施しようとする場合は、研究機関において次の点を確認すること。
 - 1) 科研費被雇用者が、雇用元の業務以外に自ら主体的に研究を行うことができる旨を雇用契約等で定められていること。
 - 2) 雇用元の業務と自ら主体的に行う研究に関する業務について、勤務時間やエフォート等によって明確に区分されていること。
 - 3) 雇用元の業務以外の時間であって、自ら主体的に行おうとする研究に充てることのできる時間が十分確保されていること。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-③ 「平成24年度科学研究費助成事業—科研費—公募要領」における取引業者に対する記載<抜粋>

(略)

5 科研費に関するルール

(1) (略)

(2) 科研費の適正な使用

いわゆる「預け金」を防止するためには、適正な物品の納品検収に加えて、取引業者に対するルールの周知、「預け金」防止に対する取引業者の理解・協力を得ることが重要です。「預け金」に関与した取引業者に対しては取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要です。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-④ 調査対象とした61大学一覧

(単位:件、千円)

NO	大学種別	機関名	平成23年度科研費		NO	大学種別	機関名	平成23年度科研費	
			採択件数	配分額				採択件数	配分額
1	国立	北海道大学	1,646	5,035,046	32	私立	愛知工業大学	38	56,200
2	国立	室蘭工業大学	63	74,300	33	私立	中部大学	87	165,221
3	国立	旭川医科大学	101	150,260	34	私立	愛知医科大学	58	81,200
4	公立	札幌医科大学	173	301,060	35	国立	奈良先端科学技術大学院大学	215	909,810
5	私立	北海道工業大学	16	19,600	36	国立	京都大学	2,717	10,784,690
6	私立	酪農学園大学	24	33,000	37	国立	大阪大学	2,424	9,124,223
7	私立	北海道医療大学	80	127,570	38	公立	和歌山県立医科大学	165	208,200
8	国立	岩手大学	158	330,650	39	私立	京都薬科大学	40	60,900
9	国立	東北大学	2,348	8,680,894	40	私立	関西大学	226	352,210
10	国立	山形大学	345	567,680	41	私立	関西学院大学	172	315,440
11	公立	福島県立医科大学	130	168,640	42	私立	兵庫医科大学	122	210,050
12	私立	岩手医科大学	140	179,640	43	国立	鳥取大学	264	467,550
13	私立	東北工業大学	16	22,200	44	国立	岡山大学	783	1,766,985
14	私立	東北薬科大学	35	51,280	45	国立	広島大学	1,010	2,158,885
15	国立	東京大学	3,485	18,112,288	46	公立	下関市立大学	9	10,100
16	国立	東京学芸大学	121	166,600	47	私立	岡山理科大学	48	74,800
17	国立	東京農工大学	266	878,770	48	私立	川崎医科大学	76	105,500
18	公立	都留文科大学	10	21,900	49	私立	広島国際大学	45	56,900
19	公立	横浜市立大学	271	654,490	50	国立	徳島大学	495	1,041,070
20	私立	上智大学	129	200,770	51	国立	香川大学	272	380,390
21	私立	昭和薬科大学	17	21,400	52	国立	愛媛大学	430	969,260
22	私立	玉川大学	57	168,750	53	国立	高知大学	262	408,900
23	私立	法政大学	166	325,700	54	公立	高知工科大学	42	133,510
24	私立	千葉工業大学	59	144,090	55	私立	徳島文理大学	56	81,600
25	私立	明治大学	240	379,456	56	国立	九州大学	1,746	5,322,440
26	国立	金沢大学	661	1,326,882	57	国立	九州工業大学	176	421,500
27	国立	岐阜大学	329	595,330	58	国立	佐賀大学	231	302,960
28	国立	名古屋大学	1,523	5,169,143	59	公立	九州歯科大学	67	101,090
29	公立	名古屋市立大学	299	538,855	60	私立	久留米大学	164	258,890
30	私立	金沢医科大学	75	131,400	61	私立	福岡大学	187	275,570
31	私立	愛知学院大学	70	122,900					

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑤ 物品購入時の発注主体

(単位:校、%)

区分	大学名	大学数
全ての物品について研究者が発注	北海道医療大学、横浜市立大学、下関市立大学、九州歯科大学、福岡大学	5 (8.2)
一部（備品・消耗品別、又は金額別）の物品について研究者が発注	北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、酪農学園大学、岩手大学、東北大学、山形大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、東京大学、東京農工大学、都留文科大学、上智大学、昭和薬科大学、玉川大学、法政大学、千葉工業大学、明治大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、中部大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、京都大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、兵庫医科大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、岡山理科大学、広島国際大学、徳島大学、愛媛大学、高知大学、高知工科大学、徳島文理大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、久留米大学	46 (75.4)
原則、全ての物品について大学事務局が発注	室蘭工業大学、北海道工業大学、岩手医科大学、東北工業大学、東京学芸大学、金沢大学、金沢医科大学、愛知工業大学、川崎医科大学、香川大学	10 (16.4)
合計		61 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「原則、全ての物品について大学事務局が発注」欄は、立替払いや緊急時の物品購入等に限って研究者による発注を認めている機関を掲出した。
 3 北海道大学の研究者発注は、1件の契約金額が100万円未満の案件について、原則、同大学が指定する取引先に限って認めている。
 4 名古屋大学の研究者発注は、発注事務に係る届出書の提出があった場合に限って認めている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑥ 研究者発注を認めている51大学の備品等・消耗品別及び発注可能限度額別大学数

(単位：校、%)

区分	備品等		消耗品	
5万円未満(又は、以下)	—	0(0)	玉川大学、愛知学院大学、広島国際大学	3(5.9)
10万円未満(又は、以下)	都留文科大学、岡山大学、愛知医科大学	3(8.3)	酪農学園大学、都留文科大学、上智大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、鳥取大学、佐賀大学、久留米大学	8(15.7)
20万円未満(又は、以下)	明治大学、関西大学、岡山理科大学、九州工業大学	4(11.1)	関西大学、岡山理科大学、九州工業大学	3(5.9)
50万円未満(又は、以下)	札幌医科大学、岩手大学、福島県立医科大学、法政大学、岐阜大学、奈良先端科学技術大学院大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、関西学院大学、広島大学、愛媛大学、高知大学、九州大学	13(36.1)	旭川医科大学、札幌医科大学、岩手大学、福島県立医科大学、法政大学、岐阜大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、関西学院大学、兵庫医科大学、岡山大学、広島大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、	15(29.4)
60万円未満(又は、以下)	—	0(0)	明治大学	1(2.0)
100万円未満(又は、以下)	北海道大学、山形大学、東京大学、東京農工大学、昭和薬科大学、徳島大学、高知工科大学	7(19.4)	北海道大学、山形大学、東京大学、東京農工大学、昭和薬科大学、徳島大学、高知工科大学	7(13.7)
150万円未満(又は、以下)	東北大学、名古屋大学	2(5.6)	東北大学、名古屋大学	2(3.9)
200万円未満(又は、以下)	名古屋市立大学	1(2.8)	名古屋市立大学	1(2.0)
500万円未満(又は、以下)	京都大学	1(2.8)	京都大学	1(2.0)
制限規定なし	北海道医療大学、横浜市立大学、下関市立大学、九州歯科大学、福岡大学	5(13.9)	北海道医療大学、東北薬科大学、横浜市立大学、千葉工業大学、中部大学、京都薬科大学、下関市立大学、徳島文理大学、九州歯科大学、福岡大学	10(19.6)
合計		36(100)		51(100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表の発注可能限度額は、1契約当たりの金額である。
 3 横浜市立大学は、1回の発注金額が50万円以上の場合、事務局の事前決裁を要する。
 4 千葉工業大学は、平成25年7月から1回の発注金額が10万円以上の消耗品について事務局発注に変更している。
 5 久留米大学は、50万円未満の薬品及び試薬についても研究者発注を認めている。
 6 表中の割合は、四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑦ 調査対象抽出課題に係る購入物品の発注及び検収主体別件数

(単位：件、%)

区分	発注主体			検収主体		
	研究者（室）	事務局	不明	研究者（室）	事務局	検収なし 又は不明
購入物品件数	13,801(78.3)	2,795(15.9)	1,029(5.8)	3,980(22.6)	13,413(76.1)	232(1.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 発注主体及び検収主体の各欄の（ ）内は、購入物品件数に対する割合である。

3 検収を研究者（室）と事務局双方が実施したと回答している物品（2,582件）については、事務局による検収に区分した（研究者（室）によるものは納品確認として整理）。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑧ 研究者発注を認めている51大学において研究者が発注する場合の見積り
徴取の取扱い (単位：校、%)

見積徴取の取扱い		大学名	大学数
見積徴取 は不要 (又は、 省略可)	価格、物品内容にかかわらず、発注権限が付与されている全ての物品購入について、見積りが不要又は省略可	東北大学、山形大学、上智大学、法政大学、岐阜大学、愛知医科大学、京都大学、大阪大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、下関市立大学、徳島大学、愛媛大学	14
	発注権限が付与されている物品のうち、一部の少額物品について見積り不要	横浜市立大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、広島国際大学、九州歯科大学	6
	発注権限が付与されている物品のうち、消耗品について見積り不要	福岡大学	1
	計		21(41.2)
見積徴取 が必要		北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、酪農学園大学、北海道医療大学、岩手大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、東京大学、東京農工大学、都留文科大学、昭和薬科大学、玉川大学、千葉工業大学、明治大学、名古屋大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、中部大学、奈良先端関学技術大学院大学、和歌山県立医科大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、高知大学、高知工科大学、徳島文理大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、久留米大学	30(58.8)
合計			51(100)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑨ 「研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する体制整備及び運用の徹底等について」(平成24年12月17日付け24文科振第507号文部科学省研究振興局長通知) <抜粋>

24文科振第507号
平成24年12月17日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省研究振興局長
吉田大輔

研究機関における公的研究費の不正使用等の防止に関する
体制整備及び運用の徹底等について

(略)

各研究機関におかれては、ガイドラインにおいて要請している公的研究費の管理・監査にかかる体制整備及びその運用に関して、改めて徹底した対応をお願いします。

特に、検収業務については、全ての研究用物品において発注した当事者以外の検収を実施してください。ただし、全ての研究用物品において発注した当事者以外の検収が困難である場合は、一部の物品等について検収業務を省略する例外的な取扱いとすることは可能ですが、その場合であっても、補完的な措置をとることが必要です。これらの取組が不十分である研究機関にあっては、平成25年度中に確実な取組の実施をお願いします。

また、その運用実態の把握のための調査を実施します。別添の調査要領に基づく報告については、別紙の調査票により提出願います。

なお、提出いただいた検収業務体制の整備状況が不十分な研究機関については、改善通知の送付(※)及び、その後の改善状況報告を求めることとしております。

※ 「研究用物品の検収業務における運用の改善について」(平成25年5月9日付け競争的資金調整室長事務連絡)等を送付

(注) ※の注釈は、当省にて記載した。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑩ 規程類により事務局検収の実施内容が確認できた大学における物品検収の実施主体及び取扱状況

区分	主な例外物品等の内容		大学名	発注者検収の有無	研究室検収の有無	補完措置の内容	大学数
1 事務局が検収することとしない機関			川崎医科大学	無	有	無	1
2 一定の金額未満の物品について事務局検収を不要としている機関	①	100万円未満の物品について事務局検収不要	東京大学	無	有 (研究代表者が検収者を指名可)	無	1
	②	5万円未満の物品について事務局検収不要	高知工科大学	有	無	無	2
			九州歯科大学	無	無	無	
	③	3万円未満の物品について事務局検収不要	明治大学	無	無	後日、サンプリング調査を実施	1
④	3千円未満の物品について事務局検収不要	法政大学	無	無	無	1	
3 物品等の性質、購入形態等により事務局検収を不要としている機関	①	休日・夜間等の時間外に納入される物品	岩手大学	有	無	納品検収センター職員が定期的に納入事実を確認	2
			高知大学	有	無	無	
	②	宅配便等により研究者(室)に直送される物品	北海道大学	有	無	後日、サンプリング調査を実施	5
			岩手大学	有	無	納品検収センター職員が定期的に納入事実を確認	
			東北薬科大学	無	無	無	
			兵庫医科大学	無	有(研究代表者が検収者を指名可)	無	
			九州大学	無	有	無	
	③	研究者が店舗で直接購入する物品	北海道大学	有	無	後日、サンプリング調査を実施	5
			名古屋大学	無	無	別途、抽出により、業者の伝票と照合する納品チェックを実施	
大阪大学			有	無	生協の証明で代替		
佐賀大学			有	無	・大学生協の販売担		

						当者とそれ以外の者 2名により納入物品 と納品書の照合を実施 ・検収担当部署にお いて、毎月任意に納 品書を抽出し、売上 台帳と照合を実施 ・検収担当部署にお いて、定期的に納入 物品の抽出による事 後確認を実施	
		九州大学	無	有	無		
④	マウス、ラット、生 体細胞等の生物生体 試料	岩手大学	有	無	納品検収センター 職員が定期的に納入 事実を確認	3	
		和歌山県立医科大学	無	有	無		
		広島大学	無	無	無		
⑤	ガス類、燃料、液体 窒素	東北薬科大学	無	無	無	3	
		奈良先端科学技術大 学院大学	無	無	無		
		広島大学	無	無	無		
⑥	冷凍・冷蔵品	東北薬科大学	無	無	無	3	
		兵庫医科大学	無	有(研究代表者が検 収者を指名可)	無		
		広島大学	無	無	無		
⑦	立替払いで購入した 物品	北海道大学	有	無	後日、サンプリン グ調査を実施	2	
		京都大学	無	無	必要に応じ事務局 が現物確認		
⑧	遠隔地施設に納品す る物品	北海道大学	有	無	後日、サンプリン グ調査を実施	3	
		広島大学	無	無	無		
		高知大学	有	無	無		
⑨	インターネットでダ ウンロード購入した ソフトウェア	法政大学	無	無	無	2	
		広島大学	無	無	無		
⑩	郵便等で納品された	東北薬科大学	無	無	無	2	

	物品	横浜市立大学	有	無	無	
	計					20 機 関（延 べ36 機関）

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 本表中、「事務局」とは、大学本部、学部・学科事務室、部局事務担当等の大学事務部門を指し、検収所や検収センターといった名称の大学組織が担っている場合を含む。
- 3 時間外に配達された物品等で後刻（後日）に検収を受けているものは、検収を実施している扱いとして整理した。
- 4 法政大学及び明治大学は平成 25 年度から全品事務局検収に移行している。
- 5 東北薬科大学では、平成 25 年 6 月から、検収対象外物品としていたガス類、要冷凍冷蔵品、ドライアイス、宅配、郵送品及び印刷物を検収対象物品に追加している。
- 6 名古屋大学は、大学生協店舗店頭で直接購入する一度の契約額が 1 万円未満の物品に限り事務局検収の例外としている。
- 7 大阪大学は、大学生協店舗で直接購入する物品に限り事務局検収の例外としている。
- 8 川崎医科大学は、学長に委嘱された各教室の研究担当者以外により納品検収を実施している。
- 9 高知工科大学は、科研費の立替払については金額に関係なく全品を事務局検収している。
- 10 佐賀大学は、大学生協店舗で直接購入する物品に限り事務局検収の例外としている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑪ 役務契約に係る検収の実施状況（規程類による判明分）

データ入力や分析結果等について成果物、業務完了報告書等を対象に事務局検収をしていないもの又は検収に代わる措置を講じていない大学	データ入力や分析結果等について成果物、業務完了報告書等を対象に検収を実施している大学
奈良先端科学技術大学院大学、関西大学、関西学院大学、広島大学、福岡大学	北海道工業大学、岩手大学、山形大学、横浜市立大学、名古屋大学、京都薬科大学、京都大学、岡山大学、九州歯科大学、九州大学
5 大学	10 大学

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福岡大学は、平成 25 年度から論文校閲、翻訳等の役務について完了報告等の書類提出を義務付けている。

図表Ⅱ-1-(1)-ア-⑫ 事業者に対する各種取引ルールの周知等が必ずしも十分ではない例

事業者名等	周知・啓発内容等
A社	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省からの指示を受けて、取引先のある大学から各支店等に対し、預け金に係る調査が行われている。各支店等に照会したところ、東北大学、山形大学及び弘前大学からも同様の調査依頼が来ている。 ・岩手医科大学からは、科学研究費補助金に係る内部監査の際に、指定された商品に係る仕入台帳等を持参するようにとの要請文書がきている。
B社	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年9月以降、取引している大学、研究所、機構等から預け金・プール金に係る調査依頼が文書で来るようになった。 ・各事業者のコンプライアンスの取組状況についてヒアリングを行うとの名目で大学等から呼ばれた（平成23年9月以降25年2月末現在、105機関。延べ108機関（国公立27、私立64、機構・研究所等17））。
C社	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度初頭に、取引先の各大学の本部事務局から、通知文書の郵送を受ける形で行われた。
D社	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19～20年度の間、取引先の大学から相次いで、「研究費使用ガイドライン」公表を受け、取引ルールを新設したことについての通知があり、説明会への出席の要請があった。
E社	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の複数の大学から、当社に対し、大学で不正使用防止対策に取り組んでいる旨の周知文書の郵送があった。また、大学では事務局による検収体制を整えており、納品の際は必ず検収を受けるよう連絡を受けた。
F社	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の大学から当社に対し、不定期的に、大学における不正使用防止対策の取組内容について文書で周知されている。また、平成23年8月19日付けの文科省局長通知を踏まえた各大学からの質問・アンケート依頼を受けている。
G社	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでに大学等の研究機関から不正使用に関するルールや取組に関する周知を受けたことはない。当社としては、自ら取引先の大学の科研費関係のホームページを閲覧した結果、各種の規程や通報関係の窓口等を知った。
H社	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先の大学からは、当社に対して、研究費の不正使用防止に係るルール等を周知する文書等は送られてきていない。
I社	<ul style="list-style-type: none"> ・東北大学が検収制度を導入したときに説明会が開催され、出席したことはあるが、それ以外に文書を交付されたことはない。
J社	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山大学が検収センターを設置した際に説明会が開催されたこと以外、取扱いに変更があっても、説明会の開催等の案内はなかった。
K社	<ul style="list-style-type: none"> ・香川大学から、国立大学法人化（平成16年4月）前に文書により、研究者（教員）による発注は認めていないとの連絡があった。日頃は、営業担当者を通じて、研究費の不正使用防止に係るルールや各種取組の周知等について知る機会がある程度である。
L社	<ul style="list-style-type: none"> ・大学からは不正使用の関係でアンケート調査の依頼が文書で行われることがある程度である。
M社	<ul style="list-style-type: none"> ・大学からは契約や検収の方法が変更になった場合に連絡がある。

<p>一般社団法人 日本科学 機器協会</p>	<p>コンプライアンスは各社が取り組んできたため、これまで、本協会の会員各社に対して、研究費の不正使用に関して、特段、注意喚起や周知啓発等を行っていない。また、研究費の不正使用防止に関し、各地の科学機器協会の独自の取組があるか否かは把握していない。</p> <p>科学機器協会に所属している会社は多様であり、大学に全く出入りしていない会社もあるため、協会全体として足並みをそろえることが難しい部分もある。</p> <p>しかし、業界としての方針や取組を各地に行き渡らせるのは本部の役割であるため、関係府省からの要請等があれば、直ちに、本協会から会員各社に向け発信するなど対応することは可能である。</p>
<p>一般社団法人 日本試薬 協会</p>	<p>当協会は試薬に関する知識、品質、技術の水準向上に寄与すること等を事業目的に、試薬の製造・販売業者 122 社（調査日現在）で構成されている本部組織のみの団体である。</p> <p>試薬関係の事務を所掌している経済産業省製造産業局生物化学産業課から、随時、試薬の安全性、化学的な実験結果などの情報や、厚生労働省関連の通知（麻薬関係の情報等）を取りまとめた情報がメール等で提供されており、これらの情報は適時、各会員事業者にもメール送付している。公的研究費に係る不正使用防止については、文部科学省からの通知や情報提供は現在までない。</p> <p>過去に、会員事業者が不正使用等で問題を起こしたことがないため、会員事業所に対して指導や注意喚起、研修は行っていない。</p>

（注）当省の調査結果による。

（参考）事業者に対する各種取引ルールの周知等が定期的に行われている例

事業者名等	周知・啓発内容等
<p>N社</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度初頭に、取引先の各大学（本部事務局）から「納品制度の変更（研究室等への直接納品から検収窓口を通しての納品へ）」についての通知文書の郵送を受ける形で、研究費不正使用防止に係るルール等の周知を受けた。 藤田保健衛生大学では、毎年 1 回、各取引事業者から 1 名の出席を義務付けて、研究費不正使用防止ルールの説明会（主に「関係法令の遵守」関連の内容）を行っており、欠かさず出席している。
<p>O社</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 2 月に国のガイドラインが発出された以降は、文部科学省が各大学に不正使用に係る実態調査を実施した等の影響もあり、各大学からは、例えば、「検収センターを設置したので、納品の場合は今後、必ずセンターを通すようにすること」、「A 4 版の請求書様式を大学指定の様式に変更したので、今後この指定様式を使用すること」等の指示が従来よりきめ細かに来るようになった。 平成 19 年度以降は、各大学から大学の内部監査に係る調査依頼が文書で来るようになり、取引関係書類（領収書、納品書等の取引書類のコピー）の提出を求められることもあった。

（注）当省の調査結果による。

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-① 研究者（室）と事業者との癒着を防止するための対策を講じている
例

大学名	採択件数	交付金額
北海道大学	1,646 件	5,035,046 千円
<p>(事例1) 発注先を大学の指定登録事業者に限定している例</p> <p>北海道大学では、契約担当部署発注が原則とされているが、1件の契約見込額が100万円未満の案件で、大学があらかじめ指定している主要取引先と契約しようとする場合に限り、研究者（教員等）が発注することが認められており、また、この研究者（教員等）が必要ないと認めた場合には見積書の徴取を省略することができることとされている（取引先から納品される際は、まず納品受付センターが納品書と納品物品の現物照合を行い、その後、研究者（教員等）が検収を行う。見積書は経費の種類によっては省略できないもの（例えば厚生労働科学研究費補助金等）があり、当該経費の取扱要領等を確認の上、適正な処理を行う）。</p> <p>この研究者発注に係る契約先は、「国立大学法人北海道大学主要取引先選定基準」（平成20年7月18日決定）に基づく、①大学との取引件数が年間50件以上あること、②単価契約を締結することなどを条件に取引基本契約を締結している主要取引先（107社）であり、この取引基本契約により、不正な取引等が行われていることが発見された場合には、当該主要取引先から外されるというリスクを負っていることや、納品データの提供義務や不正な取引を実施しない旨の確約が得られていることなどから、不正使用を防止するための一定の牽制効果があるものと考えられる。</p> <p>なお、同大学では、平成23年度に学内で不正使用事例が発覚したことを踏まえ、主要取引先の条件に社内のコンプライアンス体制の整備状況等を追加することや、定期的取引先の会計帳簿等を大学が確認することなど不正利用防止対策を強化する予定であるとしている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
札幌医科大学	173 件	301,060 千円
<p>(事例2) 特定業者に発注が偏らないための措置を講じている例</p> <p>札幌医科大学では、研究者がこれまでの実績を基に信頼のおける業者を選定した結果、取引が特定の業者に偏っているものでやむを得ない面があるものの、好ましいことではないとしている。このため、同大学では、平成25年度からの財務システムの更新に合わせて導入する、特定業者への発注が偏らないよう注意喚起するための機能（研究者の端末にアラーム表示）や教員発注件数把握機能などの機能を活用する予定であるとしている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-② 事務局検収の例外を認めている大学における例外物品の取扱状況

大学名	採択件数	交付金額
京都大学	2,717 件	10,784,690 千円

(事例1)

京都大学では、研究者が立替払を行った場合は、事務局による検収を行わないとの例外的な措置を設け、補完措置として必要に応じ事務局が現物確認を行うこととしている。調査した10研究課題に係る平成23年度の年間物品購入(契約)件数1,446件についてみると、このうち立替払分は288件(19.9%)を占め、中には約34万3,000円のパソコンなど10万円以上の物品が計5件含まれている。また、パソコン類は10万円未満のもので5件該当するが、これらについては検収を行っておらず、10万円未満は消耗品扱いのため所在の確認も行われていない。なお、これらの物品に係る補完措置は10件中5件で実施しているが、パソコン類に限ってみると、7件中2件にとどまっている。

表 立替払による物品購入案件の例

区分	件数等	補完措置の有無
全契約件数	2,992 件	
うち、物品購入件数	1,446 件	
うち、立替払い分	288 件	
	(10万円以上の購入案件)	
	・ソフトウェア、図書 354,984 円	有り
	・ノートパソコン 343,300 円	無し
	・図書 198,473 円	有り
	・図書 158,377 円	有り
	・パソコン 外 136,880 円	有り
	(10万円未満の購入案件)	
	・パソコン外 95,500 円	無し
	・iPad 81,520 円	無し
	・ノートパソコン 72,200 円	有り
	・iPad 3 外 71,020 円	無し
	・パソコン 61,950 円	無し

(注) 調査対象研究課題に係る収支簿に基づき、当省が作成した。

なお、立替払をした場合であっても、検収を実施している大学においては、研究者が検収センター等に購入物品や領収書を持ち込んで検収を受けるなどの措置を講じている。

大学名	採択件数	交付金額
兵庫医科大学	122 件	210,050 千円

(事例2)

兵庫医科大学では、検収について、通常物品と特殊物品に分けて取扱いを規定している。これに基づき、特殊物品(冷凍・冷蔵品、直送品等)は、事務部門で検収を行うことで品質上の問題が発生する物品として、検収を研究室の検収担当者のみにより実施している。

同大学では、平成21年度から物流センターを設置し、これら特殊物品を除いた全物品の検収を実施しているが、今回抽出調査した10課題の物品購入全283件についてみると、次表のとおり、当該センターが検収したのは139件(全体の49.1%)で、研究室のみで納品確認しているものが144件(同50.9%)と半数を超えている。

表 事務局検収の適用除外となる物品購入が過半数を占めている例 (単位：件、%)

課題番号 区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	合計
【通常物品】 物流センター、 動物実験施設検 収	31	13	20	5	26	18	9	7	7	3	139 (49.1)
【特殊物品】 研究室検収	0	0	30	4	20	15	22	22	23	8	144 (50.9)
合計	31	13	50	9	46	33	31	29	30	11	283 (100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 特殊物品の内訳は、薬品（冷蔵・冷凍品）、部材、実験動物、危険物、売店での購入物品である。

このことについて、同大学（物流センター）では、「不正防止を図るためには、発注者と検収担当は別のサイドであることが適当（発注と検収の分離が必要）と考えており、物流センターで納入事実の確認を行う方法について、検討しているところである。現在、大学の財務会計システムを見直し、平成 24 年 12 月に電子調達システムが可能となるよう「学校法人兵庫医科大学固定資産及び物品調達規程」を見直している。今後、例えば、薬品類の納入についても、電子発注する方向で検討し、このシステムを納入時の検収業務にも活用できないか検討しているところである」と説明している。

一方、これらを事務局検収の対象としている大学においては、例えば、冷凍・冷蔵品やマウス等の実験動物は、納入先の研究室等に大学事務局の検収担当者が出向いて検収を実施したり、休日・夜間に納入される物品は翌日等に検収を行うなどの措置を講じている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(1)-ア-③ 「研究費不正使用に関する再発防止等について」(平成21年7月28日付け東京大学コンプライアンス室長通知)

平成21年7月28日

部 局 長 各 位

コンプライアンス室
室 長 ○○ ○○○

研究費不正使用に関する再発防止等について

(略)

記

1. 研究室予算責任者(注1)が研究室から納品検収を行なう教職員等(少なくとも2名)を指名し、納品検収責任者(注2)及び納品検収補助者(注3)として登録(注4)することとし、納品時には、納品書に検収者2名(うち、少なくとも1名は納品検収責任者又は納品検収補助者)によるサイン及び検収日の記入を実施すること。
2. 各研究室において、発注情報の登録が可能な予算執行管理システムを利用することにより、当該公的研究費(科学研究費補助金等)の研究代表者となる者自身が、責任をもって研究費管理を行うとともに、発注情報を把握すること。
3. (略)

(注1) 研究室予算責任者は、予算責任者(部局長)から予算を配分された者で当該研究室を主宰する者をいう。

(注2) 納品検収責任者は、原則として研究室に所属する常勤の教職員をいう。

(注3) 納品検収補助者は、研究室に所属する常勤の教職員が望ましいとされている。

(注4) 同大のQ&Aによると、「研究室予算責任者が納品検収責任者等を指名するとしても同一の研究室のスタッフ等から指名することになり、牽制効果は期待できないのではないか。」との質問に対し、「本学の会計規程第11条第3項に予算執行の責任と権限を委譲したものとみなすとの規定があり、予算執行の一連には発注から支払いまでが含まれることを自覚していただき、納品検収も研究室を主宰する者が責任を持って行っていただきたい」との回答がある。

(注) 1 下線は当省が付した。

2 「(注1)」、「(注2)」及び「(注3)」は、「研究費不正使用に関する再発防止等について」の運用等について(平成21年10月7日付け東大研研発第32号)により、注4は、「研究費不正使用に関する再発防止等について」の運用等についてのQ&Aに基づき、当省が記載した。

勧告	説明図表番号
<p>イ 謝金支給や備品管理等における事務局関与の徹底（いわゆる「プール金」の防止）</p> <p>プール金の捻出や不当利得の発生を防止する上で、アルバイト等の賃金として支払われる謝金などの架空請求の防止対策は極めて重要であり、文部科学省は、ガイドライン等において次のとおり、研究機関による事実や実態の確認に基づく経費の支出を求めている。</p> <p>(ア) 謝金（賃金）支給に関する事務</p> <p>謝金支給事務については、ガイドラインにおいて、非常勤雇用者の勤務状況管理等の研究費管理体制の整備に関し、研究機関の取組方針として明確化するように要請されているほか、ガイドライン中の「実施事項の例」において、①非常勤雇用者に対して、事務局により採用時の面談や日常的な面談等を行い、これにより勤務実態を把握すること、②一定期間継続雇用となる非常勤雇用者に関しては、事務局が一元的に管理し、実態把握を行うことが例示されている。</p> <p>また、研究機関使用ルールにおいても、①人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと、②研究協力者の雇用に当たっては、雇用契約において勤務内容、勤務時間等について明確にした上で研究機関が当事者となって雇用契約を締結するとともに、研究機関が研究協力者の勤務内容、勤務時間等を適切に管理して給与等を支給することとされている。</p> <p>(イ) 物品管理</p> <p>科研費により購入した設備備品（以下「備品」という。）については、文部科学省及び学術振興会が毎年度策定する「科学研究費補助金文科省（学振）研究者使用ルール（補助条件）」（以下「研究者使用ルール」という。）において、購入後直ちに研究代表者等が所属する研究機関に寄付しなければならないこととされているが、備品と消耗品の範囲は研究者使用ルール等のルールに取決めがなく、その範囲は各研究機関の規程等に委ねられている。</p> <p>なお、国の行政機関にあっては、①「帳簿登記を不要とする消耗品」の範囲については、取得後比較的短期間（概ね1年以内）に消耗することを予定する物品、②①の基準にかかわらず、1個又は1組の取得価格が5万円以上のもの、金券類及び国の借入れ又は保管に係るものは対象外とするとされている（「物品管理業務の効率化</p>	<p>図表Ⅰ-2-② （再掲）</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-イ -①</p>

<p>について」(平成21年1月16日付け各府省等申し合せ)。</p> <p>今回、当省が61大学における非常勤雇用者の雇用・勤務管理状況及び備品管理状況を調査した結果、次のとおり、非常勤雇用者の雇用・管理に関する大学事務局の関与が不十分な状況や換金性の高い物品の管理が不十分な例などがみられた。</p> <p>(7) 非常勤雇用者の雇用・勤務管理に関する大学事務局の関与の徹底</p> <p>調査した61大学における、①大学事務局による採用面談、採用時の雇入れ通知書等の手交及び勤務条件の説明の実施状況、②同事務局による出勤簿等勤務記録についての日常的な管理及び関与の状況についてみたところ、61大学のうち、①と②のいずれも実施していないものが19大学(31.1%)、いずれかを実施していないものが21大学(34.5%)みられ、いずれも実施しているものは21大学にとどまっていた。</p> <p>(4) 物品(備品、消耗品)の区分基準の統一化</p> <p>上記のとおり、備品は、研究者使用ルール及び研究機関使用ルールにより、所属する研究機関に寄付することとなり研究機関はこれを受け入れて適切に管理することとされている。</p> <p>しかし、これらの備品と消耗品とを区分する基準は各大学に委ねられており、調査した61大学における、大学が寄付を受け管理することになる物品(図書を除く。)の基準金額をみると、最低額は1万円以上(1大学)、最高額は50万円以上(1大学)となっており、最も多くの大学が設定している基準額は10万円以上(40大学。全体の65.6%)で、次に20万円以上(10大学。全体の16.4%)となっていた。</p> <p>また、調査した61大学の576研究課題における購入物品の中には、「備品」と「消耗品」の範囲が大学間で区々となっているため、同種類似で同程度の価格帯の物品であるにもかかわらず、大学によって、備品として管理しているものと、消耗品として扱っているものがみられた。</p> <p>さらに、①価格は備品扱いとなる基準額以上であるものの耐久性がないとして消耗品として扱われている研究機器がある、②耐久性はあるものの価格が基準額に満たないため消耗品として扱われている汎用パソコンがあり、中には所在不明のパソコンが数十台存在するなど、大学による管理が不十分な例がみられた。</p> <p>特に、汎用パソコンについては、各研究課題において、研究に</p>	<p>図表Ⅱ-1-(1)-イ-②</p> <p>図表Ⅱ-1-(1)-イ-③</p> <p>事例表Ⅱ-1-(1)-イ-①</p> <p>事例表Ⅱ-1-(1)-イ-②</p>
--	---

<p>必要不可欠なものとしてよりスペックの高い機種が少なからず購入されているが、過去の不正使用を教訓に管理用のラベルを貼付し、大学の所有物であることを明示しているもの（1大学）がみられるほか、パソコンについては消耗品扱いとなる価格であっても例外的に事務局発注としているもの（3大学）もあることから、パソコンの不正な売却益によるプール金の捻出等を抑止する観点からこうした工夫が必要と考えられる。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、文部科学省は、いわゆる「プール金」といった科研費等の不正使用を防止する観点から、ガイドライン、研究機関使用ルール又は公募要領の改定、その他の適切な手段により、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 研究機関に対し、アルバイト等の非常勤雇用者に係る謝金の支給について、研究室（者）と雇用者との間に不正の温床となる不適切な関係が生じることを防止する観点から、事務局自らが採用時における面談や勤務条件の説明を行い、又は出勤簿の日常的な管理を行うなど、事務局が行うべき具体的な実務面での対応を義務化し、事務局がその責任の下において適正かつ実効性のある雇用管理を実施するよう指導すること。</p> <p>また、研究機関においてそれらを的確に履行することを研究機関使用ルールに明記するとともに、的確に履行されていない場合について、研究機関管理等に必要な経費として支給されている間接経費の返還、減額査定等を含む実効性のあるペナルティ措置を設け、その厳格な運用を図ること。</p> <p>② 物品管理の適正化を図るため、研究機関として管理すべき物品の区分基準を作成し、研究機関に対し、当該基準を示すとともに、これに沿った取組を徹底するよう指導すること。</p> <p>その際、過去複数の不正事案が生じたパソコン等換金性の高い物品の扱いについては、管理の徹底が図られるよう十分留意するものとする。</p>	<p>事例表Ⅱ-1-(1)-イ-③</p>
--	-----------------------

図表Ⅱ-1-(1)-イ-① 「物品管理業務の効率化について」(平成21年1月16日付け各府省等申合せ) <抜粋>

物品管理業務の効率化について

平成21年1月16日
各府省等申合せ

官民合同実務家タスクフォース・起草作業グループ(物品管理)による検討の結果、下記について統一して取り扱うことを各府省等の申合せ事項とする。

● 帳簿登記を不要とする消耗品について

(略)

統一基準

(1) 「帳簿登記を不要とする消耗品」の範囲については、取得後比較的短期間(概ね1年以内)に消耗することを予定する物品であって、次のいずれかの性格を有していると認められるものとする。

- ・減数消耗(一定の数を購入したものが使用のたびに減少)するもの
- ・減価消耗(数量は減らずにそのものが劣化していく)するもので、概ね1年を超えて反復使用に耐えないもの

(2) (1)の基準にかかわらず、1個又は1組の取得価格が5万円以上のもの、金券類(切手、ICカード乗車券、回数券、旅行券等)及び国の借入れ又は保管に係るものは対象外とする。

(略)

図表Ⅱ-1-(1)-イ-② アルバイト等の非常勤雇用者への謝金（賃金）支給事務に関する大学事務局の関与状況

(単位：校、%)

区分	事務局による採用面談や採用時の雇入れ通知書（労働条件通知書）等の手交、勤務条件の説明の実施状況	事務局による出勤簿等勤務記録の日常的な管理、関与の状況（勤務時間管理のみを含む。）	大学名	大学数（割合）
実施、未実施の別	未実施	未実施	室蘭工業大学、旭川医科大学、札幌医科大学、酪農学園大学、北海道医療大学、東北大学、東北工業大学、東京農工大学、上智大学、法政大学、千葉工業大学、京都大学、和歌山県立医科大学、関西学院大学、兵庫医科大学、下関市立大学、徳島大学、九州工業大学、久留米大学	19(31.1)
	実施	未実施	山形大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、横浜市立大学、玉川大学、明治大学、金沢医科大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、京都薬科大学、関西大学、高知工科大学、九州歯科大学、福岡大学	14(23.0)
	未実施	実施	岩手医科大学、東京学芸大学、昭和薬科大学、金沢大学、愛知学院大学、愛知工業大学、広島大学	7(11.5)
	実施	実施	北海道大学、北海道工業大学、岩手大学、東京大学、都留文科大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋市立大学、中部大学、大阪大学、鳥取大学、岡山大学、岡山理科大学、川崎医科大学、広島国際大学、香川大学、愛媛大学、徳島文理大学、佐賀大学、九州大学、高知大学	21(34.4)
合計				61(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 室蘭工業大学は、学生アルバイトを除き、事務局による採用面談等を実施している。

3 旭川医科大学は、労働条件が明確でない場合（勤務時間や勤務日などが定まらない者）や短期的な業務の場合を除き、事務局による採用面談や勤務記録の日常的な管理等を実施している。

図表Ⅱ-1-(1)-イ-③ 大学が寄付を受けて管理することになる物品の基準金額

(単位：校、%)

区分	大学名	大学数 (割合)
1万円以上	京都薬科大学	1 (1.6)
3万円以上	愛知工業大学	1 (1.6)
5万円以上	岩手医科大学、玉川大学、愛知学院大学、関西大学、関西学院大学、岡山理科大学、川崎医科大学、福岡大学	8 (13.1)
10万円以上	北海道大学、旭川医科大学、札幌医科大学、北海道工業大学、酪農学園大学、岩手大学、福島県立医科大学、東北工業大学、東北薬科大学、東京学芸大学、東京農工大学、都留文科大学、横浜市立大学、上智大学、昭和薬科大学、法政大学、千葉工業大学、岐阜大学、名古屋大学、名古屋市立大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、京都大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、下関市立大学、広島国際大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、徳島文理大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、九州歯科大学、久留米大学	40 (65.6)
20万円以上	室蘭工業大学、北海道医療大学、山形大学、東京大学、明治大学、金沢大学、金沢医科大学、中部大学、兵庫医科大学、高知工科大学	10 (16.4)
50万円以上	東北大学	1 (1.6)
合計		61 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表は、各大学の資産・物品管理関係規程に基づき、当省が作成した。
 3 本表の物品には、図書を含まない。
 4 札幌医科大学は、2万円以上10万円未満の物品で研究者が備品に区分した場合には大学に寄付することとしている。
 5 明治大学は、20万円未満の物品でも研究者の要請があれば寄付を受け付けることとしている。
 6 下関市立大学は、平成25年9月5日から物品の寄付対象額を1万円以上に変更している。
 7 広島国際大学は、パソコンについては金額にかかわらず備品として大学が寄付を受け管理することとしている。
 8 大学数欄の割合は、四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-① 同種類品の物品であるにもかかわらず備品と消耗品とで扱いが区々となっている例

大学名	採択件数	交付金額
広島大学	1,010 件	2,158,885 千円
岡山大学	783 件	1,766,985 千円
鳥取大学	264 件	467,550 千円

(事例内容)

広島大学及び鳥取大学では、いずれも 50 万円以上の物品を「固定資産」、10 万円以上 50 万円未満の物品を「少額備品」又は「その他の物品」(以下「備品」という。)として備品台帳等に登載し、大学が管理することとしている。

また、岡山大学でも、50 万円以上の物品を「固定資産」、耐用年数が 1 年以上の物品(図書及び美術品・収蔵品は除く。)で 1 個又は 1 組の取得価格が 10 万円以上 50 万円未満の物品を「少額備品」又は「その他の物品」「その他の物品」(以下「備品」という。)として備品台帳等に登載し、大学が管理することとしている。

しかし、これら 3 大学で調査した研究課題に係る購入物品をみると、次表のとおり、備品として区分・管理すべきと考えられる物品(対物レンズ等)について、広島大学では、顕微鏡本体の追加部品で単体としては機能せず管理もできないなどとして、また、岡山大学でも、顕微鏡本体の追加部品で単体としては機能せず管理もできないなどとしてしないため、単体での備品管理が不用であるとの判断により、消耗品として扱っている。一方、鳥取大学(医学部)では、同様の対物レンズを規定どおり備品として区分・管理している。

表 備品として区分・管理すべきと考えられる物品を消耗品として扱っている例

大学名	購入物品名	金額 (円)	納品年	備品・消耗品の別
広島大学	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	314,055	H24 年	消耗品
	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	154,350	H23 年	消耗品
岡山大学	スイングレボルバ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	113,400	H23 年	消耗品
	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	122,850	H23 年	消耗品
	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	274,050	H23 年	消耗品
鳥取大学 (医学部)	対物レンズ 1 個 (顕微鏡の追加部品)	216,090	H22 年	備品

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成 24 年 3 月 16 日)による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-② 消耗品扱いとなっている研究機器や汎用パソコンの例

大学名	採択件数	交付金額	
北海道工業大学	16 件	19,600 千円	
<p>(事例 1)</p> <p>北海道工業大学のルールにおいては、耐用年数が 1 年以上で単価 10 万円以上のものは備品として扱うこととされている。</p> <p>調査した研究課題において、「卓上型ポットミル架台」が 13 万 6,000 円で購入され、消耗品として扱われている例がみられた。このことについて、同大学では、「この物品は当初、連続的な実験を行うため消耗が著しいことと腐食性の試料を使うので、ミルの破損および架台の故障が考えられることから、機器備品の扱いとはしない判断をしていた。今回、現物を確認したところ、耐用年数、購入金額を勘案すると機器備品へ科目変更することが妥当であると判断した。」としている。</p>			
大学名	採択件数	交付金額	
東北大学	2,348 件	8,680,894 千円	
山形大学	345 件	567,680 千円	
<p>(事例 2)</p> <p>東北大学及び山形大学で調査した研究課題において購入された汎用パソコンのうち、取得価額上消耗品に区分されているため、大学の管理下に置かれていないものの例は次表のとおりとなっている。</p> <p>特に、東北大学では、平成 23 年度に元非常勤事務職員がパソコン等の物品を業者に発注し、一旦納品されたものを買取業者に売却するといった方法により現金を得るといった不正行為が発生し、調査（物品と会計伝票の照合作業）を行った結果、所在不明なパソコンが数十台存在することが判明している。</p> <p>しかし、依然として備品として管理する物品の価格は 50 万円以上のままで、調査した 10 課題のうち 5 課題において購入された、14 万円から 34 万円までの計 8 台のパソコン（次表参照）が消耗品扱いになったままとなっている。</p> <p>表 東北大学及び山形大学で消耗品に区分されている汎用パソコンの例</p>			
区分	研究区分	品名	取得価額 (円)
東北大学	特定領域研究	ソニー ノートパソコン VPCZ23AJ Corei7(2.8GHz)/RAM 8 GB/SSD512GB	309,300
	基盤研究 S	ノートパソコン ThinkPad X220 428722J/増設用メモリ 2G/マウス	192,150
	基盤研究 A	MacBookAir11 インチ 1.8GHzCorei7 /RAM4GB/256GB のフラッシュストレージ	134,400
	基盤研究 A	DELL デスクトップパソコン Optiplex990	128,150
	特別推進研究	大学生協オリジナル デスクトップパソコン UNI-i5GH/ZERO	195,930
		パナソニック ノートパソコン CF-S10FEMDP カスタマイズ	345,420
		DELL デスクトップパソコン Precision T3500 Intel XeonW3565 3.2GHz/RAM4GB/HDD500GB	243,421

		MacBookAir13 インチ 1.8GHzCorei7 /RAM4GB/SSD256GB Zone	142,400
山形大学	基盤研究 B	SONY VAI0 VPCX13ALJA/DW	134,800
	若手研究 B	パナソニック Let' sNote CF-S10AY2DC	159,800

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(1)-イ-③ 消耗品に位置付けられる汎用パソコンについて大学の所有物であることを明示している大学や事務局発注の対象としている大学の例

大学名	採択件数	交付金額
大阪大学	2,424 件	9,124,223 千円
<p>(事例1)</p> <p>大阪大学は、物品の種別を、</p> <p>① 検査機器等の機器類や備品であって、1個又は1組の取得価格が50万円以上のものは固定資産</p> <p>② 耐用年数が1年以上で1個又は1組の取得価格が10万円以上50万円未満のものを「その他の物品」(少額備品)</p> <p>③ 上記①及び②以外の物品は消耗品と定義付けている。</p> <p>他の機器に付属することなく使用できるといった汎用性があり、売却が可能なパソコンについて、物品の管理方法をみると、50万円以上のものは、財務会計システム上の固定資産台帳に登録し、また、少額備品も同システム上の備品一覧に登録し機関管理することとなっている。</p> <p>また、医学系研究科における研究費の不正使用(平成22年中間報告)を受けて、10万円未満の消耗品に該当するパソコンについても、システムには登録されないものの、契約担当者が納品時にラベルを貼付し大学の所有物であることを明瞭化するとともに、実査(部局における定期的な現物確認作業)及び内部監査での確認対象としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
上智大学	129 件	200,770 千円
中部大学	87 件	165,221 千円
京都薬科大学	40 件	60,900 千円
<p>(事例2)</p> <p>上智大学、中部大学及び京都薬科大学は、消耗品について研究者発注を認めているが、価格により消耗品扱いとなるパソコンについては、物品管理の適正化や有効活用の観点から事務局発注を行っている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

勧告	説明図表番号
<p>(2) 科研費等の不正使用防止に係る体制整備の的確な把握及び指導監督の徹底</p> <p>ア 研究機関におけるガイドライン等の遵守の徹底</p> <p>ガイドラインでは、文部科学省等から配分される科研費等に係る配分先の全ての研究機関が資金等の適正な管理を行う上で実施すべき課題として、①機関内の責任体系の明確化、②適正な運営・管理の基盤となる環境の整備、③不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施、④研究費の適正な運営・管理活動、⑤情報の伝達を確保する体制の確立、⑥モニタリングの在り方が示されている。</p> <p>また、資金を配分する文部科学省等は、各研究機関における①から⑥までの課題の実施状況について、毎年度1回書面による報告を受け、ガイドラインとの整合性について確認し分析・評価するとともに、ガイドラインに基づく現地調査による実態把握を行い、これにより把握した研究機関の体制整備等の状況に係る問題点を指摘することとされ、当該機関は、文部科学省等と協議の上改善計画を作成・実行することとされている。</p> <p>さらに、文部科学省等は、改善計画が履行されないなど体制整備等の問題点が解消されない場合、有識者による検討結果を踏まえて、管理条件の付与、研究機関名の公表、一部経費の制限（間接経費の削減等）、配分の停止といった是正措置を講ずることとされている。</p> <p>今回、当省が調査対象 61 大学におけるガイドライン等に基づく体制整備の実施状況を調査した結果、次のとおり、依然として体制整備が図られていないもの、又は形式的に体制等は整えられているものの、実効性の観点から不十分なものがみられた。</p> <p>(7) 不正防止計画の策定状況とその実効性の確保状況</p> <p>ガイドラインでは、研究機関が、その全体における科研費等の適切な管理の下で、自己管理体制を強化するため、不正防止計画（研究機関自らが不正発生の要因を把握、整理し、体系的に評価し取組にフィードバックさせるためのもの）を策定することとされており、文部科学省は、同計画は研究機関における不正防止の取組において極めて重要な位置付けになるものであるとしている。</p> <p>a 不正防止計画の策定状況</p> <p>ガイドラインが示されてから平成 25 年 3 月現在で 6 年以上経過しているにもかかわらず、未だに不正防止計画を策定していな</p>	<p>図表 I-2-② (再掲)</p>

<p>い大学が調査した 61 大学中 8 大学みられた。</p> <p>これらの 8 大学では、未策定の理由について、①過去に不正使用事例がなく不正発生要因の把握などが難しいため（2 大学）、②組織の体制が弱い弱で策定する余裕がないため（2 大学）、③計画策定以外の不正防止に係る各種取組は既に実施しているため（2 大学）等としており、不正防止計画策定の重要性が十分認識されていない状況となっている。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-①</p>
<p>b 不正防止計画の実効性の確保状況</p> <p>不正防止計画は、表面的かつ形式的なものとならないように不正発生要因を把握し、適切かつ実効性のあるものであることが必要であるとされている。また、不正防止計画推進部署は、同部署の責任の下に計画の推進に当たり、計画の実施状況を把握することが必要とされている。</p> <p>しかし、調査した 61 大学の中には、不正防止計画を策定するに当たり、①不正発生要因を把握、整理、評価せず表面的かつ形式的に策定したとしているもの（4 大学）、②不正防止計画推進部署の責任体制が規程により明確となっていないもの等（3 大学）、③不正防止計画の実施状況を把握していないもの（9 大学）がみられた。</p> <p>また、不正防止計画の実効性の確保に問題が認められるものや、不正防止計画から逸脱した行為が放置されているものがみられた（2 大学 2 事例）。</p> <p>さらに、不正防止計画を不正事例とその要因分析を行って作成したとしているものの、その発生要因と要因分析が不十分なため、不正を防止できなかったと考えられるものがみられた（1 大学 1 事例）。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-③</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-④</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-ア-①、②</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-ア-③</p>
<p>(4) 関係者の意識向上の徹底</p> <p>これまで発生した不正使用事例の中には、関係者の意識の低さや各種ルールへの理解不足が発生要因の一つとなっているものも多くみられる。このため、不正防止の環境を整備する上で、関係者の意識を向上させ、また、不正防止に関する各種ルールの理解を研究機関内外の関係者に浸透させることを目的とする恒常的取組が、科研費等の運営・管理を適切に行うための重要な前提条件となっている。</p> <p>こうしたことから、ガイドラインでは、関係者の意識向上及び関係者へのルールの浸透のため、研究機関として研究者及び事務職員の行動規範を策定することとしているとともに、ガイドライン中の</p>	

<p>「実施事項の例」において、研究者や事務職員に対する研修を行い、同行動規範や各種ルールの周知・徹底を図ることが例示されている。また、研究機関使用ルールにおいても、「補助金の不正な使用を防止するため、研究者及び事務職員を対象として、研修会・説明会を積極的・定期的を実施すること」とされている。</p> <p>このように、関係者のルールの理解の促進を図り、責任意識が低下することのないように意識向上の継続的な取組を行っていくことが重要である。</p> <p>今回、61 大学における①研究者及び事務職員の行動規範の策定状況、②意識向上・ルール等の浸透を図るための具体的方策としての研修・説明会の関係者の受講状況、③ルールの理解度の把握及び把握結果の不正防止対策へのフィードバック状況を調査した結果、次のとおりの不十分な状況がみられた。</p> <p>a 研究者及び事務職員の行動規範の策定状況</p> <p>61 大学のうち、2 大学は、研究者及び事務職員の行動規範を策定しておらず、この理由については、策定の必要性を検討していなかったためとしている。</p> <p>また、研究者及び事務職員の行動規範を策定しているとした 59 大学におけるそれぞれの内容をみると、科研費等の適正使用に係る具体的な記述がないものが 8 大学あり、このうち 6 大学は、既存の就業規則や倫理規程をもって研究者と事務職員の行動規範としていた。このほか、科研費等の適正な使用に係る具体的な記述はあるものの、対象が研究者のみとなっているものが 11 大学あった。</p> <p>b 研修・説明会の実施、参加状況等</p> <p>61 大学における平成 23 年度の研修・説明会の実施状況についてみたところ、全ての大学において、科研費等の不正使用防止に関する説明会が定期（年 1 回以上）に実施されており、研修・説明会以外の取組（教授会における不正使用事例の紹介、学内向け研究費使用マニュアルの配布等）と併せて、意識向上のための取組がなされていた。</p> <p>また、科研費等の不正使用防止に関する説明は、科研費等の制度や使用ルールの説明を中心とした研修・説明会の中で実施されるケースや、科研費等の不正使用防止に関する意識向上を中心とした研修・説明会として実施されるケースがあり、61 大学中 21</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦</p>
---	--

大学において、科研費等の不正使用防止に関する意識向上を中心とした研修・説明会が実施されていた。

(a) 科研費等の交付内定者等に対する研修・説明会の実施・参加状況

実際に科研費等を使用する研究者が、意識を向上させルールの理解を深めることは、不正使用防止のために重要であり、ガイドライン中の「実施事項の例」では、「研修は、対象者本人の出席を義務付ける形で実施」することとされている。

61 大学のうち、平成 23 年度において、科研費等の交付内定者等（研究代表者や研究分担者）に対し、不正使用防止に関する説明を含む研究費の使用ルールや手続について説明会や研修を実施したものは 23 大学であった。この 23 大学のうち受講率を把握している 22 大学の研究者の受講率平均は 63.8%であり、受講率が 50%以下となっているものが 6 大学みられた。

また、この 22 大学のうち科研費等の交付内定者等に対し受講義務を課しているものは 11 大学、課していないものは 11 大学となっていた。

受講義務を課している 11 大学の受講率は 35.6～100.0%（平均 70.3%）となっている一方、受講義務を課していない 11 大学の受講率は 15.8～92.2%（平均 57.4%）と、受講義務を課している大学の方が平均で 12.9%高くなっているものの、受講義務を課している 11 大学の中でも、50%以下の受講率となっているものが 2 大学みられた。

なお、平成 23 年度には受講義務を課していない 12 大学のうち 1 大学においては、24 年度から受講義務を課し、欠席者には WEB 動画又は DVD を閲覧することを義務付け、閲覧後には閲覧票の提出を求め、欠席者全員が閲覧するよう担保措置を講じている。

(b) 説明会や研修等の受講を科研費等の応募要件としているもの

61 大学のうち、調査時点（平成 25 年 3 月）において説明会や研修等の受講を科研費等の応募要件としている大学は 3 大学のみであった。

なお、科研費以外の競争的資金の配分機関の対応として、独立行政法人科学技術振興機構は、戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）募集要項において、平成 25 年度からの全ての新規採択研究について、参加する研究者等に対し公的研究費の

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑧

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑨

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-④

不正使用防止に関する項目を含む倫理研修の受講を義務付けており、受講していない場合は受講が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがあるとしている。

c ルールの理解度の把握及び対策へのフィードバック状況

ガイドラインでは、「研究者及び事務職員が機関の定めている行動規範や競争的資金等のルールをどの程度理解しているか確認する」とされており、不正使用防止の観点からは、研究機関が科研費等の使用ルール等の理解度の把握を定期的に行い、フィードバックしていくことが重要である。61 大学のうち、平成 19 年度以降に、行動規範や使用ルール等について、研究者や事務職員に対しアンケート調査等を実施しているものは 29 大学（うち E-ラーニング研修を通じて実施しているものが 2 大学）にとどまり、未実施の大学が 32 大学みられた。

また、アンケート調査等を実施している 29 大学の内訳は、全研究者・事務職員に対して実施しているものが 13 大学（うち E-ラーニング研修を通じて実施しているものが 2 大学）、科研費等の交付を受けている者に実施しているものが 8 大学、説明会等の参加者に対し実施しているものが 8 大学であった。

さらに、アンケート調査等の結果を不正使用防止対策のための各種ルール等の改訂、次年度以降の説明会等の内容の見直し、理解度の低かったルールの周知方法の改善等に活用しているものは 21 大学となっており、未活用の大学が 8 大学あり、アンケート調査等を実施している大学においてもその結果が十分に活用されていない状況がみられた。

(ウ) 不正が発生した場合の対応の明確化

a 研究者等の不正が発生した場合の対応

研究機関使用ルールにおいては、科研費の不正な使用が明らかになった場合（不正な使用が行われた疑いのある場合を含む。）には、研究機関は速やかに調査を実施し、その結果を文部科学省又は学術振興会に報告することとされている。また、ガイドラインにおいては、研究機関は不正事案の公表に関する手続をあらかじめ定め、調査の結果、不正が確認された場合は事案を公表することとされている。

しかし、61 大学における科研費等の不正な使用への対応状況についてみたところ、全ての大学において、規程に基づき、不正な使用について調査委員会等を設置して調査することとしている

図表 II-1-(2)-ア
-⑩

図表 II-1-(2)-ア
-⑪

<p>が、不正使用が発生した場合における公表基準を策定していないものが20大学あった。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑫</p>
<p>b 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針の策定</p> <p>ガイドラインでは、研究者と業者との癒着の発生を防止・牽制する観点から、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定めることとされている。</p> <p>また、平成24年度の科研費の公募要領においても、預け金に関与した取引業者に対しては取引を停止するなどの厳格な対応を徹底することが必要とされている。</p>	
<p>(a) 業者への取引停止等の処分方針の策定状況</p> <p>上記にもかかわらず、61大学のうち、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めていないものが4大学みられた。</p> <p>この理由について、これら4大学では、不正が発生した場合は、個別に対応を決定することとしているため(3大学)、事務局の体制がぜい弱であり策定する余裕がないため(1大学)としている。しかし、文部科学省においては、前例がないので事象が起きてから個別に対応することとしている大学は、改善・検討が必要なものであるとしており、これらの大学の対応は不十分なものと考えられる。</p> <p>なお、これら4大学のうち1大学では、研究費(学内予算)について平成22年7月から23年8月までの間に3件の業者への預け金等の不正が発覚しているが、業者への処分は行われていなかった。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑬</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤</p>
<p>(b) 取引停止処分の期間に係る基準の策定状況</p> <p>取引停止等の処分方針を策定している57大学における規定内容を比較したところ、業者への取引停止期間のペナルティまで具体的に定めているものが31大学と約6割となっている一方、取引停止期間の量定について定めていないものが26大学みられた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑭</p>
<p>(c) 取引業者に対する取引停止の情報共有</p> <p>取引業者に対する取引停止等の処分情報について、国立大学法人については文部科学省経由で情報共有がなされているものの、国立大学法人、公立大学法人及び私立大学を含めた情報共</p>	

<p>有はなされていない。このため、国立・公立・私立相互間の情報共有を拡大してほしいという要望が14大学(国立3大学、公立1大学、私立10大学)において聴かれた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑮</p>
<p>(I) 通報窓口、相談窓口の設置状況</p> <p>61大学における内部通報窓口の設置状況、相談窓口の設置状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>a 通報窓口の設置状況等</p> <p>ガイドラインにおいては、情報が的確に伝達される体制の構築として、①機関内外からの通報窓口を設置すること、②通報窓口の仕組みについて周知すること、③通報者を保護すること等とされている。しかし、61大学では、全ての大学において通報窓口を設置しているが、次のとおり通報者が限定され、また、通報に基づく調査体制が未整備となっている等の状況がみられた。</p> <p>① 通報者について業者を含めていないもの(2大学)</p> <p>② 通報窓口の周知状況等について、i) 口頭のみで周知しているもの(2大学)、ii) ホームページにおける連絡先の記載が不十分なもの(5大学)、iii) サイトマップがないため通報窓口についての情報が迅速に閲覧できないもの(1大学)、iv) 不正使用が発生しているにもかかわらず、通報窓口への通報はなく窓口が十分に機能しているとはいえないもの(1大学)</p> <p>③ 通報に基づき設置される調査委員会等の体制が整備されていないもの(3大学)、不正に係る調査の体制に係る規程が策定されていないもの(4大学)</p> <p>④ 通報窓口の運用に係る規程を整備していないもの(1大学)</p> <p>また、61大学のうち匿名による通報を認めていないとしている16大学において、①通報内容を精査して、信ぴょう性がある場合、匿名であっても調査を実施するものが14大学ある一方、②匿名通報を認めていないため、調査ができない等としているものが2大学あった。</p> <p>b 相談窓口の設置状況等</p> <p>ガイドラインにおいては、機関内外からの科研費等の使用に関するルール等についての相談窓口を設けるとともに、その仕組みについて公表することとされている。しかし、61大学全てにおいて相談窓口を設置しているが、次のとおり、相談窓口の周知等が</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑯</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑰、⑱、⑲、⑳</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉑</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉒</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉓</p>

<p>不十分なものがみられた。</p> <p>① 相談窓口の周知は、ホームページ、ガイドブック、説明会資料等の手段により行っているが、業者からの相談を対象としていないもの（4大学）</p> <p>② 相談窓口の仕組みの周知に当たり、ホームページ等に相談内容に関するFAQが掲載されていれば、研究者等の利便向上に寄与すると考えられるが、これがなされていないもの（19大学）</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②④</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②⑤</p>
<p>(オ) 内部監査の実施状況</p> <p>61 大学における内部監査の実施状況を調査した結果、次のとおり、内部監査に係る規程の整備が不十分、通常監査又は特別監査が未実施等の状況がみられた。</p> <p>a 内部監査体制の整備状況</p> <p>(a) 内部監査規程の整備状況</p> <p>61 大学における内部監査規程の整備状況をみると、①監査の実実施計画を作成し、一般監査、退職前監査、科学研究費補助金監査及び外部監査を実施しているが、規程を定めていないもの（1大学）、②毎年度業務監査実施要項(案)を作成し、内部監査を実施しているが規程を定めていないもの（1大学）がみられた。</p> <p>(b) 専門知識を有する者の配置状況</p> <p>ガイドラインでは、「高い専門性を備え、機関の運営を全体的な視点から考察できる人材を配置すること」とされているほか、ガイドライン中の「実施事項の例」として、「内部監査部門には、会計・法務等の専門的な知識を有する者のほか、研究活動の実情に精通した者を配置する」ことが挙げられている。</p> <p>61 大学における専門知識を有する者の配置状況についてみると、①公認会計士など会計・法務等の専門的な知識を有する者を配置しているものが4大学、②研究者など研究活動の実情に精通した者を配置しているものが4大学となっていた。</p> <p>b 平成23年度における科研費内部監査の実施状況</p> <p>(a) 内部監査の実施状況</p> <p>研究機関使用ルールでは、「毎年、ガイドラインを踏まえ、各研究機関の実情に応じて抽出した補助事業について、監査を実施」することとされており、また、「実施する監査の一部に</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア-②⑦</p>

<p>については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。」とされている。</p> <p>61 大学における平成 23 年度の通常監査（注1）及び特別監査（注2）の実施状況をみると、1 大学において通常監査及び特別監査が実施されておらず、4 大学において特別監査が実施されていなかった。</p> <p>（注）1 研究機関の所属研究者が研究代表者として科研費の交付を受けている研究課題数のおおむね 10%以上を対象とし、書面による調査を行うもの。</p> <p>2 通常監査を行う補助事業のうちおおむね 10%以上を対象とし、書類上の調査にとどまらず、実際の科研費使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的な調査を行うもの。</p> <p>このことについて、通常監査及び特別監査を実施していない1 大学は、「研究費に係る内部監査は、平成 24 年度に実施したが、監査員の日程が合わず、2、3年に1 回程度の実施となっている。」としている。</p> <p>また、特別監査を実施していない4 大学は、未実施の理由として、①内部監査担当者が研究機関使用ルールの内容を承知しておらず、前任者から引継ぎを受けたことのみを前例踏襲で実施していたこと（1 大学）、②ほぼ毎年度、学内の組織体制の変更があり、科研費の担当課もこれに合わせて毎年度変更されていること（1 大学）、③通常監査において特別監査で行うこととされている徹底的な監査（実地における実態確認含む。）を行っていること（2 大学）を挙げている。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -⑳</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉑</p>
<p>(b) 内部監査対象課題の抽出課題数</p> <p>研究機関使用ルールにおいては、通常監査対象としては研究課題数全体のおおむね 10%以上が望ましいとされている。しかし、これを満たしていないものが 61 大学のうち 1 大学においてみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉒（再掲）</p>
<p>(c) 内部監査対象課題の抽出方法</p> <p>ガイドラインにおいては、「不正防止計画推進部署との連携を強化し、不正発生要因に応じた内部監査を実施する」とこととされている。</p> <p>しかし、61 大学のうち平成 23 年度に通常監査を実施している 60 大学について内部監査対象課題の抽出方法をみると、36 大学では、①金額の大きい課題、②取引業者の偏りがある課題、</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉓</p>

<p>③旅費、謝金が多い課題、④支出が年度末に偏っている課題等 を作為的に抽出しているものの、24 大学では、無作為抽出で課 題を選定しており、不正発生リスクを考慮した課題抽出を行っ ていなかった。</p> <p>(d) 内部監査における監査手法の導入状況 ガイドラインにおいては、「会計書類の形式的要件等の財務 情報に対するチェックのほか、体制の不備の検証を実施」する こととされている。 61 大学の平成 23 年度の内部監査における監査手法をみると、 通常監査を実施していない 1 大学を除く全ての大学において、 形式的な書類の確認は実施している。 また、その他の取組として、①物品・備品等の使用・管理状 況の実査を実施しているものが 53 大学、②謝金の実態確認を実 施しているものが 29 大学、③取引業者が保管している資料との 突合等を実施しているものが 27 大学、④旅費の実態確認を実 施しているものが 22 大学となっていた。</p> <p>(e) 内部監査によって不正使用事例が発見・指摘された事例 61 大学において、大学の調査等により事実を確認できたとし ている研究費等に係る不正使用事例 68 事例（24 大学）につい て、発覚した端緒をみると、内部監査を発端とした事例は 1 件 のみ（1 大学）であった。なおこれら 68 件の大半は外部機関（会 計検査院、税務署等）による反面調査（調査対象研究機関の取 引業者等に対して実施される調査）又は「研究機関における科 研費等の適正な執行等のための取組の徹底について（通知）」 に基づいて各研究機関により実施された調査を端緒として発覚 した事例であった。</p> <p>(f) 内部監査の指摘状況 通常監査を実施していない 1 大学を除く 60 大学における内 部監査の指摘状況をみたところ、指摘がなされたものが 41 大 学、指摘がなされなかったものが 19 大学となっていた。また、 指摘がなされた 41 大学のうち、2 大学において、指摘事項につ いて改善されていないなどの事例があった。</p> <p>(g) 取組事項の外部への公表の推進 ガイドラインでは、競争的資金等の使用についてのルール等に関</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -⑳</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉑ 事例表Ⅱ-1-(2)- ア-⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-ア -㉒ 事例表Ⅱ-1-(2)- ア-⑦</p>
---	---

する理解を機関内に浸透させること、機関内外からの情報が適切に伝達される体制を構築することが競争的資金等の運営・管理を適切に行うために重要であるとの認識から、①機関内の責任体系、②競争的資金等の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口、③機関内外からの通報（告発）の窓口、④競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針及び意思決定手続について、外部に公表することとされている。

今回、当省では、ガイドラインに基づく上記①から④（注）に係る7項目について、平成23年度に科研費の配分を受けている全703大学（短期大学を除く。）のホームページにおける公表状況を確認した。

（注） 「④競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針及び決定手続」については、これに該当すると考えられる次の4事項の公表状況を確認した。

- i) 研究者及び事務職員の行動規範、
- ii) 不正防止計画、
- iii) 不正使用に係る調査の手続等に係る規程、
- iv) 不正な取引に関与した業者への取引停止等処分方針

その結果、7項目全てを公表していないものが185大学（26.3%）みられ、これらの大学における平成23年度の科研費の直接経費配分額は計36億9,000万円（採択件数2,546件）となっていた（最多の大学で5億3,000万円（313件）、最少の大学で10万円（1件））。

なお、これら185大学のうち、採択件数が5件以下かつ直接経費配分額が1,000万円以下の小規模な研究機関（注）を除く99大学の採択件数の平均は23件、直接経費配分額の平均は3,495万円となっていた。

（注） 文部科学省は、「ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告」（平成21年5月）において、競争的資金等の配分は受けているが5件以下かつ1,000万円以下の研究機関を「小規模な研究機関」としている。

7項目のうち、いずれかの項目を公表していないものでみると703大学中610大学（86.8%）となっており、8割以上の大学において公表に係る対応が不十分な状況となっていた。

また、調査した61大学において7項目のいずれかの項目を公表していないものは27大学あった。これら27大学では、この理由として、①公表の必要性について検討していなかったため（3大学）、②公表に係る具体的な方針がないため（4大学）、③規則・規程以外のものは公表しないこととしているため（3大学）、④未公表の事項については、当面、学外へ公表する必要はないと判断したため（13大学）、⑤研究者・関係者に分かりやすく取りまとめて公表することを目標にしているが、日常業務に追われてこれができているため（1

図表Ⅱ-1-(2)-ア
-③④

図表Ⅱ-1-(2)-ア
-③⑤、③⑥

大学)等としており、総じて公表に対する意識が低いものと考えられる。

(キ) 大学におけるガイドラインに係る遵守状況の把握の徹底

文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況を把握するため、毎年、大学等研究機関から、体制整備等自己評価チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)による報告を求めている。

しかし、大学におけるガイドラインの遵守状況に係る上記の調査結果のうち、例えば、①不正防止計画策定に当たって不正発生要因が未把握となっている、②不正防止計画の実施状況が未把握となっている、③研究者及び事務職員の行動規範が未策定となっている、④不正な取引に関与した業者への取引停止等処分方針が未策定となっている、⑤ガイドラインに基づく取組事項が外部へ未公表となっているといった状況については、チェックリストに直接、該当するチェック項目がないため、文部科学省はこれらを把握しにくい状況となっていた。

なお、文部科学省は、ガイドラインに基づく体制整備等の基本的事項を継続して把握しフォローアップするために、平成25年度分のチェックリストから、別途、補足調査票を追加しているが、これによっても①、②、③及び⑤については、把握しにくい状況となっている。

イ 文部科学省等による指導監督及び処分の厳格化

(7) ガイドラインに基づく現地調査等

文部科学省では、ガイドラインに基づき、研究機関における体制整備等の実施状況について、毎年度1回報告を受け確認することとしている。

また、資金配分額の多い研究機関を中心に毎年度約60機関を抽出して現地調査を行い、①不正防止計画の推進を担当する部署が設置されているか、②発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムが構築・運営されているかなどについて現地調査(以下「ガイドライン現地調査」という。)を行っている。ガイドライン現地調査の結果、これらに係る取組が不適切・不十分である場合は、研究機関に対し、問題点を指摘し改善計画を作成させ、改善計画を履行していないなどの場合には、経費減額等の是正措置を講ずるなどの指導を行うこととしている。

上記のガイドラインに基づく各研究機関における取組の実施状況

報告については、①これまでの実施状況報告書では、どのように不正防止のリスクが低減されているのか、体制が有効に機能しているのか等の取組の実効性を把握することが困難である、②研究機関が体制整備状況等を一定期間ごとに評価し、それを見直すこととした場合、自機関の不正防止の取組がどの程度まで達成されているのか等についての基準が明確でなければ、不正防止に対する進捗度も計ることができず、改善に向けた明確な目標設定が行いづらいなどの問題点があった。このため、平成22年12月からは、科研費等の管理・監査に係る体制整備状況について、研究機関自らがガイドラインの主な事項ごとに成熟度について自己評価を行うチェックリストが導入され、チェックリストによる評価・報告に改められている（平成23年度の提出機関：1,891機関）。

これ以降、ガイドライン現地調査は、チェックリストの評点の高い研究機関及び低い研究機関から約60機関が選定され、主にチェックリスト全20項目に係る評点とその判断理由、低い評点となっている場合の理由等の確認が行われている。

(イ) 科研費実地検査

文部科学省及び学術振興会では、配分機関として科研費の不正使用の防止及び適正な執行の徹底を図るため、研究者使用ルール及び研究機関使用ルールを定め、その周知徹底を図っている。また、毎年度、研究機関における経費管理・監査の実施状況について、①チェックリストの評点の高い機関又は低い機関、②国公立別、③学部のバランス、④配分実績、⑤過去における不正事案の発生の有無、⑥公的研究費の適正な管理に関する有識者会議における示唆等に基づき抽出した約60機関に対し、科研費実地検査を実施している。

科研費実地検査は、経費の執行状況や研究機関における経費管理状況について、研究機関に事前に作成・提出させた実地検査票に基づきヒアリングを行い、改善すべき事項がある場合は、口頭による助言を行うとしている。

(ウ) 指導監督の実効性の確保

今回、当省が61大学に対する文部科学省及び学術振興会による指導監督の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

a ガイドライン現地調査における指導状況

文部科学省によると、ガイドライン現地調査に伴い、調査対象機関に対し、問題点を指摘し、改善計画を作成させたことや文書

<p>による指導を行った実績はないとしている。また、同省は、口頭による指摘は行っているとしているが、この指摘事実、指摘内容等を確認できる資料はガイドラインに基づく現地調査の各年度の分析結果報告書において大学名を伏した事例として紹介されているもの以外にはない。</p> <p>61 大学に対するガイドライン現地調査の実施状況（平成 19 年度～24 年度）を確認したところ、47 大学において延べ 78 回実施され、問題点等があった場合でも全て口頭による指摘・助言のみを行っている状況であった。</p> <p>これらガイドライン現地調査のうち、文部科学省が行った口頭による指摘について、研究機関が指摘があったと認識していたものは延べ 21 大学の 30 回であった。また、その主な指摘内容をみると、①不正防止計画が未策定（6 大学）、②発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムが未整備（事務局関与の徹底等）（10 大学）であった。これらの指摘事項は、ガイドラインにおいて特に実施することが要請されているものである。しかし、文部科学省では、文書による指導を行っていないこともあり、主体的に改善措置状況の事後確認も行っていなかった。</p> <p>また、文部科学省の指摘事項と認識していたものに係る改善措置状況についてみると、改善されていない、又は改善が不十分なものが 6 大学で 15 件みられた。</p> <p>なお、文部科学省では、平成 24 年度からガイドライン現地調査に替えて、ガイドラインの実施等に関する履行状況調査（以下「ガイドライン履行状況調査」という。）を新たに実施している。ガイドライン履行状況調査では、研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備等に問題があった場合、当該機関に対し、留意事項等を文書により通知し、これを公表するとともに、留意事項への対応・履行状況の報告を求めることとしている。また、留意事項への対応・改善が認められないなど、研究機関における体制整備等の問題が解消されない場合は、ガイドラインに基づき、①管理条件の付与、②一部経費の制限、③配分の停止等の是正措置を段階的に講ずるとしている。</p> <p>ただし、是正措置に係る具体的な発動条件や経費の削減額が定められていないことから、今後は、これらの明確化などの制度設計が求められている。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-①</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-②</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-①</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-②</p>
---	---

<p>b 大学におけるチェックリストの活用状況</p> <p>61 大学におけるチェックリストの活用状況をみたところ、5 大学においては、不正防止対策の企画・立案に活用していないとしていた。その理由について、これら 5 大学は、①チェックリストは文部科学省に報告するために作成しているものであり、業務改善とは関係がない（2 大学）、②チェックリストの有用性は認識しているが、どのような取組を行えばよいのか分からないため、現時点においては当該資料を直接活用することまではできていない（3 大学）としており、チェックリストの導入目的に則した活用が必ずしも進んでいない状況がみられた。</p> <p>一方、56 大学においては不正防止対策の企画・立案に活用しているとしており、その活用内容は、チェックリストの成熟度が低い項目については、①不正使用防止計画へ反映させて取り組むこととしている、②各担当部局の業務の実施状況のモニタリング計画へ反映させることとしている等となっていた。しかし、活用しているとの回答のあった 56 大学からも、チェックリストの設問について、「チェックリストの成熟度の定義を明確にした上で、設問をより分かりやすいものにすれば、さらに的確な判定ができる」、「チェックリストは、多くの項目において、成熟度 3 に「定期的」、「常時」等の文言が盛り込まれ、レベルがひとときわ高く設定されている」、「大学の実態と合わない設問がある（成熟度「3」及び「4」の事項を実施しているものの、「2」にあるマニュアルを作成していないことから、作成上、成熟度は「1」と判定せざるを得ない等）」などの改善の必要を求める意見が聴かれた。</p> <p>また、61 大学におけるチェックリストの成熟度と実際の取組内容を比較したところ、チェックリストの評点を実際の取組内容よりも高く評価しているなどかい離しているものがみられた（2 大学）。</p> <p>c 科研費実地検査における指導状況</p> <p>文部科学省及び学術振興会は、「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について（通知）」（平成 18 年 11 月 28 日付け 18 文科振第 559 号文部科学省研究振興局長通知）に基づき、「研究機関における経費管理体制が十分でない場合には、その改善を指導し、経費管理体制の改善への対応が適切でない場合や経費管理体制の不備により悪質な不正使用事案が発生した場合には研究機関に対する間接経費の減額査定等のペナルティを実施する」こととしている。しかし、同省によると、文書による指導や</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-③</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-④</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-③</p>
---	--

<p>ペナルティを実施した実績はなく、また、口頭による指摘は行っているとしているが、指摘事実、指摘内容等を確認できる資料は保存されていない。</p> <p>また、61 大学に対する科研費実地検査の実施状況（平成 19 年度～24 年度）を確認したところ、48 大学において延べ 68 回実施され、問題があった場合でも全て口頭による指摘・助言のみが行われている状況であった。これら科研費実地検査のうち、文部科学省等が行った口頭による指摘について、研究機関が指摘があったと認識していたものは 25 大学の 28 回であった。また、その主な指摘内容をみると、①不正防止計画が未策定（1 大学）、②発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムが未整備（事務局関与の徹底等）（8 大学）であった。これらの指摘事項は、ガイドラインにおいて特に実施することが要請されているものである。しかし、文部科学省等では、文書による指導を行っていないこともあり、主体的に改善措置状況の事後確認も行っていなかった。</p> <p>また、文部科学省等の指摘事項と認識していたものに係る改善措置状況についてみると、改善されていない、又は改善が不十分なものが 4 大学で 5 件みられた。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、文部科学省は、科研費等の適正な執行を確保する観点から、研究機関における実効性のある研究費の管理・監査体制を構築させるため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① ガイドラインに基づく不正防止計画の策定、関係者の意識向上及び不正が発生した場合の対応の明確化等に係る体制整備が不十分な研究機関に対し、その整備の徹底を図るため、ガイドラインで示している間接経費の削減等の是正措置の適用ルールを明確化した上で、厳正な指導を行うこと。</p> <p>また、当該是正措置の適用の前提となる体制整備状況の的確な把握のため、現行の「体制整備等チェックリスト」による報告事項を見直すことを含め、必要な追加措置を講ずること。</p> <p>② 上記①により講じた措置、科研費実地検査等により判明した改善すべき事項等については、文書による指導を行う際の基準を明確にし、口頭で指導する場合においてもその内容を記録として残すこと。</p> <p>また、それら指摘した内容については、研究機関においてその後の確実な改善が図られるよう、フォローアップに係る事務手順を整備し、フォローアップを的確に実施すること。</p>	<p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥</p> <p>図表Ⅱ-1-(2)-イ-②（再掲）</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-①（再掲）</p> <p>事例表Ⅱ-1-(2)-イ-④</p>
---	---

図表Ⅱ-1-(2)-ア-① 不正防止計画を策定していない8大学における未策定の理由

未策定の理由	大学				
過去に不正使用事例がなく不正発生要因の把握などが難しいため	2 大学 (東北薬科大学、愛知工業大学)				
組織の体制がせい弱で策定する余裕がないため	2 大学 (昭和薬科大学、川崎医科大学)				
計画策定以外の不正防止に係る各種取組は既に実施しているため	2 大学				
<table border="1"> <tr> <td>日常の発注・検品体制の整備及び定期的な書類検査・指導等により不正防止対策は講じている</td> <td>(広島国際大学)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度から文部科学省のガイドラインに沿って、順次、不正防止に係る取組を実施している</td> <td>(千葉工業大学)</td> </tr> </table>	日常の発注・検品体制の整備及び定期的な書類検査・指導等により不正防止対策は講じている	(広島国際大学)	平成 19 年度から文部科学省のガイドラインに沿って、順次、不正防止に係る取組を実施している	(千葉工業大学)	
日常の発注・検品体制の整備及び定期的な書類検査・指導等により不正防止対策は講じている	(広島国際大学)				
平成 19 年度から文部科学省のガイドラインに沿って、順次、不正防止に係る取組を実施している	(千葉工業大学)				
その他	2 大学				
<table border="1"> <tr> <td>現在、策定中であるものの成案に至っていないため</td> <td>(酪農学園大学)</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 3 月策定の公的研究費の取扱いに関する規程で策定することとされているが、策定に至らなかった当時の経緯は不明</td> <td>(福岡大学)</td> </tr> </table>	現在、策定中であるものの成案に至っていないため	(酪農学園大学)	平成 20 年 3 月策定の公的研究費の取扱いに関する規程で策定することとされているが、策定に至らなかった当時の経緯は不明	(福岡大学)	
現在、策定中であるものの成案に至っていないため	(酪農学園大学)				
平成 20 年 3 月策定の公的研究費の取扱いに関する規程で策定することとされているが、策定に至らなかった当時の経緯は不明	(福岡大学)				

(注) 1 当省の調査結果による。

2 福岡大学では、当省の実地調査(平成 25 年 3 月)後の平成 25 年 4 月に不正防止計画を策定している。
また、愛知工業大学では、平成 25 年度中に不正防止計画を策定予定としている。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-② 不正防止計画策定に当たって不正発生要因を把握していない大学(策定済み 53 大学中 4 大学)における未把握の理由

未把握の理由	大学
会計検査院の実地検査において不正防止計画の策定を促され、計画として早急に策定することを優先したため	1 大学 (明治大学)
学内の取扱規程において不正使用の防止計画を作成・推進する不正防止計画推進委員会を設置することとしているが、実際には、同委員会を設置していないため	1 大学 (愛知学院大学)
その他(不明等)	2 大学 (下関市立大学、九州歯科大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 不正防止計画推進部署の責任体制が明確となっていない大学(3 大学)の状況

状況	大学					
不正防止計画推進部署の設置に係る規程が未策定	2 大学					
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">未策定理由等</td> <td>実質的に不正防止計画を推進するための役割を担う部署は設置されているため</td> <td>(上智大学)</td> </tr> <tr> <td>規程等による明文化はしていないが、不正防止のための取組は全学的に行っており、研究支援センターが不正防止計画推進部署の役割を担っているため</td> <td>(広島国際大学)</td> </tr> </table>	未策定理由等	実質的に不正防止計画を推進するための役割を担う部署は設置されているため	(上智大学)	規程等による明文化はしていないが、不正防止のための取組は全学的に行っており、研究支援センターが不正防止計画推進部署の役割を担っているため	(広島国際大学)	
未策定理由等		実質的に不正防止計画を推進するための役割を担う部署は設置されているため	(上智大学)			
	規程等による明文化はしていないが、不正防止のための取組は全学的に行っており、研究支援センターが不正防止計画推進部署の役割を担っているため	(広島国際大学)				
学内の公的研究費等取扱規程(平成 22 年 6 月施行)において設置することとされている不正防止計画推進委員会が実際には未設置・未開催	1 大学 (愛知学院大学)					

(注) 1 当省の調査結果による。

2 文部科学省では、不正防止計画推進部署について、その役割を担っている部署があるにもかかわらず、担当部署として明確にされていない機関においては、責任の所在を明確にして不正防止計画の推進に当たることが必要であるとしている。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-④ 不正防止計画の実施状況を把握していない大学（策定済み 53 大学中 9 大学）における未把握の理由

把握していない理由	大学数	大学名	不正防止計画 策定（改訂）時期
不正防止計画に定めた内容は全て既に達成済みと 考えているため	3	岩手大学	平成 20 年 12 月 (平成 24 年 7 月)
		山形大学	平成 20 年 3 月
		中部大学	平成 20 年 3 月
実施状況の把握等を行う不正防止計画推進委員会 を設置していないため	1	愛知学院大学	平成 22 年 6 月
事務局の体制がせい弱で実施状況を把握する余裕 がないため	1	九州歯科大学	平成 20 年 3 月 (平成 23 年 4 月)
策定（改訂）して間がないため	4	北海道工業大学	平成 25 年 1 月
		北海道医療大学	平成 24 年 3 月
		金沢大学	平成 19 年 10 月 (平成 24 年 10 月)
		下関市立大学	平成 24 年 9 月

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤ 研究者及び事務職員の行動規範を策定していない 2 大学における未
策定の理由

未策定の理由	大学
策定の必要性を検討していなかったため	2 大学 (酪農学園大学、岡山理科大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥ 研究者と事務職員の行動規範を策定していると回答した59大学における行動規範の内容

対象者等 内容	研究者のみを対象としているもの (大学、行動規範名称)		研究者及び事務職員を対象としているもの (大学、行動規範名称)		
科研費等の適正な使用に係る具体的な記述がないもの	2 大学		6 大学		
	高知工科大学	教員綱領	既存の就業規則や倫理規程を行動規範としているもの	岩手医科大学	岩手医科大学職員就業規則
				都留文科大学	都留文科大学職員倫理規程
				法政大学	法政大学経営倫理綱領、職員就業規則
	九州歯科大学	九州歯科大学研究者行動規範		京都大学	京都大学の基本理念、京都大学の教職員像、京都大学教職員倫理規程
				徳島文理大学	学校法人村崎学園就業規則
				福岡大学	福岡大学就業規則
科研費等の適正な使用に係る具体的な記述があるもの	11 大学		40 大学		
	北海道大学	北海道大学における科学者の行動規範	(室蘭工業大学、旭川医科大学、札幌医科大学、北海道工業大学、北海道医療大学、岩手大学、東北大学、山形大学、福島県立医科大学、東北工業大学、東京大学、東京学芸大学、東京農工大学、上智大学、昭和薬科大学、玉川大学、千葉工業大学、金沢大学、岐阜大学、名古屋大学、愛知学院大学、愛知工業大学、愛知医科大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、兵庫医科大学、鳥取大学、岡山大学、広島大学、広島国際大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学)		
	東北薬科大学(注2)	東北薬科大学研究倫理規準、職員就業規則			
	横浜市立大学(注3)	横浜市立大学職員倫理規程、研究費の使用に係る確認書			
	明治大学	明治大学研究者行動規範			
	名古屋市立大学(注2)	名古屋市立大学における研究倫理に関する指針、職員就業規則			
	金沢医科大学	金沢医科大学における研究者の行動指針			
	中部大学	中部大学における研究者の行動規範			
	奈良先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学における研究活動上の行動規範			
	下関市立大学(注2)	下関市立大学職員倫理規程、下関市立大学職員倫理審査会要綱、下関市立大学職員倫理規程第4条に定める職員の遵守すべき事項			
	川崎医科大学	川崎医科大学における教室のあり方と研究指針			
	久留米大学	久留米大学における研究者の行動規範			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 東北薬科大学、名古屋市立大学及び下関市立大学では、研究者、事務職員のいずれかを対象とした規範を複数定めているが、事務職員を対象とするものには科研費等の適正な使用に係る具体的な記述がない。

3 横浜市立大学では、研究者については、研究機関使用ルールに基づき徴収する誓約文書(補助条件等を遵守し、不正行為を行わない旨の確認書)の様式裏面に、研究費の執行に当たって研究者が遵守すべき事項を列記しており、当該記載及び職員倫理規程をもって行動規範としている。職員倫理規程は、研究者及び事務職員のいずれも対象としているが、科研費等の適正な使用に係る具体的な記述はない。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦ 科研費等の不正使用防止に関する意識向上を中心とした研修や説明会を実施している21大学（平成23年度実績）

（単位：人、％）

機関名	名称	実施日	対象者	対象者数 (a)	受講者数 (b)	受講率 (b/a)* 100
北海道大学	科学研究費申請セミナー（研究費不正使用問題の現状について）	9/27	本学教職員（主に研究者）	2,093	119	5.7
旭川医科大学	不正行為防止に関する全学説明会	11/18	全教職員	—	28	—
岩手大学	平成24年度科学研究費助成事業申請に関する説明会（研究費の不正使用等の防止について）	9/28	科学研究費助成事業申請・事務に関係する教員・技術職員・事務職員	409 (※3)	—	—
東京大学	研究室キャラバン	11月下旬～ 1月下旬	農学部各研究室（教員・学生・事務職員）	808	798	98.8
法政大学	公的研究補助金等の適正執行に関する説明会	10/21、24、25	全専任教職員	741	96	13.0
	公的研究費の不正使用防止に関する説明会	6/9、13、21	公的研究費の交付内定を受けた研究者	177	113	63.8
岐阜大学	平成24年度科学研究費助成事業「公募要領等学内説明会」（5会場）に関する説明会（適正な執行の確保について）	9/20、21、22、 26、28	研究者教員、公的研究費の経費執行に関わる事務職員	830	203	24.5
名古屋大学	公的研究費の使用に係るe-learning研修	通年	全教職員	2,400	2,312	96.3
	統括管理責任者による部局への説明会	7/21～1/11 (計6回)	各部局教授会構成員（研究者）	567	463	81.7
名古屋市立大学	公的研究費不正使用防止に係る説明会（全2回）	6/27、8/23	全教職員（科研費交付内定者、研究分担者及び事務担当者等）	511	121	23.7
愛知工業大学	公的研究費ガイドライン及び科学研究費補助金について	9/27	本学に所属する研究者及び公的研究費の経費執行に関わる事務職員のうち希望者	181	36	19.9
奈良先端科学技術大学院大学	平成23年度科学研究費補助金公募要領及び研究活動と研究者の責任に関する説明会	9/29	全教職員（科研費応募予定者等）	206	75 (※4)	36.4
京都大学	研究費適正使用研修e-learning	6/6～9/30	全教職員（集計対象は前年度にe-Learning研修（平成22年版）を受講していない教職員）	2007	930	46.3
大阪大学	公的研究費の不正使用防止に関する研修会（2か所で実施）	3/29	全教職員	—	165	—
和歌山県立医科大学	コンプライアンス研修（全4回）	11/16、12/2 (各日2回)	全教職員	—	807	—

京都薬科大学	研究費の不正使用防止に関する研修会（第1回）	4/18	全教育職員（特命教授を除く）、全事務職員（教育臨時職員除く）	95	76	80.7
	研究費の不正使用防止に関する研修会（第2回）	9/7	同上	97	79	
岡山大学	コンプライアンス意識啓発研修（全14回）	2/1～3/21	全教職員	1,209	509	42.1
川崎医科大学	公的研究費管理に係る研修会	9/27	全教職員	468	140	29.9
高知工科大学	公的研究費の適正な執行等のための取組の徹底について	9/7	全教職員、	159	64	40.0
九州大学	平成24年度科学研究費補助金公募要領等説明会（適正な研究活動に向けた説明会）	9/27	平成24年度科研費応募予定者（研究者）、科研費関係事務担当者、その他関係者	3,426	303	8.8
九州工業大学	研究費の不正使用防止及び平成24年度科学研究費助成事業の申請等に関する説明会	9/28	全教職員	431	70	16.2
佐賀大学	研究費の不正使用防止について（全2回）	9/29、30	全研究者教員、公的研究費の経費執行に関わる事務職員	699	120	17.2
久留米大学	公的研究費及び倫理審査に関する研修会（不正使用防止に関する研修会）	7/28	全研究者及び公的研究費の経費執行に関わる研究補助員・事務職員等	168	98	58.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 対象者数、受講者数、受講率は原則として研究者について計上しているが、東京大学の「研究室キャラバン」については、研究者だけではなく事務職員等も含まれている。

3 対象者数は岩手大学における対象者数であり、実際には、近隣大学からの参加者あり。

4 参加者数は会場における人数であり、学内中継の視聴者は含まれていない。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑧ 科研費等の交付内定者等に対し説明会等を実施している23大学(平成23年度実績)

(単位:人、%)

大学	名称	実施日	義務付け対象者・受講対象者	対象者数	受講者数	受講率
受講義務を課しているもの(11大学)						
酪農学園大学	科研費の使用に関する説明会	7/29	科研費交付内定者(内定者が欠席の場合は代理者)	38	15	39.5
東北薬科大学	科学研究費補助金の使用について	8/5、8	科研費の交付内定を受けた研究代表者、研究分担者及び教室内の事務担当者	36	36	100.0
都留文科大学	科研費についての説明会	10/12	科研費交付内定者(研究代表者及び研究分担者)	25	25	100.0
千葉工業大学	科学研究費補助金の使用についての説明会	7/28 8/1、3	科研費交付内定者(研究代表者及び研究分担者)	77	46	59.7
玉川大学	平成23年度科学研究費(補助金)運用説明会	6/28、30	科研費(補助金)の交付内定を受けた研究者、事務支援者	45	43	84.7
	平成23年度科学研究費(基金分)運用説明会	8/9、11	科研費(基金分)の交付内定を受けた研究者、事務支援者	19	14	
金沢医科大学	競争的研究資金等の取扱説明会	7/19	公的研究費の交付内定者(研究代表者、研究分担者)及び経費執行に関わる事務職員	101	36	35.6
愛知工業大学	科学研究費の取扱いに関する説明会	5/17、18	科研費交付内定者(新規課題)及び科研費の経費執行に関わる事務職員	18	18	100.0
愛知医科大学	科研費執行方法等説明会	8/9、11	科研費交付内定者(研究代表者及び研究分担者)	125	65	52.0
和歌山県立医科大学	科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金執行に関する説明会	5/30、31 6/1、2	科研費交付内定者、事務担当補助員及び秘書	236	147	62.3
京都薬科大学	研究費の不正使用防止に関する研修会(第1回)	4/18	科研費等に関係する教職員	95	76	80.7
	研究費の不正使用防止に関する研修会(第2回)	9/7	科研費等に関係する教職員	97	79	
久留米大学	公的研究費及び倫理審査に関する研修会(不正使用防止に関する研修会)	7/28	科研費交付内定者(欠席の場合は講座事務担当者(研究補助員)が代理出席)	168	98	58.3
受講義務を課していないもの(12大学)						
法政大学	科研費の使用に関する説明会	6/9、13、21	科研費交付内定者	177	113	63.8
明治大学	科研費の使用に関する説明会(駿河台キャンパス)	4/14	科研費交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	232	14	35.2
	科研費の使用に関する説明会(和泉キャンパス)	4/20	科研費交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	48	10	
	科研費の使用に関する説明会(生田キャンパス)	4/21	科研費交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	116	22	

	科研費の使用に関する説明会（駿河台キャンパス）	5/26	基金化種目の交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	19	8	
	科研費の使用に関する説明会（生田キャンパス）	5/30	基金化種目の交付内定者、研究分担者、研究補助者、事務担当者等	25	22	
愛知学院大学	平成 23 年度科学研究費補助金の経理事務取扱等説明会	6/13、14、17	科研費の交付内定者、研究分担者、事務担当者	75	55	73.3
関西大学	科研費の使用に関する説明会	6/14、22	科研費交付内定者、事務補助者	228	36	15.8
関西学院大学	科学研究費補助金執行に係る説明会	4/20、21、22、28 5/13	科研費（補助金分）交付内定者等	187	104	60.1
	科学研究費補助金執行に係る説明会	5/25、27	科研費（基金分）交付内定者等	48	31	
兵庫医科大学	科研費の使用方法等に関する説明会	6/30	科研費交付内定者（研究代表者）	122	55	45.1
岡山理科大学	科研費（補助金）獲得者説明会	7/14、22、26、28 8/2、3	科研費交付内定者、事務担当者	62	56	92.2
	科研費（基金）獲得者説明会	8/29、30 9/7	科研費交付内定者、事務担当者	17	16	
川崎医科大学	補助金と助成金に分かれた科学研究費助成事業の留意点説明会	4/27	公的研究費獲得者、関係職員	115	93	80.9
広島国際大学	平成 23 年度科研費制度等説明会	9/28	科研費交付内定者、事務担当者	41	29	70.7
愛媛大学	科学研究費等の執行等に関する説明会（城北）	7/22	科研費交付内定者、研究分担者、連携研究者及び事務担当者	—	60	—
	科学研究費等の執行等に関する説明会（重信）	7/20	科研費交付内定者、研究分担者、連携研究者及び事務担当者	—	22	—
	科学研究費等の執行等に関する説明会（樽味）	7/21	科研費交付内定者、研究分担者、連携研究者及び事務担当者	—	25	—
高知工科大学	科研費の使用に関する説明会	9/28	科研費交付内定者、事務担当者	46	10	21.7
徳島文理大学	科研費の使用・不正使用防止に関する説明会	8/2	科研費交付内定者	28	28	72.4
	科研費使用に関する説明会	8/9	科研費交付内定者、事務担当者	29	13	
受講義務を課している 11 大学受講率平均						70.3
受講義務を課していない 13 大学中研究者の受講率を把握している 11 大学受講率平均						57.4
科研費等の交付内定者等に対し説明会等を実施している 22 大学受講率平均						63.8

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 対象者数、受講者数、受講率はいずれも研究者について計上している。
3 科研費以外の特定の公的研究費の交付内定者を対象とした説明会は除外した。
4 受講義務を課している 10 大学については、原則、義務付け対象者が受講対象者となっているが、京都薬科大学については受講対象者は全教職員であり、義務付け対象者が科研費等に関する教職員である。
5 受講率は、受講者数/対象者数×100 によって算出した。ただし、複数の説明会等を実施している大学については、個別の説明会等の受講率の和/説明会等の数によって、各大学の受講率を算出した。
6 受講率平均は、各大学の受講率の和/大学数によって算出した。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑨ 平成24年度に受講を義務化した1大学

大学名	受講を義務化した説明会等（24年度実施）	義務付け対象者
兵庫医科大学	科研費・厚生労働科学研究費補助金取扱要領等説明会（研究者向け）	研究代表者

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑩ 調査した61大学における使用ルール等の理解度調査の実施状況

ガイドライン制定以降に理解度調査を1回以上実施した大学	29大学
意識調査・アンケート調査を実施	27大学
全教職員又は全研究者を対象に実施	11大学 （北海道大学、東北大学、東京大学、名古屋市立大学、愛知学院大学、愛知工業大学、中部大学、広島大学、徳島大学、香川大学、九州工業大学）
科研費等の採択を受けている者等を対象に実施	8大学 （北海道医療大学、山形大学、福島県立医科大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、岡山大学、愛媛大学、九州大学）
説明会の出席者等を対象に実施	8大学 （室蘭工業大学、岩手大学、東京農工大学、岐阜大学、兵庫医科大学、鳥取大学、岡山理科大学、久留米大学）
E-ラーニング研修を全教職員に実施	2大学 （名古屋大学、京都大学）
ガイドライン制定後に理解度調査を実施していない大学	32大学 （旭川医科大学、札幌医科大学、北海道工業大学、酪農学園大学、岩手医科大学、東北工業大学、東北薬科大学、東京学芸大学、都留文科大学、横浜市立大学、上智大学、昭和薬科大学、玉川大学、法政大学、千葉工業大学、明治大学、金沢大学、金沢医科大学、愛知医科大学、奈良先端科学技術大学院大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、下関市立大学、川崎医科大学、広島国際大学、高知大学、高知工科大学、徳島文理大学、佐賀大学、九州歯科大学、福岡大学）
合計	61大学

（注）1 当省の調査結果による。

2 玉川大学及び千葉工業大学は、平成25年度に説明会の出席者等を対象に理解度調査を実施している。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑪ 29 大学における理解度調査結果の活用状況

調査結果を活用している 大学	21 大学 (北海道大学、北海道医療大学、東北大学、山形大学、東京大学、東京農工大学、名古屋大学、名古屋市立大学、愛知工業大学、中部大学、京都大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、兵庫医科大学、岡山大学、広島大学、徳島大学、香川大学、愛媛大学、九州大学、九州工業大学)
調査結果を活用していない大学	8 大学 (室蘭工業大学、岩手大学、福島県立医科大学、岐阜大学、愛知学院大学、鳥取大学、岡山理科大学、久留米大学)
合 計	29 大学

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑫ 調査した61大学における研究費の不正使用事例の公表基準を定めていない大学

大学名
旭川医科大学、札幌医科大学、北海道工業大学、酪農学園大学、北海道医療大学、東北薬科大学、上智大学、法政大学、愛知工業大学、愛知医科大学、和歌山県立医科大学、京都薬科大学、関西学院大学、鳥取大学、下関市立大学、岡山理科大学、広島国際大学、高知工科大学、徳島文理大学、久留米大学、福岡大学
(20 大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑬ 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定めていない4大学における未策定の理由

未策定の理由	大学
不正が発生した場合は、個別に対応を決定するため	3 大学 (酪農学園大学、上智大学、京都薬科大学)
事務局の体制がせい弱であり策定する余裕がないため	1 大学 (昭和薬科大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑭ 調査した61大学における取引停止措置規程において、取引停止期間を規定していない大学

大学名
札幌医科大学、北海道工業大学、北海道医療大学、福島県立医科大学、岩手医科大学、東北薬科大学、横浜市立大学、上智大学、玉川大学、法政大学、千葉工業大学、明治大学、金沢医科大学、愛知学院大学、愛知工業大学、中部大学、京都薬科大学、関西大学、関西学院大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、広島国際大学、高知工科大学、徳島文理大学、久留米大学、福岡大学
(26 大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑮ 他大学の取引停止情報の提供に関する各大学の意見（情報提供の拡大に賛同の14大学）

大学名	他大学の取引停止情報の提供に関する各大学の意見
福島県立医科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県のホームページ上で取引停止、入札参加資格の制限等を受けた業者がないか随時確認している。また、県に確認する等情報を共有している。 ・他大学で取引停止措置を受けた業者情報を入手する仕組みはなく、国立大学のような他大学において取引停止となった業者の情報がフィードバックされる仕組みについては、今後の取引業者検討の参考となるためあった方がいい。
岩手医科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学で取引停止措置を受けた業者情報を入手する仕組みはない。調査時に総務省から、国立大学では他大学において取引停止となった業者の情報がフィードバックされる仕組みがあるとの説明を受け、このような仕組みは、今後の取引業者検討の参考となるため、私立大学でもあった方がいい。
東北工業大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学で取引停止措置を受けた業者情報を入手する仕組みはない。国立大学のような他大学において取引停止となった業者の情報がフィードバックされる仕組みについては、全国の情報を共有するよりも、仙台市内の大学で構成している学都コンソーシアム等、同地域の大学における事例を共有した方が実効性がある。
東北薬科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関で取引停止措置を受けた業者情報を共有する仕組みはない。国立大学のような他大学において取引停止となった業者の情報がフィードバックされる仕組みについては、今後の取引業者検討の参考となるため、私立大学でもあった方がいい。
法政大学	<ul style="list-style-type: none"> ・取引停止を行った例はないが、他の大学で取引停止を行った業者が分かれば参考になる。
千葉工業大学	<p>可能な範囲で次のような情報の公表を希望する。</p> <p>希望情報：業者名と不正取引の内容等。</p>
岐阜大学	<ul style="list-style-type: none"> ・私立大学で発生した不正行為等を行った事業者との取引停止情報は、情報入手手段がなく、文部科学省からのメールによる事務連絡でも記載されていないため、ほとんど分からない。新聞記事を見つける都度スクラップを作成するなど、私立大学の取引停止事案の情報収集には日常から注意を払っている。
愛知学院大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学の取引停止についての情報共有を希望する。
金沢医科大学	<ul style="list-style-type: none"> ・取引停止措置を受けた業者の情報については、他大学と共有する仕組みを有しておらず、文部科学省にも報告することは現時点で考えていないが、それらの情報については、今後取引を行う上での参考になるので、共有する仕組みはあった方がいい。
奈良先端科学技術大学院大学	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学で取引停止措置を実施した情報は文部科学省経由で受けているが、公立・私立大学で取引停止措置を実施した情報を受けたことはなく、新聞報道やホームページ等で事業者名が明らかになる例もほぼ皆無であることから、公立・私立大学で取引停止措置を講じた情報の周知があると、参考情報が増えてよい。
関西大学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学が取引停止措置を行った事業者名等の情報を受けたことはないが、仮にそのような情報が周知されれば、参考情報程度の意味合いはあるものとする。

川崎医科 大学	他機関からの処分情報については、共有できれば、参考になる。
佐賀大学	<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学や独立行政法人の研究機関等における不正使用事例に基づく取引停止措置等の情報については、文部科学省から不正使用等の経緯も含めた詳細な情報が送付されてきているが、私学に係る情報は送付されてきていない。 ・私学も含めて情報提供を行ってほしい。特に地域内の研究機関については国立、公立、私立の区分なく情報提供が行われた方が地域として一体的に対応できるのではないかと。
久留米大 学	<ul style="list-style-type: none"> ・他大学起因の不正使用事例に基づく取引停止措置等の情報はどこからも届いていないことから、大学としては、新聞やインターネット等を注意してみて把握するしかない。 ・他の大学等の当該情報をぜひ国から提供してほしい。本学でも取引停止等の措置の適用を検討していきたい。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑯ 調査した 61 大学のうち、通報者を限定している大学

通報者を限定している状況	対象の大学
通報者を研究者、事務職員等に限定し、業者からの通報を認めていない	上智大学、金沢医科大学（2 大学）

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑰ 通報窓口の周知を口頭により行っている 2 大学の概要

大学名	概要
都留文科大学	科研費に限定したもの等、その他の案件は、「24 年度中」を目指していたが、規程の内容の確認作業等に時間がかかってしまい進捗しなかった。平成 25 年度中には、ホームページに掲載したい。
川崎医科大学	主な取引事業者を対象として公的研究費（科学研究費等）の不正防止に関する取引説明会を開催しており、同説明会の場で競争的資金の管理部署は研究支援係であり、何かあれば研究支援係に連絡するよう配布資料や口頭で周知している。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑱ 通報窓口のメールアドレス、電話番号等連絡先をホームページに掲載していないなど周知が不十分な5大学の概要

大学名	概要
北海道工業大学	北海道工業大学では、通報窓口の電話番号等の連絡先をホームページ上に掲載しておらず、現状では不十分な状態であるとしている。なお、平成24年度末までにホームページに掲載する予定の不正防止計画において、通報窓口の連絡先が掲載され、改善される予定である。
中部大学	「中部大学における研究上の不正行為に関する取扱規程」では、科研費補助金等の使用に関して不正があった場合の取扱いが定められており、この中で研究費の不正使用等があった場合の窓口が「研究倫理委員会委員長」として定められている。しかし、中部大学のホームページには、「研究倫理委員会委員長」が誰であるか掲載されておらず、また、連絡先（電話番号等）も未掲載であることから、取引業者等の大学外部の者が、不正使用があることについて通報する場合に研究者倫理委員会委員長が誰でどのように通報すればよいか分からない状況となっている。
下関市立大学	下関市立大学では、ホームページに公益通報窓口の要綱を掲載しているので、通報窓口については広く一般に周知されていると考えているとしている。しかし、通報窓口の連絡先の情報としては担当部署名（総務グループ（長））が公的研究費の管理・運営の責任体系に関する資料の中に掲載されているだけであり、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号等は掲載されていないため、通報しようとした場合に連絡しづらい状況となっている。
川崎医科大学	川崎医科大学の公的研究費に関する通報窓口（研究支援係）については、学内専用サイトに窓口の名称、担当部署、担当者名、内線番号及びメールアドレスが掲載されている。また、川崎医科大学を含む川崎学園全体の公益通報窓口（総務部人事課）についても、学園専用サイトに設置根拠規程（学校法人川崎学園公益通報者保護規程」とともに公益通報受付・相談シートが掲載されているが、一般向けのホームページには通報窓口については掲載されていない。
福岡大学	福岡大学では、通報窓口について、外部に対してはホームページ上（「公的研究費の適正な管理・運営について」）で周知していると説明している。しかし、ホームページに規程（福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程）が掲載されているが、「通報窓口を内部監査室に置く」とされたのみであり、電話番号やFAX番号、電子メールアドレス等が掲載されていない。

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑱ ホームページにおいて、サイトマップ（掲載事項一覧）がないため、通報窓口の情報が迅速に閲覧できない1大学の概要

大学名	概要
九州歯科大学	九州歯科大学のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）がないため、通報窓口の情報が迅速に閲覧できない上、掲載されているタイトルが「研究活動における不正防止等に関する規程が定められました」となっており、すぐには通報窓口と分からないものとなっている。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 平成19年度以降、研究費の不正使用が5件発生しているが、通報窓口（庶務課）への通報がない1大学の概要

大学名	概要
昭和薬科大学	昭和薬科大学では、通報窓口として庶務課を周知しているが、平成19年度以降発生した研究費の不正使用5件について、研究費の不正使用の通報窓口となっている庶務課が受け付けたものは1件もない。このことについて、同大学では、他の部局（学長等）に通報が来ているので、通報窓口は機能していないとはいえないとしている。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉑ 通報に基づき設置される調査の体制及び規程の整備状況（未設置及び未整備の大学）

大学名	通報を受け設置する調査体制の名称	調査体制設置時期	調査体制の規程の整備状況
北海道工業大学	公的研究費内部監査委員会	H19.11	未整備
酪農学園大学	未設置	—	未整備
北海道医療大学	未設置	—	公的研究費等の不正使用に関する防止計画、公益通報に関する規程
関西学院大学	調査委員会	最高管理責任者である学長が不正事例の判明等に応じて随時設置	制定作業中
徳島文理大学	未設置	—	未整備

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉒ 調査した 61 大学のうち、通報窓口の運用に係る規程を整備していない大学

通報窓口の運用に係る規程を整備していない大学	概要
昭和薬科大学	規程はないが、「昭和薬科大学の競争的資金に係る研究活動の不正行為の告発受付窓口の設置について」（平成 18 年 12 月 21 日）により、窓口の所在を周知している。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉓ 規程上、匿名による通報を認めていない 16 大学における匿名通報の取扱い

区分	通報内容を精査して、信ぴょう性がある場合や看過できない場合に調査を実施	調査をしない
大学名	北海道大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、東京大学、法政大学、金沢大学、名古屋市立大学、金沢医科大学、愛知学院大学、愛知工業大学、岡山理科大学、高知工科大学、九州大学、久留米大学	岩手医科大学、徳島文理大学
計	14 大学	2 大学

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉔ 調査した 61 大学における相談窓口の周知状況

区分	相談窓口は周知されているが、相談対象者から業者を除外しているもの
大学名	東京大学、昭和薬科大学、金沢医科大学、高知工科大学
計	4 大学

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉕ 調査した 61 大学のうち相談内容に関する F A Q を作成していない大学

相談内容に関する F A Q を作成していない大学
北海道大学、室蘭工業大学、山形大学、東北工業大学、東北薬科大学、東京学芸大学、上智大学、明治大学、金沢大学、愛知学院大学、愛知工業大学、下関市立大学、香川大学、愛媛大学、高知工科大学、徳島文理大学、九州歯科大学、久留米大学、福岡大学
(19 大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 調査した 61 大学のうち内部監査に係る規程整備が不十分な大学

大学名	内部監査に係る規程の整備状況
昭和薬科大学	監査の実施計画を作成し、一般監査、退職前監査、科学研究費補助金監査、外部監査を実施しているが、規程を定めていない。
久留米大学	毎年度業務監査実施要項(案)を作成し、内部監査を実施しているが規程を定めていない。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉑ 調査した 61 大学のうち内部監査体制の整備状況

NO	大学名	内部監査規程の策定状況 (○→策定、×→未策定)	担当部局 (括弧内は人数)	専門知識を有する者の 配置状況
1	北海道大学	○ 国立大学法人北海道大学内部監査規程、国立大学法人北海道大学内部監査実施細則	監査室(外部の監査法人に委託して実施)	公認会計士
2	室蘭工業大学	○ 国立大学法人室蘭工業大学内部監査規則	監査室	—
3	旭川医科大学	○ 国立大学法人旭川医科大学内部監査規程	監査室	—
4	札幌医科大学	○ 札幌医科大学内部監査規程、札幌医科大学内部監査実施細則	監査室	—
5	北海道工業大学	○ 北海道工業大学公的研究費の管理・監査に関する規程	総務課	—
6	酪農学園大学	○ 学校法人酪農学園大学内部監査規程、酪農学園大学研究費助成事業取扱要領	監査室(事務局長1)、立会人(2)	—
7	北海道医療大学	○ 経理規程	監査室	—
8	岩手大学	○ 岩手大学監査室設置要項、岩手大学内部監査実施要項	監査室	—
9	東北大学	○ 国立大学法人東北大学内部監査規程	監査室	—
10	山形大学	○ 国立大学法人山形大学内部監査規程	監査室(10)	—
11	福島県立医科大学	○ 公立大学法人福島県立医科大学内部監査規程、ガイドラインに対する公立大学法人福島県立医科大学の対応について(平成20年9月10日制定)	監査室	—
12	岩手医科大学	○ 文部科学省科学研究費補助金等に係る内部監査実施要領(毎年度策定)	内部監査人 (研究者代表3人、事務局担当課長5人、企画課長、人事職員課長、経理課長、用度課長、内部監査室課長)	研究者
13	東北工業大学	○ 学校法人東北工業大学内部監査室運用内規	内部監査室(1) ※常勤の者を充てていたがH24.7で退職。現在空席で、H25.7に専門知識のある者を採用予定	—
14	東北薬科大学	○ 公的研究費取扱規程、経理規程	企画課が学内で人選、理事長任命の監査員(就職課長、教務課係長の2人で実施)	—

15	東京大学	○	国立大学法人東京大学における競争的資金等の不正使用防止に関する規則	【通常】研究推進部外部資金課 (例：農学部：5人) 【特別】監査室(4) ※外部資金課は課題の抽出、各学部が作成したチェックリストの取りまとめを実施	—
16	東京学芸大学	○	国立大学法人東京学芸大学内部監査規則、国立大学法人東京学芸大学内部監査実施細則国立大学法人東京学芸大学監事監査規程、国立大学法人東京学芸大学監事監査実施細則	監査室及び監査員(3) ※顧問の監査法人にアドバイスをしてもらっている。	—
17	東京農工大学	○	国立大学法人東京農工大学内部監査規程、国立大学法人東京農工大学監事監査規程、国立大学法人東京農工大学監事監査実施基準	監査室(1) ※平成24年度からは、研究支援課から係長級2人を監査担当者として追加で指名	—
18	都留文科大学	○	公立大学法人都留文科大学内部監査規則、都留文科大学内部監査実施要領、公立大学法人都留文科大学監査室設置規程、公立大学法人都留文科大学監事監査規程	監査室(事務局長1) 監査室は、事務局長、総務課長、補佐、リーダー(係長)からなるが、科研費監査は局長のみで実施	—
19	横浜市立大学	○	公立大学法人横浜市立大学内部監査要綱	内部監査委員(経営企画課会計・監査担当職員)	—
20	上智大学	○	学校法人上智学院内部監査規程、学校法人上智学院監事監査規程	監査室(2)	—
21	昭和薬科大学	×	—	庶務課(5) ※平成25年度1月15日以降は経費不正使用防止推進室	—
22	玉川大学	○	学校法人玉川学園監査規程	内部監査員(事務局：教育企画部教育環境コンプライアンス課 ※玉川大学経理部長、教学部教務課長、総務部次長等、玉川学園教育学部学園教学課長等7人を任命)	—
23	法政大学	○	内部監査規程、内部監査実施要領	監査室(2)	—
24	千葉工業大学	○	学校法人千葉工業大学内部監査規程	監査室(3)	—
25	明治大学	○	内部監査規程	監査室(3)	—
26	金沢大学	○	国立大学法人金沢大学法人監査室設置要項、国立大学法人金沢大学内部監査実施要項	法人監査室	—
27	岐阜大学	○	国立大学法人岐阜大学内部監査細則	監査室(2)	教員(研究者)、外部有識者(元高等学校校長)
28	名古屋大学	○	名古屋大学内部監査要項、内部監査実施要領	監査室、財務部、研究協力部、各局部職員	—
29	名古屋市立大学	○	公立大学法人名古屋市立大学内部監査規程	監査評価室	—
30	金沢医科大学	○	学校法人金沢医科大学内部監査規程	業務監査課、経理管財部長	—
31	愛知学院大学	○	学校法人愛知学院大学内部監査規程	内部監査委員会(内部監査委員及び監査実務委員)	—

32	愛知工業大学	○	愛知工業大学科学研究費内部監査要項	監査人(4) ※副学長、大学事務局長及び研究費活動に従事していない第三者2人を学長が指名	工学研究活動の実情に精通した副学長(=研究者)
33	中部大学	○	学校法人中部大学経理規程	競争的研究資金内部監査委員会、外部監査法人(2~3)	公認会計士
34	愛知医科大学	○	学校法人愛知医科大学内部監査規程、同施行細目	監査室(3)及び監事(1) ※監事は特別監査のみ	—
35	奈良先端科学技術大学院大学	○	内部監査規程、内部監査実施要領	監査室(2)	—
36	京都大学	○	国立大学法人京都大学内部監査規程	監査室(4) 研究国際部研究推進課(5)	—
37	大阪大学	○	国立大学法人大阪大学内部監査規程	監査室(5) (応援部署:研究推進課3、財務課2、不正使用防止計画推進室2)	—
38	和歌山県立医科大学	○	公立大学法人和歌山県立医科大学内部監査規程	監査室(2) (平成24年度以降、危機対策室)	—
39	京都薬科大学	○	学校法人京都薬科大学内部監査規程	外部監査部門 (公認会計士1人)	公認会計士
40	関西大学	○	公的研究費等取扱規程、学校法人関西大学内部監査規程	内部監査室(3)	—
41	関西学院大学	○	内部監査規程、内部監査実施要領	内部監査室(1)	—
42	兵庫医科大学	○	学校法人兵庫医科大学公的研究費管理・監査規程、学校法人兵庫医科大学内部監査規定	内部監査室(3)	—
43	鳥取大学	○	鳥取大学内部監査要項	内部監査課(3)	—
44	岡山大学	○	国立大学法人岡山大学内部監査規程	監事及び法人監査室(5)	—
45	広島大学	○	広島大学内部監査規則	監査室(3) ※このほか16部局の職員(50人)も監査担当者として監査に加わっている。人員確保のため、他部署の書類を確認することで、参考としてもらうため。	—
46	下関市立大学	○	公立大学法人下関市立大学内部監査規程	内部監査人(常勤理事)、経営企画グループ(2)	—
47	岡山理科大学	○	適正実施要領	内部監査実行班(班長:事務局長)、学部事務室、経理部、学外連携推進室、学校法人加計学園監査室	—
48	川崎医科大学	○	川崎医科大学科学研究費補助金にかかる内部監査規程	監査担当者(学長に指名された者、事務部長)、不正防止計画推進部(9)	研究者
49	広島国際大学	○	内部監査規程	内部監査室(学校法人常翔学園)	—
50	徳島大学	○	国立大学法人徳島大学内部監査規則	監査室(3)、財務部(10)、病院(1) ※特別監査は、監査室のみ	—
51	香川大学	○	国立大学法人香川大学内部監査規程、香川大学競争的資金等監査実施要綱	研究協力G、監査室、経営企画G、経理G ※特別監査は、研究協力G	—

52	愛媛大学	○	国立大学法人愛媛大学内部監査規程	監査室（3）及び財務部職員3人	—
53	高知大学	○	国立大学法人高知大学内部監査実施規則	法人監査室（2）及び監事（1）	—
54	高知工科大学	○	公立大学法人高知工科大学内部監査実施要綱	監査室（専任1人、兼務3人）	—
55	徳島文理大学	○	学校法人徳島文理大学内部監査規程	理事長により組成された学校法人村崎学園監査グループ（=大学本部経理部）	—
56	九州大学	○	国立大学法人九州大学内部監査規程	監査室	—
57	九州工業大学	○	国立大学法人九州工業大学内部監査規程	監査室（15）	—
58	佐賀大学	○	国立大学法人佐賀大学内部監査規程	監査室（3）	—
59	九州歯科大学	○	九州歯科大学研究活動における不正防止等に関する規程、九州歯科大学不正防止内部監査要領	学長が任命する監査員 （経営管理部部長代理兼総務班長、経営管理部財務管理班長、学務部部長代理兼教務企画班長）	—
60	久留米大学	×	—	経営企画部研究推進課（監査は外部公認会計士（2）へ委託）	公認会計士
61	福岡大学	○	福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程	研究推進課（立会い）、研究推進部委員（教授）、財務課 ※統括管理責任者の下に研究費監査部門を置き、研究推進課をもってこれに充てる。	—

（注）当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-㉔ 平成23年度科研費についての内部監査の実施状況

N O	大学名	通常監査					特別監査			
		基数 H23年度 採択件数 (A)	必要数 (B) (=A/10)	抽出 課題数 (実績) (C)	割合 ((C+E) /A)	10% ルール	必要数 (D) (=B/10)	抽出 課題数 (実績) (E)	割合 (E/B)	10% ルール
1	北海道大学	2110	211	309	15.8%	○	21	24	11.4%	○
2	室蘭工業大学	55	6	6	12.7%	○	1	1	16.7%	○
3	旭川医科大学	99	10	22	26.3%	○	1	4	40.0%	○
4	札幌医科大学	170	17	51	34.1%	○	2	7	41.2%	○
5	北海道工業大学	16	2	18	112.5%	○	1	未実施	-	-
6	酪農学園大学	26	3	4	26.9%	○	1	3	100.0%	○
7	北海道医療大学	117	12	31	35.9%	○	1	11	91.7%	○
8	岩手大学	151	15	17	13.2%	○	2	3	20.0%	○
9	東北大学	2668	267	265	11.1%	○	27	32	12.0%	○
10	山形大学	360	36	50	13.9%	○	4	未実施	-	-
11	福島県立医科大学	130	13	12	10.8%	○	1	2	15.4%	○
12	岩手医科大学	141	14	26	20.6%	○	1	3	21.4%	○
13	東北工業大学	17	2	2	17.6%	○	1	1	50.0%	○
14	東北薬科大学	35	4	4	14.3%	○	1	1	25.0%	○
15	東京大学	5925	593	594	11.0%	○	59	60	10.1%	○
16	東京学芸大学	140	14	17	24.3%	○	1	17	121.4%	○
17	東京農工大学	283	28	29	11.3%	○	3	3	10.7%	○
18	都留文科大学	10	1	10	130.0%	○	1	3	300.0%	○
19	横浜国立大学	280	28	28	11.1%	○	3	3	10.7%	○
20	上智大学	157	16	25	19.1%	○	2	5	31.3%	○
21	昭和薬科大学	18	2	5	27.8%	○	1	未実施	-	-
22	玉川大学	54	5	未実施	-	-	1	未実施	-	-
23	法政大学	184	19	20	12.0%	○	2	2	10.5%	○
24	千葉工業大学	58	6	50	89.7%	○	1	2	33.3%	○
25	明治大学	254	25	27	11.8%	○	3	3	12.0%	○
26	金沢大学	665	67	134	26.2%	○	7	40	59.7%	○
27	岐阜大学	363	36	180	60.0%	○	4	38	105.6%	○
28	名古屋大学	1788	179	343	23.0%	○	18	69	38.5%	○
29	名古屋市立大学	301	30	41	15.3%	○	3	5	16.7%	○
30	金沢医科大学	78	8	10	16.7%	○	1	3	37.5%	○
31	愛知学院大学	75	8	12	17.3%	○	1	1	12.5%	○
32	愛知工業大学	40	4	8	25.0%	○	1	2	50.0%	○
33	中部大学	100	10	11	13.0%	○	1	2	20.0%	○
34	愛知医科大学	62	6	6	19.4%	○	1	6	100.0%	○
35	奈良先端科学技術大学院 大学	244	24	31	14.3%	○	2	4	16.7%	○
36	京都大学	3552	355	441	13.8%	○	36	49	13.8%	○
37	大阪大学	2737	274	628	25.2%	○	27	63	23.0%	○
38	和歌山県立医科大学	171	17	23	26.9%	○	2	23	135.3%	○
39	京都薬科大学	42	4	5	14.3%	○	1	1	25.0%	○
40	関西大学	252	25	39	17.1%	○	3	4	16.0%	○
41	関西学院大学	201	20	22	12.4%	○	2	3	15.0%	○
42	兵庫医科大学	169	17	30	20.7%	○	2	5	29.4%	○
43	鳥取大学	275	28	47	18.9%	○	3	5	17.9%	○
44	岡山大学	824	82	91	12.1%	○	8	9	11.0%	○
45	広島大学	1164	116	602	54.4%	○	12	31	26.7%	○
46	下関市立大学	9	1	4	722.2%	○	1	61	6100.0%	○
47	岡山理科大学	53	5	9	22.6%	○	1	3	60.0%	○
48	川崎医科大学	75	8	59	132.0%	○	1	40	500.0%	○
49	広島国際大学	41	4	42	104.9%	○	1	1	25.0%	○
50	徳島大学	492	49	50	11.2%	○	5	5	10.2%	○
51	香川大学	263	26	28	12.2%	○	3	4	15.4%	○
52	愛媛大学	611	61	65	11.8%	○	6	7	11.5%	○
53	高知大学	272	27	31	13.2%	○	3	5	18.5%	○
54	高知工科大学	43	4	17	53.5%	○	1	6	150.0%	○
55	徳島文理大学	53	5	50	103.8%	○	1	5	100.0%	○
56	九州大学	1965	197	205	11.5%	○	20	21	10.7%	○
57	九州工業大学	185	19	17	10.3%	○	2	2	10.5%	○
58	佐賀大学	245	25	47	23.3%	○	3	10	40.0%	○
59	九州歯科大学	65	7	5	7.7%	×	1	未実施	-	-
60	久留米大学	162	16	17	11.7%	○	2	2	12.5%	○
61	福岡大学	187	19	25	15.5%	○	2	4	21.1%	○

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 平成23年度に通常監査又は特別監査を実施していない理由

大学名	通常監査又は特別監査を実施していない理由
玉川大学	通常監査及び特別監査を実施していない理由として、「研究費に係る内部監査は、平成24年度に実施したが、監査員の日程が合わず、2、3年に1回程度の実施となっている。」としている。
北海道工業大学	特別監査を実施していない理由として、「これまで採択件数が少なかったこともあり、通常監査と特別監査を区別せず事務局において全件チェックを行ってきた（内容は特別監査に合致）。平成23年度は内部監査委員会を設置し、抽出により監査を行った。通常監査と特別監査の区分を明確にしている理由として、ここ数年ほぼ毎年度、学内の組織体制の変更があり、科研費の担当課もこれに合わせて毎年度変更されているため、体制に不備があったことによる。なお、平成24年度より区分して実施している。」としている。
山形大学	特別監査を実施していない理由として、「通常監査において特別監査で行うこととされている徹底的な監査（実地における実態確認含む。）を行っている」としている。
昭和薬科大学	特別監査を実施していない理由として、「通常監査において特別監査で行うこととされている徹底的な監査（実地における実態確認含む。）を行っている」としている。
九州歯科大学	特別監査を実施していない理由として、「内部監査担当者が使用ルールの規定内容を承知しておらず、前任者から引継ぎを受けたことのみを前例踏襲で実施していた」としている。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③⑩ 内部監査対象課題の抽出方法

NO	大学名	抽出方法 (○=不正リスクを考慮したもの、×=考慮していないもの)	
1	北海道大学	×	各部局等における抽出課題が平準化するよう抽出
2	室蘭工業大学	○	特別監査では通常監査抽出課題から金額の大きい課題、物品購入に関し取引件数が多い課題を抽出
3	旭川医科大学	○	プール金の原資となりやすい旅費や謝金等が多い課題や補助金額が高い課題などを中心に選定
4	札幌医科大学	○	各講座から1課題を無作為抽出、さらにその中から100万円以上の課題を抽出 特別監査では、通常監査対象課題の中から研究費の取扱いに不慣れな若手研究者を中心に備品購入のあるものを抽出
5	北海道工業大学	○	前年度課題を全件、当該年度課題の採択額上位5件の課題を抽出。高額物品を購入するケースが多いため不正発生リスクを考慮したものとなっていると考えられる。
6	酪農学園大学	×	無作為抽出 ※24年度からは、文科省指摘により、交付金額の上位課題を対象とした
7	北海道医療大学	○	取引業者の偏りがある課題、旅費・謝金の支払いが多い課題といったリスク要因に基づき抽出
8	岩手大学	×	発生リスクを考慮すると毎年特定の研究者に偏りが生じるため、多様な問題を把握する方に力点を置いている
9	東北大学	×	研究課題数が2,600件と多く、また、部局数も60部局(事務長単位でも30部局)に及ぶことから、3年毎にローテーションを組んで監査を実施しており、万遍なく各部局を監査することを考慮すると、個々の課題に焦点を絞り、不正リスクを考慮した課題抽出により監査を実施することは不可能。ただし、証憑類の監査の実施に当たっては、不正発生リスクを考慮した伝票抽出を行っている。
10	山形大学	×	発生リスクを考慮すると毎年同じ研究者に偏るため、特定分野に限らず、バランス良く見ることとしている。
11	福島県立医科大学	○	交付金額の多い者を対象。前年度に実施した者は除外している。
12	岩手医科大学	×	無作為抽出
13	東北工業大学	×	不正発生リスクにより抽出すると対象研究者が偏ってしまうため、前年度の対象者を除き、無作為抽出
14	東北薬科大学	×	未監査の課題から無作為抽出
15	東京大学	○	特別監査分は、100万円以上の課題を抽出
16	東京学芸大学	×	無作為抽出
17	東京農工大学	×	無作為抽出
18	都留文科大学	○	平成24年度分からは通常監査は全件抽出
19	横浜市立大学	○	採択額の多い課題を抽出。
20	上智大学	×	無作為抽出
21	昭和薬科大学	×	退職予定年次から逆算し、おおむね5年に1回の割合で全研究者を対象に監査を実施。どの研究室で不正使用が発生するか把握が困難なため、不正リスクは考慮していない。
22	玉川大学	×	研究費の不正使用が発生しておらず、どの研究課題に不正発生要因があるか把握していない。
23	法政大学	○	支出が年度末に偏っているものを中心に抽出
24	千葉工業大学	○	取引業者の偏り、手書きによる請求書、立替、年度末使用が多いなど、不正リスクを考慮し、課題を抽出
25	明治大学	○	研究科目・代表者の所属、キャンパスのバランス等を考慮。機器購入、旅費、アルバイト支出等の多い課題を抽出
26	金沢大学	○	通常監査課題抽出時にモニタリングにより、旅費及び謝金が執行された課題を優先的に抽出。また、物品の現地実査及び取引業者が保管する資料との突合を行うため、物品購入の事前モニタリングにより、①パソコン等を大量に購入しているもの、②パソコン等研究以外の転用が可能なもの、③発注状況が特定の業者に偏っているもの、④発注が年度末に偏っているもの等の課題を抽出。
27	岐阜大学	○	前年度採択の競争的資金の課題から、不正リスクを考慮し、下記特定課題を優先的に選出している。 ・原則として高額な課題上位20% ・旅費、人件費、その他役務の執行のある課題 ・競争的資金取扱い部局ごとの20%程度とし、小額課題でも監査対象とする。
28	名古屋大学	○	不正リスクを考慮して、内部監査対象を採択課題数の20%にしている
29	名古屋市立大学	○	不正発生リスクを考慮し、①同一業者から多く購入している課題、②年度末に執行が偏っている課題から選定。24年度は①、②に加え、③交付金額が大きい課題からも抽出

30	金沢医科大学	○	金額の多い課題を中心に抽出。前年度実施した課題は除く
31	愛知学院大学	×	無作為抽出
32	愛知工業大学	×	前年度採択課題から任意に抽出
33	中部大学	○	抽出方法は監査法人に一任。金額の大きい者を選考している模様
34	愛知医科大学	×	無作為に抽出することを重視
35	奈良先端科学技術大学院大学	○	①交付金額が高額の課題（上位3件）、②発注が年度末に集中している課題、③発注先が偏っている課題を抽出
36	京都大学	○	平成24年度は、交付金額が高額のもの、旅費・謝金の割合が高いもの、年度末の執行が多いもの等から研究推進課が抽出
37	大阪大学	○	以下の観点から選定したリスクが高い課題について、全体の20%を対象に実施 ①平成22年12月末日現在の執行率が30%に満たない研究課題 ②部局単位で、平成22年度に外部資金（寄附金を除く）の獲得件数及び獲得金額の多い研究者上位5名の研究者、若しくは獲得金額及び獲得件数の多い教室等 ③平成22年12月末日現在の執行残額が10,000千円以上ある研究課題 ④収支簿等により、消耗品及び（「又は」）旅費の構成比率が60%を越えるもの
38	和歌山県立医科大学	×	臨時監査（特別監査）を悉皆で実施しているため、無作為抽出としている。
39	京都薬科大学	×	日常的モニタリングの結果、不正発生リスクが高い課題がないため、結果として無作為抽出となっている。
40	関西大学	○	平成24年度から、①取引先が消耗品の特性により特定の業者に偏っている課題、②旅費や謝金の支出比率が高い課題を中心に抽出
41	関西学院大学	○	研究推進社会連携機構が日常的モニタリングを通じて、i) 特定業者との取引が多い課題、ii) 出張・研究支援者の雇用が多い課題等を抽出
42	兵庫医科大学	○	①監査未実施研究室の課題、②支出が年度末に偏っている課題、③研究代表者が非常勤講師の課題 ④業務委託費支出がある課題、⑤年度途中転入者の課題を抽出
43	鳥取大学	○	①旅費、人件費を除いた総執行額が50万円以上の課題のうち、1月末の旅費、人件費を除いた執行率が50%以下の課題から無作為抽出 ②監査前年度を最終年度とする課題から無作為抽出 ③繰り越し分と当該年度分のある課題から抽出 ④旅費、人件費、利用者負担金を除いた総執行額が100万円以上の課題のうち、旅費、人件費、利用者負担金を除いた執行額の70%以上が同一業者との取引である課題から無作為抽出 ⑤雇用、謝金の総執行額が50万円以上の課題又は謝金の執行がある課題から無作為抽出 ⑥旅費の執行が50万円以上ある課題から無作為抽出 ⑦固定資産や少額物品（10万円以上等）の可能性のある執行がある課題から無作為抽出 ⑧残りの課題から抽出 また、特別監査は、平成23年度下期からは、300万円以上の研究者から抽出
44	岡山大学	○	採択課題数が多いため、全ての案件発注内容等を確認することは業務負担が大きく非効率のため、平成23年度実施内部監査分においては、各経費課題数の合計のおおむね10%について、物品購入等発注機会がより多数である配分経費額の大きい課題から抽出している。また、平成24年度以降については、各経費課題数の合計のおおむね10%を抽出することは平成23年度と同様であるが、新たに、配分経費の内訳等の実情（不正リスクを勘案し、原則、研究課題配分経費額の多い課題かつ人件費・謝金配分額の多い課題から選定）に応じた抽出を行っている。
45	広島大学	×	採択課題数が多いため、全ての案件発注内容等を確認することは業務負担が大きく非効率のため、無作為抽出
46	下関市立大学	○	科研費の研究課題が少ないことから前年度採択事案を全て監査対象としているため
47	岡山理科大学	○	各学部から2件ずつ抽出し、半数以上は交付金額が高い生物・医療系等を含めた抽出
48	川崎医科大学	○	支出が年度末に偏っている課題、研究支援係が執行内容の適正性の確認を要すると判断した課題、旅費に執行が大きく偏っている課題、消耗品費で事務用品の購入が高い比率で占められている課題を中心に抽出
49	広島国際大学	○	全件を監査対象
50	徳島大学	○	基盤研究（S）、基盤研究（B）等全ての採択研究種目の交付金額上位の補助事業を監査対象として抽出 ※平成25年度からは、i) 研究者のみによる発注案件が多い課題、ii) 取引業者に偏りがある課題、iii) 基金化されていない研究費に係る課題などリスクが高い課題を優先的に抽出することを検討中
51	香川大学	○	課題の半分を不正発生要因（発注が多い事業者等）に照らして抽出。

52	愛媛大学	○	外部資金を多く利用している課題、交付金が多い課題、部局のバランスを考慮し課題を抽出
53	高知大学	×	無作為抽出
54	高知工科大学	×	無作為抽出
55	徳島文理大学	○	全件について通常監査及び特別監査を実施
56	九州大学	○	担当部局、研究種目のバランス、他の課題で監査対象となっていないといった点を考慮した上で、交付金額の高い課題から抽出
57	九州工業大学	×	無作為抽出
58	佐賀大学	×	学部及び研究種目のバランスを考慮して抽出
59	九州歯科大学	×	研究課題の内容について考慮したことはなく、無作為抽出。前任者からの申し送りもなく、文部科学省から示された基準もなかったため
60	久留米大学	○	公認会計士へ依頼する際に i) 前年度監査対象となった課題は除外すること、ii) 科研費ハンドブックに規定している監査課題数を監査すること、iii) 課題をバランスよく（若手研究、基礎研究等の数）抽出することを求めている
61	福岡大学	×	無作為抽出（平成 25 年度からは不正リスクも考慮して抽出を実施）

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③① 調査した61大学における内部監査手法の導入状況

NO	大学名	証憑類の 監査	物品の 現地実査	旅費の 実態確認	謝金の 実態確認	取引業者が保 管する資料と の突合等	執行状況 分析	研究者 ヒアリング
1	北海道大学	○	●	●	●			
2	室蘭工業大学	○	●	○	●		○	
3	旭川医科大学	○	●		●		○	
4	札幌医科大学	○	●					
5	北海道工業大学	○						
6	酪農学園大学	○	●					●
7	北海道医療大学	○	●					●
8	岩手大学	○	○●	●	●	●		
9	東北大学	○	●	●		●		
10	山形大学	○	○					
11	福島県立医科大学	○	●	●	●	●		
12	岩手医科大学	○	●	●		●		●
13	東北工業大学	○	●				○	
14	東北薬科大学	○	○			○		
15	東京大学	○●		●	●	●		
16	東京学芸大学	○	○		○			○
17	東京農工大学	○	●	●	●	○		
18	都留文科大	○		●	●			
19	横浜市立大学	○	●		●			
20	上智大学	○	●	●	●			●
21	昭和薬科大学	○	○					
22	玉川大学	—						
23	法政大学	○	●		●	●		●
24	千葉工業大学	○	○●	●	○	○●	○	●
25	明治大学	○●	●	○●				●
26	金沢大学	○	●	●	●	○	●	
27	岐阜大学	○	●	○	●	●	○	●
28	名古屋大学	○	●	●	●	●	○	●
29	名古屋市立大学	○	●	●	●	●		
30	金沢医科大学	○	●					●
31	愛知学院大学	○	●			●		
32	愛知工業大学	○	●					
33	中部大学	○						●
34	愛知医科大学	○	●					●
35	奈良先端科学技術大 学院大学	○	●	●	●			●
36	京都大学	○	●	●	●	●		●
37	大阪大学	○	●		●	●		●
38	和歌山県立医科大学	○	○			○		
39	京都薬科大学	○	●					●
40	関西大学	○	●					●
41	関西学院大学	○	●		●	●		●
42	兵庫医科大学	○				●		●
43	鳥取大学	○	○●		○●	●		
44	岡山大学	○	●	○	●		○	●
45	広島大学	○	○●		○●			●
46	下関市立大学	○						
47	岡山理科大学	○	●	●	●	●		
48	川崎医科大学	○	○		○	●		
49	広島国際大学	○	●					●
50	徳島大学	○	●	●	●	●		●
51	香川大学	○	○	○	○			
52	愛媛大学	○	●					●
53	高知大学	○	●					●
54	高知工科大学	○	●					
55	徳島文理大学	○	●					
56	九州大学	○	○		●	●		●
57	九州工業大学	○	○●					●
58	佐賀大学	○	●			●		
59	九州歯科大学	○						
60	久留米大学	○	●					●
61	福岡大学	○●	●	○		○●		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 表中の○は通常監査を、●は特別監査を表す。
 3 平成23年度通常監査を実施していない玉川大学を除く。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 不正使用事例が発覚した24大学の68事例における発覚の端緒

区 分	事例数	備 考
外部調査機関による調査	31	会計検査院、税務署等による取引業者に対する対面調査
一斉調査を踏まえた大学における内部調査	8	一斉調査：文部科学省の「不適切な経理に関する調査」
内部監査	1	
他の補助金の不正使用等による内部調査	5	
その他（他大学の事例から発覚）	2	
通 報	20	
内部通報	7	
マスコミ等外部通報	9	
通報者不明（匿名等）	4	交付機関に対する通報
不明	1	
合 計	68	—

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 内部監査における指摘があった41大学における指摘内容等

大学名	指摘事項内容
北海道大学	①出勤簿の押印、②年度末の物品購入、③ルールを逸脱して処理に関する理由書による処理、④帳票の管理徹底、⑤物品の納品検収、⑥物品管理、⑦旅費（行程に私的事項）、⑧支出費目
室蘭工業大学	①消耗品の3月納品、②検収印の押印漏れ、③出勤簿の押印、④学外者の旅費（航空機半券未添付）
酪農学園大学	①出納簿（科研費学長口座）誤記、②収支簿記載漏れ、③納品書（旅客運賃）の記載明細不整合、④出張（公用車利用）証拠書類不足
北海道医療大学	①図書購入手続における支払の承認の効率的な手順、②「科学研究費補助金の使用要領」（書類不備の多いケースや事例集を加え、分かりやすくする）、③請求書等の承認印漏れ、出張報告書の未提出、④教育研修の教員の出席を促す工夫、⑤間接経費執行実績報告の公表方法（HP等）、⑥物品購入1社集中。複数業者が利用できる環境整備、⑦科研費の書類整備・振込支払い業務の複数職員化、モニタリング機能を加えた体制強化、⑧コンプライアンスの啓発、周知
岩手大学	物品購入1社集中
東北大学	①研究分担者からの経理事務の委任状提出漏れ、②委任状の委任先の誤り、③研究分担者承諾書が保管されていない、④実績報告書の記載誤り、⑤役務契約の検収未実施、⑥旅費の調整誤り、⑦旅費及び謝金の支払遅延、⑧遠隔地に納品された物品の検収
山形大学	研究助成金が学内規程どおり取り扱われていない
東京大学	①単純労務謝金の支給に関する業務完了確認不十分、②物品購入及び旅費支払と研究課題の関連性不明瞭、③補助事業を行う年度に属さない経費を計上していた事例（いずれも返還措置済み又は返還手続中）、④合算使用の取扱いルールに対して認識不足であった事例
東京学芸大学	①申請書類訂正印漏れ、日付記載漏れ、②出張報告書の出張先の相手方や協力者等の氏名の明記、③立替払のポイントの適正処理について、④勤務時間管理等が研究者任せ、大学の管理部門が勤務実態未把握
東京農工大学	①検収行為の定められたフローと異なる取扱い、②支出費目の入力誤り
都留文科大学	①記載情報の統一、②確認の徹底、③情報の蓄積
横浜市立大学	少額備品及び消耗品として購入したデジタル機器の所在不明のものについて捜索し、結果報告
上智大学	①納品書・請求書等証憑書類の宛先不備、②備品、用品以外の納品書の検収印不備、③支払申請書、伝票の担当者印、査印不備、④出張書類の日付、添付書類不備、⑤出張の旅費計算書と出張報告書の不整合から旅費過払い判明。事実関係調査を行い、独立行政法人日本学術振興会に報告、返金手続。
千葉工業大学	①立替払理由書添付、②旅費過払、③理由書、出張報告書の整備確認、④購入図書の研究終了後の図書登録、⑤請求書類の自署、⑥日帰り打合せの証明書類添付
明治大学	①日付及び宛先不備、業者に依頼、②謝金未払、③消耗品の未使用分のストック防止のため早めの執行、④研究者に対する督促を怠らないこと
金沢大学	①補助金の使用前の念書の提出、②見積書訂正の業者の代表者印の押印、③申請書の記載及び伝票の入力の際の支払経費確認、④契約関係書類に「成果物」添付、⑤検収事務担当者の押印又はサイン徹底、⑥事実に基づいた書類整備、⑦出張報告書の実際の作成日記載、⑧外国出張日記作成、⑨出張以前に理由書徴収、⑩謝金ではなく業務委託契約で処理、支給金額の根拠明示、⑪納品書の日付不備、⑫備品シール貼付、⑬出張報告書の検証可能な書類整備、⑭所属組織に対する出張依頼、⑮出勤表の業務内容の本人記載、⑯研究全体の進捗状況を踏まえた計画的な執行
岐阜大学	①緊急かつ支払方法が限定された案件のみの立替払、②年度末に予算執行が集中、③契約職員の勤務状況の確認、④出張報告書の記載不備
名古屋大学	①外貨立替払のレート換算日を誤って処理、②学会参加日に、研究作業に従事として謝金支出、③短期雇用者の通勤手当未支給、④勤務時間重複、⑤交付内定前の支払、⑥旅費の妥当性、⑦交通費の二重支給、⑧源泉徴収税の支出漏れ
名古屋市立大学	①旅費執行（バック代金と宿泊代の支給）、②通信費執行（送付目的等の記入漏れ）、③謝金執行（出勤表への記名、押印漏れ）、④分担金の銀行振込依頼書（振込依頼日の記載欄なし）、⑤物品購入（購入理由書の未添付）
金沢医科大学	①申請書類の訂正印漏れ、委任状の日付なし、②出張証明（連携研究者の出張承諾書類添付）、「緊急」物品購入理由、③前勤務先で購入した物品の本学の備品ラベル添付、④出張日程の理由（日程延長したが、収支簿の日程に反映せず）
愛知学院大学	○証拠書類の日付、宛名不備

愛知工業大学	①見積書の日付、伺書、物品供給契約書の相違、②調達課、会計課の予算確認の日付が見積書の日付より早い、③出張伺書起案の前に、航空券及び学会参加費支払、④クレジットカード利用明細未添付、⑤納品書の日付と検収印の日付がかい離、⑥海外出張の本学規程の宿泊料（定額）と実際の宿泊料に大きな相違 指摘内容は、いずれも監査人が指摘した記録として残したが、特に以下の3点は、大学として問題ないと考えている。 ③は、本人が立替えたものであるので何も問題はない。 ⑤納品書の日付と検収印の日付がかい離・・・納品日に必ず検収人が滞在しているとは限らない。 ⑥規程に則り支給しているため問題はない。 ①、②、④については、事務上の取扱いミスであったため方法を見直す。
奈良先端科学技術大学院大学	①研究者が申請額以上に立替申請による予算執行している課題、②アルバイト謝金の出勤表が旧様式、作業実施確認者の確認印漏れ
京都大学	①補助事業以外の用途に使用する目的で購入した物品代金を誤って支出（返還措置）、②1件50万円以上の国際シンポジウム開催に係る請負契約が、分割して教員発注、③検収担当者による検収未実施、検収日記載誤り、時間外納品、郵送等の未記載、④日当、宿泊料の支給誤り（返還措置）、⑤謝金支給（勤務時間の管理が勤務ごとに未実施）⑥立替払の重複（返還措置）
大阪大学	①見積金額50万円以上の教員発注（物品は実在）、②派遣契約管理台帳の「指揮命令者」の確認印が契約書に定める指揮命令者と相違、③出張報告書の記載漏れ、旅行証明書類（航空券半券及び領収書、鉄道乗車券、宿泊先の領収書等）未添付、④教員の出張、休暇中の特任研究員、アルバイトの業務確認、同一教員による勤務時間確認、⑤備品シール未貼付（備品は実在）、⑥時間外納品の事務による現物確認漏れ、品名のない伝票による事務の納品事実確認
和歌山県立医科大学	①一定の業者への集中発注、②立替払の安易な使用、③研究費のほとんどを学会参加費・参加旅費・学会会費に使用、④備品シール未貼付
関西大学	①謝金の支払対象者の必要書類（「勤務表」）記入、押印漏れ、②必要書類の提出、押印漏れ
関西学院大学	①支払依頼票金額転記誤り、出張申請書前泊理由記載無し（前者についてはケアレスミス、後者については前泊の必要性を確認）、②国際学会参加者の飲食費証拠書類未添付、③同一日に検収対象基準未済を合計すると基準以上（検収対象基準（20万円）が実質的に機能せず）
兵庫医科大学	①年度当初の研究課題別収支簿入力額と総配分額の照合（収支簿に予算額を過大入力し、研究者が過使用）、②謝金の妥当性（支払額の根拠確認）、③他の医科大と比較して、管理部署の職員1人当たりの担当採択件数や金額が多く、事務負担が重い、④備品シール不備、⑤研究室で支払書類が滞り、4月から12月に購入した物品の代金が3月末に支払
鳥取大学	①必要な決裁が行われていない、②研究費の計画的執行を促すための督促方法の検討
岡山大学	①旅行命令に伴う休日の振替日が出勤簿に未表示、②納品物品の受領日が誤り、③学会参加費支出に伴う立替払処理に食事代が含まれている場合、日当減額させず、過払、④請求書発行日から受理までに日数を要している、⑤学会参加費等に係る立替払請求書提出日から受理までに日数を要している、⑥請求書等の会社印及び代表社印漏れ、請求書受理印及び検収印の受領日漏れ、⑦科学研究費補助金の収支簿の計上費目誤り
広島大学	①クレジットカード利用のガイドライン作成の必要性、②10万円未満の情報機器等物品の管理・取扱いに関する運用ルールの作成の必要性、③研究期間終了直前で機器購入があった場合における必要理由を明らかとする際の運用ルール作成の必要性、④業者が発行する納品伝票の日付欄未記載及び手書き、⑤出張報告書の記載内容及び添付資料周知、⑥旅行命令と出張報告書の旅行期間の相違、不適切な旅程、⑦研究費目の費目誤り
岡山理科大学	①特注ではないものに“〇〇用”との記入、②納品書の日付と物品検収の日付に相違
川崎医科大学	①年度末に執行が偏ったものが見受けられたことから使用目的の再確認（適正に執行）
香川大学	①年度末の執行が多く、計画的な執行、②事務補助者謝金のまとめた支払（2か月分）
愛媛大学	①出張報告書の作成（旅費の精算）が遅い、②出張報告書の記載内容が不明確、③日付不備、④立替払に関するルールの周知徹底、⑤毒物・劇物の管理について、保管庫に不施錠の状況
高知工科大学	①執行目的の明確化、②証拠書類の整理、③選定理由の明確化、④年度末購入、⑤支払の迅速化
九州大学	①科研費で雇用している学術研究員の給与支給不足、②実績報告書（収支決算報告書）の費目計上誤り、③出張等で不在の場合の学生アルバイト等の作業従事確認欄に研究代表者名しか記載されず、依頼を受けた者の氏名未記載、④出張報告書に具体的な用務未記載、漏れ、学会等の開催パンフレット（開催日程等が分かるもの）未添付、⑤出張等で購入依頼者が不在の場合の物品受領について、購入依頼者が受領したことになる、⑥毒物劇物の使用簿への受入日の記載誤り、管理責任者以外の者が保管庫の鍵を管理、⑦研究者発注の限度額や不正防止対策の周知不足

九州工業大学	①旅行精算報告書の用務遂行（会議等）が詳細なものと同略なものがあり、最低限の記載を求めるための工夫、②学生を出張させる場合、必要書類（出張依頼書、出張承諾書）の統一化、③長期にわたり謝金支出をしているケースがあり、雇用との違いについて、明確な基準と運用整備
九州歯科大学	①研究に関する物品の必要性の証明（研究費の約半分がパソコン関連に使用され、汎用性の観点から検討する必要）、②外国旅費について、日程表の添付
福岡大学	インクトナーのみで約40万円の購入の必要性の確認

（注） 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-③④ 平成23年度に科研費の配分（新規採択＋継続分）を受けている703大学のうち、ガイドラインに基づく取組事項7項目全てをホームページで公表していない185大学の科研費配分額等

（単位：件、千円）

採択件数の多い順番	大学区分	採択件数	直接経費 (a)	間接経費 (b)	合計 (a+b)
1	私立大学	313	530,288	157,647	687,935
2	私立大学	210	304,150	91,245	395,395
3	公立大学	143	276,050	82,815	358,865
4	公立大学	143	218,800	65,640	284,440
5	私立大学	136	170,710	51,213	221,923
6	私立大学	133	235,930	69,549	305,479
7	私立大学	77	98,900	29,670	128,570
8	私立大学	69	199,260	53,268	252,528
9	私立大学	62	70,371	21,111	91,483
10	私立大学	53	77,750	23,325	101,075
11	私立大学	37	50,400	15,120	65,520
12	私立大学	32	43,500	13,050	56,550
13	私立大学	29	33,120	9,936	43,056
14	私立大学	26	32,300	9,690	41,990
15	公立大学	25	38,415	11,524	49,939
16	私立大学	22	44,680	13,404	58,084
17	私立大学	20	18,900	5,670	24,570
18	公立大学	20	15,400	4,620	20,020
19	公立大学	19	21,800	6,540	28,340
20	私立大学	19	25,264	7,579	32,843
21	私立大学	18	16,600	4,980	21,580
22	公立大学	18	24,800	7,440	32,240
23	公立大学	17	18,900	5,670	24,570
24	私立大学	16	18,900	5,670	24,570
25	私立大学	16	17,500	5,250	22,750
26	私立大学	16	14,500	4,350	18,850
27	私立大学	16	24,000	7,200	31,200
28	私立大学	16	15,710	4,713	20,423
29	公立大学	15	17,000	5,100	22,100
30	私立大学	15	24,700	7,410	32,110
31	私立大学	15	14,800	4,440	19,240
32	私立大学	15	11,900	3,570	15,470
33	私立大学	15	20,000	5,040	25,040
34	私立大学	14	18,400	5,100	23,500
35	私立大学	14	26,300	7,890	34,190
36	私立大学	13	11,300	3,390	14,690
37	私立大学	13	18,660	5,598	24,258
38	私立大学	13	10,700	3,210	13,910
39	私立大学	13	15,500	4,650	20,150
40	私立大学	13	18,200	5,460	23,660
41	公立大学	12	15,800	4,740	20,540
42	公立大学	12	10,940	3,282	14,222
43	私立大学	12	13,800	4,140	17,940

44	私立大学	11	21,500	6,450	27,950
45	私立大学	11	15,800	4,740	20,540
46	公立大学	10	9,300	2,790	12,090
47	私立大学	10	13,300	3,990	17,290
48	私立大学	10	12,100	3,630	15,730
49	私立大学	10	11,800	3,540	15,340
50	私立大学	10	25,500	7,650	33,150
51	私立大学	10	10,200	3,060	13,260
52	私立大学	10	18,100	5,430	23,530
53	公立大学	9	8,100	2,430	10,530
54	私立大学	9	8,900	2,670	11,570
55	私立大学	9	10,400	3,120	13,520
56	私立大学	9	5,000	1,500	6,500
57	公立大学	8	11,000	3,300	14,300
58	私立大学	8	7,500	2,250	9,750
59	私立大学	8	7,300	2,190	9,490
60	私立大学	8	10,200	3,060	13,260
61	私立大学	8	16,900	5,070	21,970
62	私立大学	8	11,800	3,540	15,340
63	私立大学	8	6,600	1,980	8,580
64	私立大学	8	8,600	2,580	11,180
65	公立大学	7	8,500	2,550	11,050
66	公立大学	7	5,100	1,530	6,630
67	私立大学	7	6,600	1,980	8,580
68	私立大学	7	10,500	3,150	13,650
69	私立大学	7	7,800	2,340	10,140
70	私立大学	7	6,200	1,860	8,060
71	私立大学	7	9,000	2,700	11,700
72	私立大学	7	7,200	2,160	9,360
73	私立大学	7	8,700	2,610	11,310
74	私立大学	7	12,100	3,630	15,730
75	私立大学	7	5,500	1,650	7,150
76	私立大学	7	9,100	2,730	11,830
77	公立大学	6	5,500	1,650	7,150
78	公立大学	6	7,000	2,100	9,100
79	私立大学	6	15,900	4,770	20,670
80	私立大学	6	4,200	1,260	5,460
81	私立大学	6	9,900	2,970	12,870
82	私立大学	6	6,600	1,980	8,580
83	私立大学	6	11,200	3,360	14,560
84	私立大学	6	5,240	1,572	6,812
85	私立大学	6	5,900	1,770	7,670
86	私立大学	6	3,300	990	4,290
87	私立大学	6	14,700	4,410	19,110
88	私立大学	6	8,300	2,490	10,790
89	私立大学	6	10,400	3,120	13,520
90	私立大学	6	7,900	2,370	10,270
91	私立大学	6	5,800	1,740	7,540
92	私立大学	6	4,800	1,440	6,240

93	私立大学	6	15,020	4,506	19,526
94	私立大学	6	8,600	2,580	11,180
95	私立大学	6	7,100	2,130	9,230
96	私立大学	6	6,700	2,010	8,710
97	私立大学	6	7,100	2,130	9,230
98	公立大学	5	5,200	1,560	6,760
99	公立大学	5	8,900	2,670	11,570
100	私立大学	5	4,600	1,380	5,980
101	私立大学	5	4,200	1,260	5,460
102	私立大学	5	4,200	1,260	5,460
103	私立大学	5	8,700	2,610	11,310
104	私立大学	5	4,800	1,440	6,240
105	私立大学	5	8,300	2,490	10,790
106	私立大学	5	3,000	900	3,900
107	私立大学	5	3,500	1,050	4,550
108	私立大学	5	6,400	1,920	8,320
109	私立大学	5	4,600	1,380	5,980
110	私立大学	5	4,600	1,380	5,980
111	私立大学	4	25,500	1,260	26,760
112	私立大学	4	3,400	1,020	4,420
113	私立大学	4	3,600	1,080	4,680
114	私立大学	4	2,600	780	3,380
115	私立大学	4	2,800	840	3,640
116	私立大学	4	7,100	2,130	9,230
117	私立大学	4	2,800	840	3,640
118	私立大学	4	5,500	1,650	7,150
119	私立大学	3	3,300	990	4,290
120	私立大学	3	2,900	870	3,770
121	私立大学	3	2,100	630	2,730
122	私立大学	3	3,700	1,110	4,810
123	私立大学	3	3,300	990	4,290
124	私立大学	3	3,700	1,110	4,810
125	私立大学	3	1,600	480	2,080
126	私立大学	3	1,600	480	2,080
127	私立大学	3	4,800	1,440	6,240
128	私立大学	3	3,300	990	4,290
129	私立大学	3	2,500	750	3,250
130	公立大学	3	2,400	720	3,120
131	私立大学	3	6,100	1,830	7,930
132	私立大学	3	2,100	630	2,730
133	私立大学	3	3,800	1,140	4,940
134	私立大学	2	2,200	660	2,860
135	私立大学	2	3,900	1,170	5,070
136	私立大学	2	2,700	810	3,510
137	私立大学	2	1,100	330	1,430
138	私立大学	2	2,200	660	2,860
139	私立大学	2	2,400	720	3,120
140	私立大学	2	2,000	600	2,600
141	私立大学	2	2,000	600	2,600

142	私立大学	2	700	210	910
143	私立大学	2	5,800	1,740	7,540
144	私立大学	2	3,000	900	3,900
145	私立大学	2	1,400	420	1,820
146	私立大学	2	1,700	510	2,210
147	私立大学	2	1,500	450	1,950
148	私立大学	2	1,200	360	1,560
149	私立大学	2	1,500	450	1,950
150	私立大学	2	3,300	990	4,290
151	私立大学	2	900	270	1,170
152	私立大学	2	2,600	780	3,380
153	私立大学	2	1,900	570	2,470
154	私立大学	2	2,400	720	3,120
155	私立大学	2	2,000	600	2,600
156	私立大学	2	1,200	360	1,560
157	私立大学	2	2,000	600	2,600
158	私立大学	2	2,600	780	3,380
159	公立大学	1	6,000	1,800	7,800
160	私立大学	1	1,000	300	1,300
161	私立大学	1	200	60	260
162	私立大学	1	1,100	330	1,430
163	私立大学	1	100	30	130
164	私立大学	1	300	90	390
165	私立大学	1	12,900	3,870	16,770
166	私立大学	1	1,300	390	1,690
167	私立大学	1	1,900	570	2,470
168	私立大学	1	1,100	330	1,430
169	私立大学	1	400	120	520
170	私立大学	1	1,000	300	1,300
171	私立大学	1	1,200	360	1,560
172	私立大学	1	1,600	480	2,080
173	私立大学	1	700	210	910
174	私立大学	1	500	150	650
175	私立大学	1	1,300	390	1,690
176	私立大学	1	500	150	650
177	私立大学	1	500	150	650
178	私立大学	1	500	150	650
179	私立大学	1	700	210	910
180	私立大学	1	700	210	910
181	私立大学	1	2,300	690	2,990
182	私立大学	1	700	210	910
183	私立大学	1	900	270	1,170
184	私立大学	1	1,400	420	1,820
185	私立大学	1	1,100	330	1,430
185大学の合計		2,546	3,689,858	1,090,007	4,779,866
小規模(注2)大学を除く99大学の合計		2,332	3,460,658	1,021,247	4,481,906
平均		23.6	34956.1	10315.6	45271.8

(注) 1 文部科学省の公表資料及び当省の調査結果による。

2 網掛けの大学は、採択件数が5件以下かつ配分額が1,000万円以下の小規模な研究機関である。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 調査した61大学のうち、ガイドラインに基づく事項7項目のいずれかをホームページで公表していないもの

No.	大学	大学ホームページにおけるガイドラインに基づく事項の公表の有無							実施している事項を未公表としている数
		機関内の責任体系	競争的資金等の使用ルール等に関する相談窓口	通報(告発)窓口	研究者及び事務職員の行動規範	不正防止計画	不正に係る調査等に係る規程等	不正な取引に関する業者への取引停止等処分の方針	
1	酪農学園大学	○	○	○	—	—	×	—	1
2	北海道医療大学	○	×	○	○	×	×	×	4
3	山形大学	○	○	○	○	×	○	○	1
4	東北薬科大学	○	○	○	○	—	○	×	1
5	岩手医科大学	○	○	○	○	×	○	○	1
6	東京学芸大学	○	○	○	○	×	○	○	1
7	東京農工大学	○	○	○	○	×	○	○	1
8	都留文科大学	○	×	×	○	×	○	○	3
9	横浜市立大学	○	○	○	○	×	○	○	1
10	昭和薬科大学	×	×	○	×	—	○	—	3
11	玉川大学	○	○	○	○	—	○	×	1
12	明治大学	○	○	○	○	○	○	×	1
13	金沢大学	○	×	○	○	○	○	×	2
14	金沢医科大学	○	○	○	○	○	×	○	1
15	中部大学	○	○	○	○	×	○	×	2
16	愛知医科大学	○	○	○	○	×	○	○	1
17	京都薬科大学	○	○	○	○	×	○	—	1
18	関西大学	○	○	○	○	×	○	○	1
19	兵庫医科大学	○	○	○	○	×	○	○	1
20	下関市立大学	○	○	○	—	×	○	○	1
21	岡山理科大学	○	×	○	—	—	○	×	2
22	川崎医科大学	○	×	×	○	—	×	×	4
23	広島国際大学	○	×	○	×	—	×	×	4
24	高知工科大学	○	○	○	○	×	○	○	1
25	徳島文理大学	○	○	○	×	×	—	×	3
26	九州歯科大学	○	○	○	×	×	○	×	3
27	久留米大学	○	○	○	○	—	○	×	1
未公表大学数		1	7	2	4	16	5	12	
61大学のうち、それぞれの取組を実施している大学数		61	61	61	59	53	59	57	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中の「○」は公表していることを、「×」は公表していないことを、「—」は該当する取組を実施していないこと(未策定)を表す。

3 上記の表は、ガイドラインに基づくいずれかの事項(7項目)自体を未実施であることにより公表していない大学を除く。

図表Ⅱ-1-(2)-ア-⑳ 調査した61大学のうち、ガイドラインに基づく取組事項をホームページで公表していない27大学における未公表の理由

公表していない理由	大学数
公表の必要性について検討していなかったため	3大学 (岡山理科大学、広島国際大学、久留米大学)
公表に係る具体的な方針がないため	4大学 (酪農学園大学、都留文科大学、愛知医科大学、下関市立大学)
規則・規程以外のものは公表しないこととしているため	3大学 (東京学芸大学、東京農工大学、京都薬科大学)
未公表の事項については、当面、学外へ公表する必要はないと判断したため	13大学 (北海道医療大学、東北薬科大学、岩手医科大学、横浜市立大学、玉川大学、明治大学、金沢大学、金沢医科大学、中部大学、関西大学、兵庫医科大学、高知工科大学、徳島文理大学)
研究者・関係者に分かりやすく取りまとめて公表することを目標としているが、日常業務に追われてこれできていないため	1大学 (川崎医科大学)
その他	3大学 (山形大学、昭和薬科大学、九州歯科大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-① ガイドライン現地調査の実績（平成19年度～24年度）

（単位：回）

区分 \ 年度	平成19	20	21	22	23	24	合計
全体	30(27)	95(87)	52(42)	65(54)	61(55)	12(12)	315(277)
うち、調査対象61大学	9	27	14	14	10	4	78
北海道大学	1		1				2
室蘭工業大学		1			1		2
旭川医科大学			1				1
札幌医科大学			1				1
北海道工業大学					1		1
酪農学園大学		1			1		2
北海道医療大学		1			1		2
岩手大学		1					1
東北大学	1		1				2
山形大学				1			1
福島県立医科大学							0
岩手医科大学		1					1
東北工業大学							0
東北薬科大学							0
東京大学	1		1				2
東京学芸大学							0
東京農工大学		1		1			2
都留文科大学					1		1
横浜市立大学		1		1			2
上智大学		1			1		2
昭和薬科大学							0
玉川大学							0
法政大学		1	1				2
千葉工業大学							0
明治大学		1					1
金沢大学	1		1	1			3
岐阜大学		1		1			2
名古屋大学	1		1	1			3
名古屋市立大学	1				1		2
金沢医科大学		1					1
愛知学院大学		1			1		2
愛知工業大学							0
中部大学		1					1
愛知医科大学		1	1			1	3
奈良先端科学技術大学院大学		1		1			2
京都大学		1	1				2
大阪大学		1		1			2
和歌山県立医科大学		1		1			2
京都薬科大学							0
関西大学	1			1			2
関西学院大学		1					1

兵庫医科大学		1					1
鳥取大学		1		1			2
岡山大学		1	1				2
広島大学		1	1			1	3
下関市立大学							0
岡山理科大学							0
川崎医科大学			1				1
広島国際大学							0
徳島大学	1			1			2
香川大学						1	1
愛媛大学		1		1			2
高知大学					1		1
高知工科大学					1		1
徳島文理大学							0
九州大学		1		1			2
九州工業大学			1				1
佐賀大学						1	1
九州歯科大学							0
久留米大学	1						1
福岡大学		1					1

(注) 1 文部科学省の資料及び当省の調査結果による。

2 現地調査の実績全体には、独立行政法人、民間企業等を含む。また、括弧内は大学への現地調査の実績である。

3 網掛けの部分は、当省の調査時において、調査対象大学からは実施実績が確認できなかったものである。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-② 平成19年度から24年度までの間に実施されたガイドライン現地調査及び科研費実地検査において指摘事項ありと認識していた大学

区分	ガイドラインに基づく現地調査 (括弧内は実施年度)	科研費実地検査 (括弧内は実施年度)
大学 (実施年度)	旭川医科大学 (21) 北海道工業大学 (23) 酪農学園大学 (20、23) 北海道医療大学 (20、23) 東京農工大学 (20、22) 都留文科大学 (23) 横浜市立大学 (20、22) 上智大学 (20、23) 法政大学 (20、21) 明治大学 (20) 金沢医科大学 (20) 愛知学院大学 (23) 大阪大学 (22) 和歌山県立医科大学 (20、22) 鳥取大学 (20、22) 川崎医科大学 (21) 香川大学 (24) 愛媛大学 (20、22) 高知工科大学 (23) 佐賀大学 (24) 九州工業大学 (21)	室蘭工業大学 (23) 北海道医療大学 (24) 東京学芸大学 (24) 東京農工大学 (20) 都留文科大学 (23) 横浜市立大学 (20) 法政大学 (20、23) 千葉工業大学 (21) 明治大学 (23) 金沢医科大学 (20) 京都大学 (23) 和歌山県立医科大学 (20、24) 京都薬科大学 (23) 兵庫医科大学 (22、24) 鳥取大学 (20) 岡山理科大学 (22) 広島国際大学 (24) 香川大学 (23) 愛媛大学 (24) 高知工科大学 (22) 徳島文理大学 (24) 九州工業大学 (24) 佐賀大学 (23) 久留米大学 (19) 福岡大学 (24)
合計	21 大学 (30 回)	25 大学 (28 回)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-③ 体制整備等自己評価チェックリストを活用していない大学の未活用理由

未活用の理由等	大学
チェックリストは、文部科学省に報告するために作成しているものであり、業務改善とは関係がないため	2 大学 (昭和薬科大学、下関市立大学)
チェックリストの有用性は認識しているが、どのような取組を行えばよいのか分からないため	3 大学
<p>チェックリストについて、改善する必要がある事項の一つの指標として考えており、有用性を認識している。しかし、他大学の担当者との情報交換し、改善に努めているが、具体的な改善による判定内容の向上までに至っていない</p>	(中部大学)
<p>チェックリストにより、文部科学省が目指している研究費の不正使用防止環境が分かり、有用性を認識しているが、業務改善にまで活用するに至っていない</p>	(九州歯科大学)
<p>チェックリストは、科研費の管理・監査に当たっての理想的な状態を示したものであり、有用性を認識しているが、現在まで活用していなかった。先般、日本学術振興会の検査を受検し、不正防止計画の策定等の指摘を受けたこと等から、今後は活用していきたいと考えている。</p>	(福岡大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-④ 研究機関における体制整備等自己評価チェックリストの活用例

大学名	チェックリスト活用状況
東北大学	<p>更なる研究費の適正な管理・執行に努めるため、自己評価が低かったチェック項目を中心に対応方策を検討している。</p> <p>一例として、教員等から「研究費の適正な経理等に関する申告書」の提出を求め、研究費の使用について問題がないか確認するとともに、研究費の経理等に関する一般的な使用ルール等の浸透度を把握するためのアンケートを徴することにした(アンケートは、平成25年5月23日に配布し、現在、回収及び集計作業中)。</p> <p>また、研究費の執行に係る基本的事項をまとめた「経費執行ハンドブック(ダイジェスト)」を作成・配布し、意識の醸成を図ることにした(ハンドブックは、平成25年5月23日に配布済)。</p>
玉川大学	<p>チェックリストは、学術研究所における科研費運用マニュアル作成はもとより、規程改正、日々研究者に送信するメーリングリスト作成にいたるまで活用している。</p>
法政大学	<p>チェックリストの内容は常に念頭に置き、成熟度の段階的向上を目指し、活用している。さらに、チェックリストの項目だけを遵守、活用していればよいという認識で、管理が形骸化してしまわないよう、様々な観点から総合的に判断し、体制整備に努めている。</p>
岐阜大学	<p>チェックリストは、機関内の責任体系の明確化、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備及び情報の伝達を確保する体制の確立のため重要な指針であり、これを基にして、公正研究推進室では、岐阜大学の行動規範・不正防止計画等を作成・見直している。さらに、文部科学省が毎年「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実績基準)」に基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告)を参考にして、今後の本学の不正防止の対策に役立て、今後の不正防止の取組・見直しの参考にしてしている。</p>
名古屋大学	<p>文部科学省が策定したガイドラインを基に研究費等の適正な運営・管理に取り組んでいる。毎年、文部科学省に提出するチェックリストで、定期的に本学の取り組みについて確認しており、チェックリストの成熟度を上げることを目標にして、研究費の不正使用防止業務に取り組んでいる。</p>
愛知工業大学	<p>本学の体制整備等の自己評価を行う重要なチェックリストと認識しており、得られた結果のレーダーチャートの分析を行い、説明会等で焦点を絞り説明するなど活用している。</p>
広島大学	<p>チェックリストについては、次のとおり、不正防止のための取組状況の整理や業務改善のために有効に利用している。</p> <p>ア チェックリストの文部科学省への提出に当たっては、チェックリストの項目別の取組状況を整理した上で成熟度の判断を行っている。</p> <p>イ チェックリストで自己評価(成熟度)が低い項目(①研究者と事務職員の間での相互理解及び問題意識の共有、②不正発生要因の分析)については、不正使用防止計画推進室会議での検討を経て、広島大学における研究費等の不正使用防止計画(第三次行動計画)における取組事項として盛り込んだ上、改善措置(①各研究科に対し研修者と事務職員が問題点を話し合う場を設けるよう依頼、②不正発生要因について体系的な整理をしたリスクマップの作成)を講じている。</p>

九州大学	必ずしもチェックリストの成熟度の高低により不正防止の取組を決定するものではないが、検証を行う際の一つの目安とし、自己点検のツールとして活用している。
佐賀大学	<p>文部科学省公表の分析結果報告に記載されている中項目ごとの全国平均を本学の成熟度が下回っている場合は、上位の評価項目を目指すものとするについて、平成 23 年 9 月 29 日開催「平成 23 年度研究費不正防止計画推進委員会」確認事項において提案・確認している。</p> <p>また、チェックリスト提出に当たっては、不正防止計画推進委員会において了承を得るが、その際に、併せてチェックリストにおける上位の評価項目を目指すための取組についても議論している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑤ 体制整備等自己評価チェックリストに係る研究機関からの意見・要望

NO	大学名	意見の内容
1	室蘭工業大学	チェックリストの用語解説はあるものの、成熟度の定義を明確にした上で、設問をより分かりやすいものにしてもらえれば、さらに的確な判定ができるのではないかと。
2	北海道医療大学	自己評価のチェックリスト項目の中には、基準が曖昧で判断に困るようなものがある。 例えば、チェックリスト3-①「研究現場における研究費の使用について問題がないのか把握し、研究者と事務職員で問題点について共有していますか」との項目の評価で、成熟度3に「…定期的に話し合う場を通じて…」と評価項目が設定されているが、「定期的」が曖昧で判断が難しいため、成熟度を「2」として評価しなければならないというようなことがある。
3	岩手大学	多くの項目において、成熟度3に「定期的」「常時」等の文言が盛り込まれ、レベルがひととき高く設定されているため、成熟度3を目標とし、厳しく自己評価を行ってきた。
4	東北大学	① 成熟度は1から5までのステップとなっているが、必ずしもステップとなっていない場合があるのではないかと（成熟度3に「定期的」「体系的」という文言があるため、レベルが高くなり、成熟度4以降のレベルをクリアしていても、成熟度2に止まる場合がある。）。 ② 1から5までのステップではなく、1から5までいくつクリアしているかという設問の方が分かりやすい。
5	山形大学	① 成熟度3に「定期的」「体系的」という文言があるため、レベルが高くなっている箇所がある。 ② 取りあえず、成熟度3を目標として、ここに至っていないところを改善しようと考えている。
6	金沢大学	チェックリストの設問が分かりにくいということではないが、大学の実態と合わない設問がある（項目1-②について、成熟度「3」及び「4」の事項を実施しているものの、「2」にあるマニュアルを作成していないことから、作成運用上、成熟度は「1」と判定せざるを得ない。しかし、「1」は、「研究現場で行われる研究費執行の事務処理は、研究者又は研究室の秘書等に任せている」場合であり、研究費の事務処理は全て学部事務室等の事務局が行っており、「1」には該当はせず、判定と実態との間に齟齬が生じている。）。
7	金沢医科大学	研究費のモニタリングに関する事項は、成熟度の2と3の違いが判然としないものがあると思う。
8	京都大学	項目1-①の成熟度5の評価項目にある「全ての研究者」とする表現（限定される）はいかがなものか。

9	京都薬科大学	<p>チェックリストの設問内容を改善してほしい（チェック項目のうち、5-①「モニタリングは、関係部署と連携しながら取り組まれていますか。」においては、成熟度2が「1」に加え、研究活動の支援を担当する部署においても、研究費の執行に関するモニタリングを行っている。」（成熟度3も同様）とされており、支出を担当する部署とは別途、研究活動の支援を担当する部署が設置されていることが前提となっている。当大学は、小規模校であり、支出担当部署の会計課が研究活動支援業務を担当し、会計課のモニタリングを客観的に再チェックするため、別途、内部監査員が支払後の事後チェックを悉皆で実施している。このように実質的な代替措置を講じているものの、設問の形式的要件の制約から、成熟度の評価は1にとどまっている。）。</p>
10	広島国際大学	<p>チェックリストの項目3-②（不正の起こりうる要因や背景を把握し、対策を講じていますか。）について不正の起こりうる要因や背景を把握・分析し、体系的な整理手法について、具体的な取組事例等あれば御教授願いたい。</p>
11	香川大学	<p>大学の実態と合わない設問がある。 （項目1-③（部局責任者等は、研究者と事務職員の相互理解の促進に努めていますか）の成熟度は2（研究者からの相談内容及び回答を、部局等全ての研究者及び事務職員に必要な応じ周知させている。）であるが、成熟度4の不正防止要因把握や防止対策の検討を行っているが、成熟度3の話し合いの場を定期的（年1回）に開催することができていない。当大学は、学部が分散していることもあり定期的な開催は難しい。）</p>
12	愛媛大学	<p>大学の実態と合わない設問がある。 （チェックリストの項目1-③は、平成23年度及び24年度とも成熟度2であり、成熟度3は、問題を話し合う機会を定期的（年に1回以上）に開催することとされている。モニタリング、監査等において、研究現場の問題点について個々に関係者との話し合うことは多いが、この研究現場の問題点のみを議題にして定期的に話し合うことは、関係者も多く、かつ業務多忙のため調整が難しい。これがクリアできれば研究費の不正要因の把握、その防止対策を行っており、成熟度4となる。）</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-1-(2)-イ-⑥ 科研費実地検査の実績（平成19年度～24年度）

（単位：回）

区分	年度	平成19	20	21	22	23	24	合計
全 体		21	59	47	56	64	67	316
	(文部科学省実施)	(21)	(36)	(26)	(32)	(27)	(30)	(172)
	(学術振興会実施)	(一)	(23)	(21)	(24)	(37)	(37)	(144)
うち、調査対象 61 大学		8	16	6	5	15	18	68
	(文部科学省実施)	(0)	(0)	(0)	(3)	(6)	(6)	(15)
	(学術振興会実施)	(0)	(0)	(0)	(2)	(9)	(12)	(23)
	(合同による実施)	(8)	(16)	(6)	(0)	(0)	(0)	(30)
北海道大学		1						1
室蘭工業大学			1			1		2
旭川医科大学							1	1
札幌医科大学								0
北海道工業大学								0
酪農学園大学								0
北海道医療大学							1	1
岩手大学			1					1
東北大学					1			1
山形大学								0
福島県立医科大学								0
岩手医科大学			1					1
東北工業大学								0
東北薬科大学							1	1
東京大学		1				1		2
東京学芸大学							1	1
東京農工大学			1					1
都留文科大学						1		1
横浜市立大学			1	1				2
上智大学								0
昭和薬科大学								0
玉川大学								0
法政大学			1			1		2
千葉工業大学				1				1
明治大学						1		1
金沢大学		1			1			2
岐阜大学							1	1
名古屋大学		1		1				2
名古屋市立大学		1				1		2
金沢医科大学			1					1
愛知学院大学							1	1
愛知工業大学								0
中部大学							1	1
愛知医科大学				1				1
奈良先端科学技術大学院大学			1			1		2
京都大学			1			1		2
大阪大学								0

和歌山県立医科大学		1			1	2
京都薬科大学				1		1
関西大学	1					1
関西学院大学		1			1	2
兵庫医科大学		1	1		1	3
鳥取大学		1			1	2
岡山大学			1	1		2
広島大学			1	1		2
下関市立大学						0
岡山理科大学			1			1
川崎医科大学					1	1
広島国際大学					1	1
徳島大学	1					1
香川大学				1		1
愛媛大学		1			1	2
高知大学				1		1
高知工科大学			1			1
徳島文理大学					1	1
九州大学		1		1		2
九州工業大学					1	1
佐賀大学				1		1
九州歯科大学						0
久留米大学	1				1	2
福岡大学		1			1	2

(注) 1 文部科学省の資料及び当省の調査結果による。

2 網掛けの部分は、当省の調査時において、調査対象大学からは実施実績が確認できなかったものである。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-① 不正防止計画の実効性の確保に問題が認められる事例

大学名	採択件数	交付金額
愛知学院大学	70 件	122,900 千円
<p>(事例内容)</p> <p>「学校法人愛知学院における公的研究費等の取扱規程」(平成 22 年 6 月 1 日施行)では、不正使用の防止計画を推進するため、統括管理責任者(最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について組織全体を統括する実質的な責任と権限を有する者で、学監をもって充てる。)を長とする不正防止計画推進委員会を設置し、同委員会は、次の内容を実施することとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公的研究費等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること ② 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、関係部局と協力し不正発生要因に対する最善策を講ずること ③ 本学院教職員の行動に関する規範の浸透を図るための方策を推進すること ④ 不正使用の防止計画を策定し、これに基づく業務の推進及び管理を行うこと ⑤ 不正使用の防止に向けた取組みの状況を学内外に公表するとともに、その施策を推進すること <p>また、学校法人愛知学院における公的研究費等の不正防止計画(平成 22 年 6 月 1 日策定)では、同委員会は、上記に加え、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施することとされている。</p> <p>しかし、同委員会は設置されておらず、上記の取組が実施されていないことから、次のとおり、不正防止計画の実効性の確保に問題が認められる状況がみられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 不正防止計画は、公的研究費に係る事務を担当する部署(研究支援課)が事務的に作成したものとなっており、不正発生要因の把握・分析結果に基づいて作成されておらず、計画の取組事項の達成状況に係る検証も未実施となっている。 ② 科研費の使用ルール等に関する研究者及び事務職員の浸透度・理解度に係るアンケートを平成 24 年 1 月に実施しているが、全体集計のみにとどまり結果の分析が実施されておらず、その後の活用についても未検討となっている。 		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成 24 年 3 月 16 日)による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-② 不正防止計画から逸脱した行為が放置されている事例

大学名	採択件数	交付金額
下関市立大学	9件	1,010千円

(事例内容)

「下関市立大学における公的研究費に関する不正防止計画」(平成24年9月策定)では、「公的研究費に係る事務処理については、研究者と事務職員の権限と責任を明確に定め、理解の共有を図るとともに、関係規程と業務実態がかい離していないか把握し、適切な公的研究費の運営・管理を行う。」こととされている。

しかし、同大学では、大学全般の旅費規程や物品購入等の際の契約事務取扱規程、臨時職員就業規則等を定めているものの、研究者の意向を受けて、表1のとおり、科研費の執行に限って当該規程等の一部を適用せず、①旅費の宿泊費については、本来、実費支給のところを定額支給、②物品購入については、本来、事務局が複数の業者から見積書を徴取の上発注するところを研究者が業者から見積書を徴取せずに発注可能、③臨時職員の雇用については、本来、賃金の額は業務内容によって理事長が決定するところを研究代表者の意向を踏まえて決定等、科研費の執行手続が明確な根拠のないまま運用されている。

表1 科研費の執行手続が明確な根拠のないまま運用されている状況

区分	本来の経費執行	科研費の経費執行
旅費	精算払により実費相当額及び日当を支給	定額支給(宿泊料、正規料金の交通費及び日当) ※ ただし、ビジネスパックを利用したことが把握できる場合は当該利用料金を基本として支給。また、航空機の運賃は実費を支給。
物品購入	事務局発注 (随意契約による場合は、事務局が複数の事業者から見積書を徴取の上、金額が低い事業者を購入先として選定)	研究者発注 (購入先となる事業者については研究者が自由に選定できることとしており、見積書の徴取の義務付けなし)
立替払	立替払の範囲は、軽微なものであり、かつ立替払いをしないと事務の執行に支障を及ぼす場合に限定	物品購入は原則として全て研究者による立替払 (研究者が必要な物品を立替払で購入後、領収書等関係書類を事務局に提出して立替払金額を請求)
臨時職員の雇用	<ul style="list-style-type: none"> 臨時職員の採用は選考によるものとし、採用しようとする職員に対しては事務局から労働条件を記載した文書を交付 採用された臨時職員は、履歴書、雇用契約書等を事務局に提出 賃金の額は業務内容によって理事長が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 研究者が研究目的で臨時職員を雇用する場合は、履歴書兼雇用承諾書を事務局に提出(平成24年9月以降税務署からの指導を受けて開始) 賃金や謝金の額は、研究代表者の意向を踏まえて決定

また、研究者使用ルールでは、研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入した設備等を購入後直ちに研究機関に寄付しなければならないと定めている。しかし、表2のとおり、同大学の科学研究費補助金事務取扱要領では、科研費により購入した物品の大学への寄付について、対象を「購入金額が1万円以上の物品(比較的長時間(通常の状態では概ね1年以上)使用保存に耐えうるものを除く)及び図書」と規定し、これに基づいた運用が行われているため、通常の状態でおおむね1年以上使用可能な設備等に係る寄付の手続が行われていない状況となっていた。

表2 公立大学法人下関市立大学科学研究費補助金事務取扱要領<抜粋>

(補助金の支出)

第7条 研究代表者等は、補助金の支出に当たっては、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に掲げる手続きを行うものとする。

(1) 物品費

研究代表者等は物品を購入した場合、事務局職員による納品検査を受けた後、科学研究費補助金経費支出要求書(様式第5号)に領収書等関係書類を添付し、事務局に提出するものとする。なお、購入金額が1万円以上の物品(比較的長期間(通常の状態でおおむね1年以上)使用保存に耐えるものを除く)及び図書(年度版を除く)については、独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金(基盤研究等)取扱要領第21条の規定に基づき寄付採納願(様式第6号)を事務局に提出するものとする。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(注) 下線は当省が付した。

なお、下関市立大学では、当省の現地調査後の平成25年9月5日に当該要領を改正し、購入した物品が、購入金額1万円以上の物品である場合又は購入金額1万円未満であっても比較的長時間(通常の状態でおおむね1年以上)の使用保存に耐える物品である場合は、大学への寄付の手続きを行うこととしている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。

なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-③ 不正防止計画策定に当たって、不正事例に係る不正発生要因分析が不十分なため、不正を防止できなかった事例

大学名	採択件数	交付金額
東京農工大学	266 件	878,770 千円
<p>(事例内容)</p> <p>1 不正の内容</p> <p>平成 19 年度から 22 年度までに交付を受けた科研費について、研究者及び学生が出張に自家用自動車等を使用したにもかかわらず、鉄道による出張であると偽り旅費を過大請求して不正に受領し、その余剰金（19 件、計 272,202 円）をプールして使用していたもの。平成 23 年 5 月発覚。</p> <p>2 大学の調査により判明した不正の発生要因</p> <p>① 当該研究では、自動車による出張が不可欠であった。通常であれば、学部の公用車を借用して出張するが、研究者が自動車運転免許を取得していないため使用できなかった</p> <p>② 経費を安く抑え、効率的に出張用務を遂行するためには、学内ルール違反であることは認識していたが、事前に事務職員に相談することもなく、やむを得ず、鉄道で旅費を請求して、自家用自動車を学生に運転させていた。</p> <p>③ 研究者の意識としては、不正な会計処理であったとしても研究のために行うのだから許されるのではないかという認識の甘さがあり、規則に対する順守意識にも欠けていた。</p> <p>④ 研究者が事前に事務職員に相談していれば、運転資格のある他の教員等に公用車の運行を依頼するなどの対応策も検討でき、このような事態は未然に防げた可能性もあり、教員と事務職員とのコミュニケーションの欠如も一因である。</p> <p>3 不正防止計画（平成 19 年 4 月策定）における旅費の不正事例に係る内容</p> <p>大学が、平成 19 年 4 月に策定した不正防止計画における出張旅費の架空・過大請求においては、具体例として「正規運賃と格安運賃の差額による水増し請求による大学院生の学会出席費用の捻出」と類似の例を挙げているが、その発生要因を「決裁手続きの煩雑と責任の所在の不明確」とし、不正防止計画としては「決裁手続きの単純化と責任の所在の明確化」としており、十分な要因分析に基づく不正防止計画となっていなかったと思われる。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-④ 研修や説明会の受講が科研費等の申請の要件となっている事例

大学名	採択件数	交付金額
玉川大学	57 件	168,750 千円
<p>(事例 1)</p> <p>玉川大学では、平成 22 年度より、科研費申請予定者は学内の科学研究費助成事業応募説明会への参加が必須であることを学内ホームページに明記している。平成 23 年度においては、平成 24 年度科学研究費助成事業応募説明会を 2 日間にわたり実施し、説明会の欠席者に対しては個別説明を実施することによって、科研費の申請予定者に対して確実に説明を実施し、説明を受けなければ科研費の申請を行うことができない仕組みとしている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
名古屋大学	1,523 件	5,169,143 千円
<p>(事例 2)</p> <p>名古屋大学では、平成 20 年 4 月から教職員の研究費等の不正使用防止に対する意識向上のため e-learning 研修を開始していたところ、平成 21 年度に不正使用が発覚したことを受け、再発防止策の一環として、平成 22 年 9 月からは原則として全教職員を対象に通年受講できる体制とするとともに、本研修の受講を科学研究費補助金等公的研究費等の申請の要件とした。同研修では公的研究費等の使用に係る理解度テストを実施しており、テストにおいて 80 点以上(100 点満点)となることを研修の修了要件としている(80 点未満の場合は 80 点以上に達するまで何度でも受験)。平成 23 年度は、対象者 2,400 人中 2,312 人(96.3%)の研究者が同研修を受講した。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
九州大学	1,746 件	5,322,440 千円
<p>(事例 3)</p> <p>九州大学では毎年度、科学研究費補助金公募要領等説明会(研究費不正使用防止の内容を含む「適正な研究活動に向けた説明会」を研修後半に実施)を開催するとともに、科学研究費補助金等競争的資金に応募しようとする者、翌年度継続課題が内約されて交付申請する者は、当該説明会への出席を応募・申請書類提出の条件(注)としている。</p> <p>また、研究者は、関係書類(科学研究費助成事業応募用・研究代表者連絡表)に「適正な研究活動に向けた説明会」を受講したことを「押印又は自署」しなければならないこととされている。</p> <p>九州大学では、説明会の対象者については、「平成 23 年度の e-R a d 登録者数のうち科研費応募資格有りの者」としている。このため、平成 23 年度においては 3,426 人の対象者に受講者は 303 人(8.8%)と受講率は低いが、当該説明会を受講しなければ、申請等が行えないこと、また、出席者については名簿を作成しているため、仮に出席と偽って関係書類に記入したとしても、チェックすれば分かる仕組みとなっているとしている。したがって、説明会については受講者数(率)ではなく、受講(参加)しなければ科研費の申請が行えない仕組みとなっていることが重要と考えているとしている。</p> <p>なお、九州大学は科学研究費補助金公募要領等説明会については、遠隔講義システムによる同時配信で開催している。また、欠席者に対しては、学内 W e b システムにより説明会の画像及び資料を配信し、フォローを行っているとしている。</p> <p>(注) 九州大学総長から各部署宛での通知文書(平成 19 年 10 月 4 日付け)では「科研費の交付申請を行う者については、当該説明会への出席を応募申請書類提出の条件とする」としている。説明会は過去に 1 回でも受講すれば構わないものであるが、1 回も受講していなければ応募等は不可であるとしている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成 24 年 3 月 16 日)による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑤ 業者への取引停止処分が実施されていない不正事例（3件）の概要

大学名	採択件数	交付金額
昭和薬科大学	17件	21,400千円
(事例内容)		
昭和薬科大学では、不正な取引に関与した業者の取引停止等の処分方針を策定しておらず、ガイドラインが策定された平成19年2月以降、次の不正事案が発生しているが、いずれも業者への処分は実施されていない。		
<不正事例①>		
区分	内容	
不正発覚時期	平成22年7月	
不正使用経費	学内予算	
不正使用時期	平成19年度～21年度	
不正の概要	① 平成20年度予算で申請した研究機器及び21年度予算で申請した研究用機器について、いずれも前年度以前に納入させて会計年度をまたがって不適切な処理を行った ② 平成19年度中に少なくとも426万円を消耗品代金として大学に虚偽の請求を行い支払させた（預け金）	
不正使用を行った研究者の所属	薬理学研究室	
大学公表時期	平成24年3月1日	
<不正事例②>		
区分	内容	
不正発覚時期	平成23年8月	
不正使用経費	学内予算	
不正使用時期	平成20年度	
不正の概要	精密機器の設置に関連して発注金額を実際より高く見積もり、差額を預け金とした	
不正使用を行った研究者の所属	薬品分析化学研究室	
大学公表時期	平成24年3月21日	
<不正事例③>		
区分	内容	
不正発覚時期	平成23年8月	
不正使用経費	学内予算	
不正使用時期	平成20年度	
不正の概要	取引業者への預け金	
不正使用を行った研究者の所属	生化学研究室	
大学公表時期	平成24年3月21日	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑥ 内部監査を発端として発覚した科研費の不正使用事例

大学名	採択件数	交付金額
兵庫医科大学	17 件	21,400 千円
<p>(事例内容)</p> <p>【発覚年月】平成23年12月～24年3月（内部監査結果）</p> <p>【文部科学省等への報告】なし</p> <p>【不正使用の形態】科研費交付前の研究業務に対し、交付後の科研費を支出</p> <p>【概要】</p> <p>平成23年度の内部監査の実施状況及びその後の対応状況を調査したところ、内部監査室では、内部監査の結果、1研究課題において不正使用（科研費の交付決定以前から事業者が発注していた業務に対し、当該科研費の使用可能期間から業務の提供が開始されたとする実態と異なる契約書を作成し、当該科研費による支出を行っているもの）が認められたとして、平成24年5月、最高管理責任者である理事長及び統括管理責任者である学長に対し報告している。</p> <p>しかし、同大学では、これを受けて、①「兵庫医科大学における研究活動に係る不正行為に関する取扱規程」により、不正行為及び不正行為と疑われる状況が生じた場合に設置することとされる調査委員会の設置や調査の実施、②文部科学省及び学振への報告、③「学校法人兵庫医科大学懲戒規程」に基づく処分等を実施していない。これについて、「各部署においては通常業務等に忙殺されて、本件に関する連絡、調整が行われず、結果として先送りされた状態となり、調査委員会等の設置が遅れていた。」としている。</p> <p>このため、事例が発覚して1年6か月経過しているが、文部科学省等交付機関に対する報告がまだ行われていない。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-ア-⑦ 内部監査における指摘事項について改善されていないなどの事例

大学名	採択件数	交付金額
和歌山県立医科大学	165 件	208,200 千円
<p>(事例 1)</p> <p>平成 23 年度の内部監査において、「研究費の執行状況について、数人の研究者において、研究費の 90%以上を学会等の参加費や参加旅費、また学会会費に使用していた。・(略)・研究目的の達成への影響など、事情を聞いて説明責任が果たせるように指導されたい。」と指摘を受けた研究課題 3 課題について、当省が研究経費に関する研究計画と実績の乖離状況を調査したところ、以下のような状況がみられた。</p> <p>当該 3 課題のうち 2 課題については、いずれも分子生物学上の研究手法として計画されたもので、通常、実験には多種・多量の試薬を必要とする分野の研究課題であるが、次のとおり、収支簿によると、計画と実績との著しい乖離が認められる。</p> <p>① 研究計画調書において、いずれも計画経費の約 8 割を計上していた薬品等実験用機器・資材について、支出額は、それぞれ支出額全体の 2.7%、18.0%にとどまっている。</p> <p>② 支出額全体のそれぞれ 65.5%、55.5%が学会、研究会への旅費、会費等に充てられている。</p> <p>これについて、大学では「内部監査の指摘を受けて、翌年度の科研費説明会において、研究計画との乖離がみられる場合は十分な説明責任が果たせるようにしておくよう、一般論として、口頭で注意喚起した」としているが、当該研究課題の研究代表者に事情を聞くなど個別の具体的措置は講じられていない。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
九州歯科大学	67 件	101,090 千円
<p>(事例 2)</p> <p>九州歯科大学では、平成 23 年度の内部監査について、監査人（3 人）が平成 23 年 12 月 20 日に 6 研究課題に係る監査を実施し、翌日（21 日）に結果報告書を作成、学長に報告している。</p> <p>監査の内容は、抽出した課題に係る支出証拠書類、出勤簿、旅行命令簿等を会議室に集め、監査人が担当する課題ごと（1 人当たり 2 課題）について確認等を行っている。しかし、全て書類上の調査である通常監査のみを実施しており、実際の科研費使用状況や納品の状況等、事実関係の厳密な確認などを含めた、徹底的な監査である特別監査は行っていない。</p> <p>また、監査結果をみると、「おおむね適正に執行されていると認められた」としているが、「改善の必要がある場合の案」においては「研究に関する物品購入でその研究に必要なものの説明が判断できない（研究費の約半分がパソコン関連に使用され、汎用性の観点から検討を）」といった記述がみられた。この「場合の案」と表現したことについて、大学は、はっきりと悪いとは言えない事項であるため、そのような曖昧な記述となったとしている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-イ-① ガイドライン現地調査及び科研費実地検査において、指摘を受けたと認識している大学における主な指摘事項

主な指摘事項	指摘を受けたと認識している大学及び指摘内容
不正防止計画が未策定	旭川医科大学 (H21. 11 現地調査)
	上智大学 (H20. 10 現地調査)
	明治大学 (H20. 10 現地調査)
	金沢医科大学 (H20. 12 現地調査)
	鳥取大学 (H21. 3 現地調査)
	九州工業大学 (H21. 11 現地調査)
	福岡大学 (H24. 11 科研費実地検査)
発注・検収業務について、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムの整備(事務局関与の徹底等)	酪農学園大学 (H20. 7 現地調査)：不正防止のための体制整備と責任体系の明文化、検収作業の仕組みを確立すること
	東京農工大学 (H20. 6 現地調査、科研費実地検査)：立替払の検収を行うこと
	東京農工大学 (H22. 7 現地調査)：教員発注状況をモニタリングする機能をしっかり持つこと
	横浜市立大学 (H20. 7 現地調査、科研費実地検査)：生協で購入した1万円未満の物品について、第三者による検収を義務付けるか、売上伝票の確認を定期的に行う等の対応を図ること
	上智大学 (H20. 10 現地調査)：研究者発注・検収については不正発生リスクが高いため、実態把握をした上で対策を検討すること
	法政大学 (H20. 9 現地調査、科研費実地検査)：3,000円未満の物品について検収対象外となっているが、それらの物品への牽制方法を検討すること (H21. 12 現地調査)：同上 (H23. 11 科研費実地検査)：同上
	千葉工業大学 (H21. 12 現地調査)：発注と検収を研究者だけで行わない方がよい。特に検収は事務方が行うこと
	明治大学 (H20. 10 現地調査)：書籍を除く3万円未満の物品について、事務局による検収が実施されていないため、改善を検討すること (H23. 11 科研費実地検査)：現状では、半分以上の物品が検収されておらず、全品検収について検討すること
	金沢医科大学 (H20. 12 現地調査)：専任の検収職員を配置する、サンプリング方式で抜き打ち検査を実施する、部門職員に検収をさせるのであれば、その責任と権限を明確化させる等、検収体制を整備すること

和歌山県立医科大学 (H22.6 現地調査)：研究者に業者選定が任されていることから、早急に業者牽制の施策を構築し実施すること
京都薬科大学 (H23.10 科研費実地検査)：発注から納品検収までのシステムを早急に改善すること
兵庫医科大学 (H22.9 科研費実地検査)：立替払時の事務担当者による検収を行うこと
高知工科大学 (H23.1 科研費実地検査)：5万円未満は第三者による納品確認を省略しているが、その割合が全体件数の80%を超えており、大きなリスクがある運用といえる。適宜モニタリングを実施して取引内容に留意すること
福岡大学 (H24.11 科研費実地検査)：検収業務について、検収センターなどを設けることが難しければ、間接経費を使って既存の事務室に検収担当職員を増員の検討すること、リアルタイムな検収が行われていないため、検収現場を視察すること

(注) 当省の調査結果による。

事例表Ⅱ-1-(2)-イ-② ガイドライン現地調査において大学が指摘と認識している事項について
改善されていない、又は改善が不十分な事例

大学名	採択件数	交付金額
酪農学園大学	24件	33,000千円
<p>(事例1)</p> <p>平成23年12月の現地調査において、次の2件が未改善となっているが、いずれも引き続き検討を行っているもの。</p> <p>[未改善となっている事項]</p> <p>① 旅費について、実際に業務をしたか否かの確認が今後必要</p> <p>② 謝金について、出勤簿の管理の仕方について要検討</p>		
大学名	採択件数	交付金額
北海道医療大学	80件	127,570千円
<p>(事例2)</p> <p>平成20年7月の現地調査において、「不正要因の把握及び防止計画は実情にあったものを作成し改善を続ける必要性」を指摘されているが、これについて同大学では「平成23年7月に作成したが、より実情に則した内容に見直すこと、不正防止の計画立案とリスクによる対応の優先度を今後の課題」としている。</p> <p>また、平成23年12月の現地調査において、「業者の集中は、不正の温床になりやすい状況なので「発注のルール」を設けることも有効」、「アルバイト等の補助員がいる場合、勤務実態の確認方法について検討を要する。」と指摘されているが、これについて同大学では「発注権限を研究者に持たせているので、その状況で事務の関与できる方法を検討する。周知が整い次第、一部の発注については事務経由の体制とすることも検討する。」「従来から出勤表は本人に持参してもらうことを基本としている。現状はそれ以上の対応は取れていない。」としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
都留文科大学	10件	21,900千円
<p>(事例3)</p> <p>平成23年10月の現地調査において、「①どんなことがあった時にどんな流れで対応するか、体制をあらかじめ定めておくこと、②研究費に関する相談・告発の窓口をホームページ等で公開し、研究者だけではなく、学生や外部へも周知することも重要。相談窓口があることを知らなかったため、文科省や、最悪の場合マスコミにリークされる場合もある。また、相談者・告発者の扱いについても定めておくこと、③小規模大学なので、諸問題をその都度、常任理事会等で協議してきたが、どのような問題の時にどの会議に出すか、それ以外の場合はどう対応するか、ということを決めること」等を指摘されているが、これについて同大学では「①体制整備は進んでいない、②研究費のページは検討・作成中、③規程の見直しも徐々に行っているが、事務担当者の経験不足（2年目）及び一人体制であることから、体制整備や規程改正になかなか手が回らない。」としている。</p>		

大学名	採択件数	交付金額
上智大学	129 件	200,770 千円

(事例 4)

平成 20 年 10 月の現地調査において、「出張報告書の形骸化防止と出張事実の明確化が必要」と指摘されているが、これについて同大学では「平成 25(2013)年度からの実施へ向け検討中」としている。

また、平成 23 年 6 月の現地調査において、「不正使用の中でも預け金は非効率な研究費執行の把握で見抜けることがあり、対象を限定した取引情報の集約等を検討して欲しい」と指摘されているが、これについて同大学では「全品検品体制の導入に伴い、その実効性を担保するため取引情報を精査し、対象を限定した取引情報の集約及び業者への問合せ方策についても検討中(業者の受注データとの突合等を検討中)」としている。

大学名	採択件数	交付金額
法政大学	166 件	325,700 千円

(事例 5)

平成 21 年 12 月の現地調査において、「①WEB 購買システムの利用を義務化することはできないか、②書面以外の勤務実態の把握方法について検討してはどうか」と指摘されているが、これについて同大学では「①実現可能性を検討したが、現在のWEB 購買システムで購入できるものは特定の物品(書籍・消耗品等)に限られており、またそれらについても、専門書籍や稀観本、実験消耗品等特定の業者でしか取り扱えない物品がある。すべての研究者に本システムの利用を義務化することは難しいと考える、②実効性のある方法を検討中である」としている。

また、平成 23 年 11 月の現地調査において、「教員の発注状況について事務で把握しておく必要があるのではないかと指摘されているが、これについて同大学では「過去の経緯を踏まえ、発注システムの導入等について検討中である。」としている。

大学名	採択件数	交付金額
愛知学院大学	70 件	122,900 千円

(事例 6)

平成 23 年 7 月の現地調査において、次の 2 件が未改善となっているが、いずれも引き続き検討を行っているもの。

[未改善となっている事項]

- ① 規則、マニュアルのルール整備が不十分である。
- ② 年度初めは大学が立て替えることを検討するか、又は預け金等をしないように不正防止対策をした方がよい。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成 24 年 3 月 16 日)による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-イ-③ チェックリストの評点と実際の実施内容が乖離していた事例

大学名	採択件数	交付金額
玉川大学	57 件	168,750 千円
<p>(事例1)</p> <p>チェックリストにおける評価項目 20 項目中 18 項目において、成熟度を「4」、「5」としているが、実際の実施内容はそこまで至らず、乖離している状況がみられる。例えば、「5 研究費のモニタリング事項」の④について、成熟度は5「内部監査部署を機関の長の直轄組織として位置づける」と評価しているが、監査担当の教育環境コンプライアンス課は教育企画部の一組織であり、学長の直轄機関となっていないため、「5」は不適当である。同大学は、乖離している理由について、成熟度が低いと、大学全体の評価が低くなると考え、若干高めにしているとしている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
九州歯科大学	67 件	101,090 千円
<p>(事例2)</p> <p>チェックリストにおけるチェック項目と評価項目を1から順に見て行き、該当する評価項目(成熟度)があれば、その評価としている。例えば、成熟度4の内容に少しでも対応できていると思われれば、又は、当てはまる文言が一つでもあれば、仮に成熟度3の一部の内容ができていなくても、成熟度4に該当する旨を報告している。このような認識があるため、九州歯科大学におけるチェックリストの評価と実際の実施内容について、以下のような乖離がみられる。</p> <p>ア 項目番号1-①について成熟度5と評価</p> <p>項目番号1-①の「研究費不正の問題は、機関全体、さらには広く研究活動に携わる全ての者に深刻な影響を及ぼすものであることを、研究者に認識させるための実施を行っていますか」とのチェック項目に対して、成熟度5(「研究費不正の重大さを研究者が理解しているか確認し、理解度が不十分な場合には、その向上のための実施を行っている。その実施によって、機関に所属する全ての研究者が、研究費不正の重大さについて認識を共有している」と評価している。</p> <p>しかし、理解度を確認するためのアンケート調査を実施していないことから、成熟度は3とすることが妥当と考えられる。これについて同大学では、全ての研究者が認識を共有していると判断し、成熟度5と評価したとしている。</p> <p>イ 項目番号5-①・②について成熟度4と評価</p> <p>項目番号5-①・②のモニタリングに関するチェック項目に対して、成熟度4(「支出を担当する部署と研究活動の支援を担当する部署が連携をとりながら、研究費の執行に関するモニタリングを行っていることに加え、内部監査において、定期的に支出内容の妥当性について検証している」、「担当部署とは独立した別の組織(内部監査部署等)がモニタリングをする仕組みが出来ており、その結果は最高管理責任者に報告されていることに加え、モニタリング結果について、担当部署を含む関係部署と情報共有をし、問題があった場合には具体的な改善への実施を行う体制となっている」と評価している。</p> <p>しかし、同大学は平成24年度までモニタリングを実施していないことから、成熟度は1又は2とすることが妥当と考えられる。これについて同大学では、①は、内部監査において、定期的に支出内容の妥当性について検証している、②は、内部監査とモニタリングは同じの認識をもっていること、監査結果については他の班に情報を提供していると判断し、成熟度4と評価したとしている。</p>		

(注) 1 当省調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。

なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-1-(2)-イ-④ 科研費実地検査において大学が指摘と認識している事項について改善されていない、又は改善が不十分な事例

大学名	採択件数	交付金額
室蘭工業大学	63件	74,300千円
<p>(事例1)</p> <p>平成23年8月の科研費実地検査において「検収時には大学の検収印を押印するべきではないか。」と指摘されたが、これについて同大学では「研究費の不正使用防止等の対応マニュアル」により、契約室職員及び納入先役職員がそれぞれ納品書に押印した後に検収印を押印することとなっていること及び担当者別の検収印を作成した際、数年で担当者が異動になることを考慮して現体制どおり」としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
都留文科大学	10件	21,900千円
<p>(事例2)</p> <p>平成23年10月の科研費実地検査において「不正発生要因の把握に関し、件数が少なく、個々に対応している事柄に関しても、ルールの特文化は必要。」と指摘されたが、これについて同大学では「ルールの特文化もすぐには進められないが、個々の対応について蓄積している。」としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
明治大学	240件	379,456千円
<p>(事例3)</p> <p>平成23年11月の科研費実地検査において、「①謝金については、日々の勤務実態の確認体制を強化することで、カラ謝金の防止となるので、けん制できる取組みを検討して頂きたい、②コピーカードについては、使い残しがあれば返金対象となるので、証憑書類を検討して頂きたい。」と指摘されているが、これについて同大学では「①本学における謝金・人件費、旅費の処理における問題点を関係部署と共有している段階であり、今後の見直しの方針を検討中、②平成25年度からコピーカードについては使用済みのコピーカードの提出を義務付けることを検討中」としている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
金沢医科大学	75件	131,400千円
<p>(事例4)</p> <p>平成20年12月の科研費実地検査において、「作業従事者の本人確認は、事務局が行う。伝票等の受け渡しについては、部門事務員が行うのではなく作業従事者本人が行った方がよい。また、支払は現金ではなく振込が望ましい。」と指摘されているが、これについて同大学では「作業従事者の本人確認は事務局が行うことが改善されておらず、平成25年度からの実施について方法を検討中」としている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
なお、交付金額には、間接経費は含まない。

2 科研費（直接経費）の効果的な活用の推進

勧告	説明図表番号
<p>科研費を含む競争的資金の直接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）により、「競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費」と定義されている。</p> <p>文部科学省は、直接経費の使い勝手を向上させるため、これまで主に、研究の進捗等に合わせた柔軟な使用や、年度末や年度当初に研究が途切れることのない通年使用を可能とする方向で科研費の制度改善を行ってきた。</p> <p>文部科学省の主な取組としては、平成15年度に相当の事由がある場合には年度を超えた使用を可能とする繰越制度を導入したほか、18年度には当該繰越の要件の明確化・拡大(注)を行い、その後の申請様式の簡略化等の効果もあり、繰越件数は大幅に増加している（15年度に24件であったものが23年度には2,677件に増加）。</p> <p>(注) 研究に際して事前の調査及び研究方式の決定が困難な場合、計画に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、当該計画部分に係る経費を繰り越す必要が生じた場合に繰越可能とするもの。</p> <p>また、平成14年度以降、実績報告書の提出時期が段階的に引き下げられ、調査時点（平成25年3月）では、5月末日となっており、年度末まで研究費を使用することが制度上可能になっている。</p> <p>さらに、平成23年度に基金制度が導入され、①研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用、②年度をまたぐ物品調達、③未使用の研究費を繰越手続なく次年度に使用することが可能となったほか、25年度からは調整金制度の導入(注)等が行われている。</p> <p>(注) 平成25年度から、科学研究費補助金に「調整金」の枠が設けられ、繰越制度の要件に合致しない場合や繰越申請期限以降に繰越事由が発生した場合において次年度使用や前倒し使用が可能となった。</p> <p>今回、当省が、61大学における、①平成23年度を研究期間最終年度とする576研究課題に係る配分経費の執行状況及び②科研費の効果的な活用促進のための基金制度等の運用状況について調査した結果、次のとおり、研究期間最終年度終盤に高額な物品等を購入しているものや研究期間を通じ年度を越えた柔軟な研究費の使用が可能である基金制度等の効果が必ずしも十分に確保されていない状況がみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-2-①</p> <p>図表Ⅱ-2-②</p>
<p>(1) 調査対象研究課題における直接経費の執行状況</p> <p>ア 全額執行、繰越、返還等の状況</p> <p>576研究課題に係る平成23年度の直接経費配分額（研究代表者分）</p>	<p>図表Ⅱ-2-③</p>

<p>は、25億1,700万円となっていた。このうち、全額執行している課題が544課題(94.4%)24億2,513万円(96.3%)、繰越要件に該当し配分機関に返納されているものが18課題(3.1%)8,438万円(3.4%)となっており、執行残額が生じ不要なものとして配分機関に返還されているものは、わずか13課題(2.3%)635万円(0.3%)に過ぎなかった。</p>	
<p>イ 年度末の物品購入に係る執行状況</p>	
<p>576研究課題に係る平成23年度の支払金額25億1,700万円のうち、賃金・謝金や業務委託費等を除いた物品購入費は支払件数2万4,345件、支払金額13億390万円であった。このうち、平成24年3月以降に購入物品の代金が支払われているものは4,252件(年間支払件数の17.5%)3億703万円(年間支払金額の23.5%)となっており、支払件数及び支払金額ともおおむね2割が年度末に執行されている状況がみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-2-④</p>
<p>また、61大学について、年度末の執行割合別にみると、物品購入に係る年間の支払件数に占める3月以降の支払件数の割合が、①40%以上となっているものが3大学、②30%以上40%未満となっているものが4大学となっていた。同様に支払金額の割合についてみると、①50%以上となっているものが1大学、②40%以上50%未満となっているものが5大学、③30%以上40%未満となっているものが8大学となっていた。</p>	<p>図表Ⅱ-2-⑤</p>
<p>このような年間支払件数に占める3月以降の執行割合が3割を超える7大学(11.5%)や年間支払金額に占める3月以降の執行割合が3割を超える14大学(22.9%)については、年度末の執行割合が高いものと考えられる。</p>	
<p>ウ 研究期間最終年度終盤において高額な物品を購入している例</p>	
<p>配分された研究費を全額執行している544研究課題について研究期間最終年度(平成23年度)終盤における物品の購入状況をみると、①年度末に高額な研究機器を購入している例、②年度末に高額な汎用パソコンを購入している例など、2月から3月に高額な研究機器等を購入しているものがあった(4大学4事例)。</p>	<p>事例表Ⅱ-2-①</p>
<p>このように、年度末に高額な物品を購入する理由としては、①研究期間終了後も継続して行う研究のために必要であることや、②研究期間終了後の実績報告書の取りまとめ及び提出まで実験等を続けることを認めている大学では、研究期間最終年度の翌年度当初以降も実験等を実施することを見込んで、当該最終年度末に物品を購入していることが挙げられる。</p>	

<p>また、61 大学の中には、科研費で端数を支払う場合の手続を具体的に教示するなど無理な使い切りを推奨するような取決めを行っているものがみられた（3 大学）。</p> <p>一方、研究期間最終年になってからの物品購入については、研究期間終了までにどのような成果が見込めるかについての上申書を提出させている大学（1 大学）もみられた。</p>	<p>事例表Ⅱ-2-②</p> <p>事例表Ⅱ-2-③</p>
<p>エ 研究費残額の返還に係る文部科学省等の対応等</p> <p>文部科学省及び学術振興会は、ホームページ上で公開している「科研費FAQ」において、研究が終了した時点で研究費に残額がある場合の措置として、「当初予定した研究を完了しても研究費に残額が生じた場合には、無理に使うのではなく返還していただいて構いません。残額が生じたことで、以後の科研費の審査において不利益が生じるようなことは一切ありません。返還については、額の確定後に手続きを行っていただきます。」と記載している程度で、研究機関使用ルール、研究者使用ルールなどにおいて、残額の無理な使用の防止、返還が不利益とならない旨の案内は明示されていない。</p> <p>61 大学における研究費の執行管理状況をみると、一般的に予算の計画的かつ早期の執行や繰越制度の活用を呼びかけることはしているものの、返還を促すことまでは行っていなかった。</p> <p>また、576 研究課題中、繰越返納を行っているものは 18 課題（8,438 万円）で、執行残額の返還を行っているのは 13 課題（635 万円）にとどまっていた。</p> <p>61 大学の中には、返還を促していない理由について、①以前は文部科学省等配分機関が全額執行を推奨しており、現在も特に返還を推奨している訳ではないと考えられること、②研究者の中には、返還した場合には、その後の研究課題の採択等に悪影響が及ぶことを懸念する向きがあることなどを挙げているものがみられる。</p> <p>しかし、返還手続は容易で文部科学省等からのペナルティもない旨研究者に案内し、返還を促しているものが少なくとも 3 大学あり、うち 1 大学では、平成 23 年度に採択された科研費の 64 研究課題中 11 課題において、総額 24 万 9,870 円の研究費の残額を返還していた。このことから、返還に対する研究機関や研究者の不安を払しょくすることが必要であると考えられる。</p>	<p>事例表Ⅱ-2-③</p> <p>（再掲）</p> <p>事例表Ⅱ-2-④</p>
<p>(2) 大学における基金制度の効果的な使用の確保</p> <p>ア 基金制度の導入</p> <p>単年度会計主義の下での公的研究費制度は、必ずしも研究の進展に応じた臨機応変な使用に適合しておらず、年度末に使い切れなかった</p>	

研究費が「預け金」となるなど、不正使用の背景となっていた。

文部科学省は、年度の制約なしに研究の進展に合わせて複数年度にわたって使用できる科研費制度を実現するため、平成23年4月に、国から学術振興会に複数年度分の資金を一括して補助することができるよう、学術振興会に「学術研究助成基金」を創設した。

これにより、当該基金に係る研究課題については、①研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用、②年度をまたぐ物品調達、③未使用の研究費を繰越手続なく次年度に使用することが可能となった。

平成23年度から順次各種種目の基金化が進められ、24年度時点で、基金化（一部基金化含む）対象種目は新規採択課題数の約8割を占めている（配分額では約7割）。

イ 基金の使用可能期間等

研究機関使用ルールによると、基金の支出の期限については、補助事業に係る物品の納品、役務の提供等を補助事業期間内に終了し、これに係る支出を実績報告書の提出期限までに行うこととされており、年度をまたいだ物品調達等、研究期間内であれば年度の枠を超えた使用が可能となっている。これについて、文部科学省はホームページ上で、「科研費の基金化に対応し、単年度の補助金とは異なる柔軟な対応をするために研究機関が行った改善の例」として、「年度をまたいだ物品購入などを可能とするため、補助金では3月上旬に設定している物品発注の期限を基金についてはなくした。」、「年度をまたいだ物品購入などを可能とするため、補助金では3月上旬納品等完了を目安としている物品発注の期限を基金についてはなくした。」等の取組を公表している。

しかし、61大学における基金化された種目の物品購入に関する経費使用可能期間（支出の際の発注期限、納入期限等）の設定状況についてみたところ、基金化された種目の経費の使用について、依然として、原則として補助金と同様に年度単位で期限等が設定されており（研究期間最終年度を除く。）、物品購入が通年可能となっている研究機関に比べて、基金制度の効果を十分に生かすににくいものが6大学（注）あった。

（注） なお、上記6大学においては、期限後の経費の支出についてはそれぞれ個別の対応がなされている。

これら6大学の具体の使用期限（注）についてみると、年度内の発注期限（物品購入の手続期限や調達依頼期限を含む。）を設定している大学は5大学あり、このうち期限の早いものとして、備品の発注期限を原則10月末としているものが1大学あった。

図表Ⅱ-2-⑥

事例表Ⅱ-2-⑤

<p>一方、物品の納入期限のみ設定している1大学については、5万円以上の用品・備品の納入期限が12月下旬、その他の物品の納入期限が3月上旬となっていた。</p> <p>(注) 学内で複数の期限を定めている場合には、そのうち最も早いものを計上した。</p> <p>また、これら6大学のうち3大学(注)については、学内のルール上は、物品の納入期限が原則として年度内に設定されているために、年度をまたいだ物品納入がしにくい環境になっていた。</p> <p>(注) 上記3大学については、消耗品等については年度をまたいだ納品を認めているが、備品についてのみ認めていない場合も含む。</p> <p>なお、当省が、平成23年度以降に基金化された種目について科研費の配分を受けている61大学85人の研究者から、科研費の制度や研究機関における運用状況についての意見や要望を聴取したところ、経費使用可能期間や研究費の返還について次のような意見が聴かれた。</p> <p>① 自分の所属する大学では備品の発注期限が早い。2月から3月は研究しやすい時期なので、研究費を使用することがある。研究に単年度主義はあり得ない。</p> <p>なお、残額が生じて補助金を返還した場合は申請した補助金が不要だったと思われるのではないかと、また、返還手続にどれだけ時間がかかるか心配である。(私立大学教授)</p> <p>② 研究者の中には、依然として年度末に予算を余らせることが、次回の科研費の申請時に不利な評価につながると考える者もいるため、研究費を年度末に余らせることは一切マイナス評価にならないことを周知すべきである。(国立大学教授)</p> <p>【所見】</p> <p>文部科学省は、科研費の効果的かつ計画的な執行を確保し、無駄な使用を防止する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 研究費を返還することにより、以後の科研費の審査において不利益が生じないことについて、研究機関使用ルール、研究者使用ルールなどに明記すること。その上で、研究機関に対し、繰越制度や調整金制度を活用しつつ、研究費が計画的に執行されるよう管理を徹底させること。</p> <p>また、研究機関に対し、上記の制度を活用してもなお研究期間終了の一定程度前の時点において研究費に残額が生じる余地があるとみられる場合は、その後の研究者の発注申請の適切性について事務局が厳正に判断するなど事務局がその責任の下で研究費を厳格に管理する体制において、無駄に使い切ることなく、配分機関に返還することを徹底させること。</p>	<p>図表Ⅱ-2-⑥ (再掲)</p>
---	-------------------------

<p>② 基金化された科研費については、研究機関において、年度ごとに使用期間を設定したり、年度をまたいだ科研費の使用を不可とするなどの取扱いが行われないよう、基金化の導入の趣旨にのっとり運用の徹底を図ること。</p>	
--	--

図表Ⅱ-2-① 科研費の使い勝手向上のための文部科学省の主な取組

実施年度	取組内容
H11年度以前	・交付内定時（4月）から研究遂行が可能
11年度	・外国出張等の経費の使用制限を大幅に緩和
13年度	・研究機関が研究支援者を雇用することを実現 ・研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、間接経費を措置
14年度	・研究支援者の年度末雇用を可能とするため、補助金の実績報告書の提出期限を、4月上旬から下旬に延期（注）
15年度	・繰越明許費として登録し、年度間繰越を実現 ・育児休業に伴い科学研究費補助金による研究を中断する女性研究者を支援するため、1年間の中断の後に研究の再開を可能とする弾力的運用を実現
16年度	・費目の大括り化により、費目間流用の可能な枠を拡大
18年度	・科研費の繰越について、幅広い適用が図られるよう取扱を明確化。これにより、18年度以降、繰越件数が増加
20年度	・交付決定者の承認なしに自由に変更できる費目間流用の割合について、交付された直接経費総額の30%から50%に変更 ・直接経費で他の用途にも使用する1つのまとまった購入単位の消耗品等を購入する場合、科研費で用いる数量と他の経費で用いる数量を区分できる場合は、合算使用が可能になるなど、運用の緩和 ・直接経費に他の経費（委託事業費、私立大学等経常費補助金、他の科学研究費補助金及び間接経費など、当該経費の使途に制限のある経費を除く。）を加えて、補助事業に使用する場合合算使用が可能
23年度	日本学術振興会に「学術研究助成基金」を創設し、①研究の進展に合わせた研究費の前倒し使用、②年度をまたぐ物品調達、③未使用の研究費を繰越手続なく、次年度に使用が可能
25年度	科学研究費補助金に「調整金」の枠が設けられ、繰越制度の要件に合致しない場合や繰越申請期限以降に繰越事由が発生した場合などの次年度使用や前倒し使用が可能

(注) 1 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

2 実績報告書の提出期限は、調査時（平成25年3月）には5月末日となっている。

図表Ⅱ-2-② 繰越件数の推移（平成15年度～23年度）

年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23
件数	24	10	55	641	1,297	1,312	1,953	2,379	2,677

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表Ⅱ-2-③ 調査対象研究課題における使い切り、繰越、返還等の実績（課題、金額）

（単位：課題数、％）

研究課題数	平成23年度配分額	23年度の研究費執行状況別課題数及び金額							
		使い切り（執行残額なし）		繰越返納		返還		その他（異動）	
		課題数	執行済額	課題数	返納額	課題数	返還額	課題数	送金額
576	25億1,699万8,355円	544 (94.4)	24億2,512万5,341円 (96.3)	18 (3.1)	8,438万4,432円 (3.4)	13 (2.3)	634万8,242円 (0.3)	1 (0.2)	114万340円 (0)

- （注） 1 当省の調査結果による。
 2 平成23年度配分額は、当該課題の研究代表者のみに対する配分額であり、研究分担者への配分額は除外した。
 3 件数欄の（ ）内は調査対象課題数に対する割合、執行済額等金額欄の（ ）内は平成23年度配分額に対する割合である。

図表Ⅱ-2-④ 調査対象研究課題における研究期間最終年度の物品購入経費の執行状況（平成23年度）

研究課題数	年間支払件数		年間支払金額	
		うち、3月以降支払分（%）		うち、3月以降支払分（%）
576 課題	2万4,345 件	4,252 件(17.5)	13億390万8,573 円	3億703万2,872 円(23.5)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-2-⑤ 研究期間最終年度の年度末（3月以降）の経費支払割合別の大学数

(単位：校、%)

区分	支払件数ベース		支払金額ベース	
	大学名	大学数	大学名	大学数
50%以上		0	高知大学	1(1.6)
40%以上 50%未満	金沢医科大学、川崎医科大学、愛知工業大学	3(4.9)	金沢医科大学、東北工業大学、愛知工業大学、金沢大学、東北大学	5(8.2)
30%以上 40%未満	九州大学、北海道医療大学、明治大学、高知大学	4(6.6)	愛知医科大学、川崎医科大学、北海道医療大学、中部大学、徳島大学、九州大学、名古屋市立大学、下関市立大学	8(13.1)
20%以上 30%未満	中部大学、愛知医科大学、金沢大学、東北工業大学、都留文科大学、奈良先端科学技術大学院大学、酪農学園大学、東北大学、徳島大学、名古屋市立大学、福岡大学、千葉工業大学、佐賀大学、上智大学、大阪大学、旭川医科大学、和歌山県立医科大学、久留米大学、鳥取大学、下関市立大学	20(32.8)	鳥取大学、広島大学、関西大学、大阪大学、名古屋大学、岡山理科大学、横浜市立大学、岐阜大学、佐賀大学、和歌山県立医科大学、酪農学園大学、九州工業大学、久留米大学、高知工科大学、奈良先端科学技術大学院大学、旭川医科大学、山形大学、上智大学、福岡大学、千葉工業大学	20(32.8)
10%以上 20%未満	関西学院大学、北海道工業大学、岐阜大学、名古屋大学、横浜市立大学、山形大学、愛媛大学、京都薬科大学、徳島文理大学、広島国際大学、法政大学、九州歯科大学、東京学芸大学、東北薬科大学、九州工業大学、玉川大学、関西大学、岩手大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、高知工科大学、広島大学、京都大学、北海道大学、東京大学	25(41.0)	都留文科大学、岡山大学、明治大学、玉川大学、札幌医科大学、香川大学、岩手大学、北海道工業大学、九州歯科大学、兵庫医科大学、徳島文理大学、室蘭工業大学、愛媛大学、東京学芸大学、京都大学、広島国際大学、北海道大学、東北薬科大学、昭和薬科大学	19(31.1)
10%未満	福島県立医科大学、岩手医科大学、香川大学、室蘭工業大学、札幌医科大学、昭和薬科大学、東京農工大学、岡山大学、愛知学院大学	9(14.8)	京都薬科大学、法政大学、関西学院大学、東京大学、岩手医科大学、福島県立医科大学、東京農工大学、愛知学院大学	8(13.1)
合計		61(100)		61(100)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、調査した576研究課題の研究期間最終年度となる平成23年度の直接経費配分額（研究代表者に係る物品購入費）について、平成24年3月以降に支払われているものを分析したものである。

3 網掛け部分は、執行割合が3割を超える機関数である。

4 四捨五入の関係で合計が100にならないことがある。

5 大学数欄の括弧内は61大学に対する割合である。

図表Ⅱ-2-⑥ 基金の物品購入について最終年度を除く各年度の3月末より前に期限を設定している6大学

大学名	物品購入の期限（原則）	年度をまたいだ 物品調達
金沢医科大学	発注期限：3月9日 納入期限：3月末	学内ルール原則では、年度をまたいだ納品不可
愛知学院大学	【備品】 申請書提出期限：1月末 【消耗品】 期限なし	年度をまたいだ支払・納品可
中部大学	【備品】 調達依頼期限：12月24日 納品・支払期限：3月末 【消耗品】 発注期限：3月1日 納品・支払期限：3月末	年度をまたいだ支払・納品可
兵庫医科大学	【備品・用品】 発注期限：10月末 納品期限：3月末 【消耗品】 期限なし	学内ルール原則では、備品・用品につき、年度をまたいだ納品不可
広島国際大学	稟議受付期限：2月下旬	年度をまたいだ支払・納品可
福岡大学	【5万円以上の備品】 納入期限：12月25日 【その他の物品】 納入期限：3月5日	学内ルール原則では、備品につき、年度をまたいだ納品不可

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記の期限は各大学の学内ルール原則であり、各大学において、期限経過後の物品購入については、個別の対応がなされている。

事例表Ⅱ-2-① 研究期間最終年度終盤で高額物品を購入している例

大学名	採択件数	交付金額
広島大学	1,010 件	2,158,885 千円

(事例1) 年度末に高額な研究機器を購入している例

研究期間最終年度となる平成23年度の年度末の研究費執行状況をみると、次表のとおり、抽出した10研究課題のうち、1研究課題において、平成24年3月26日又は29日に高額な研究機器（ダブルプランジャーポンプ、ダイヤフラム式薬注定量ポンプ）や汎用パソコン（計3点で72万円強）が納品されている。

表 年度末に購入された高額な研究機器の例 (単位：円)

区分	発注年月日	納品年月日	購入価格
ダイヤフラム式薬注定量ポンプ	— (研究者発注)	H24.3.29	152,775
(立替払)パソコン	— (研究者発注)	H24.3.26	89,300
ダブルプランジャーポンプ	H24.3.12	H24.3.26	480,000

(注) 当省の調査結果による。

広島大学では、「科学研究費補助金 知っ得!! 執行ハンドブック 平成22年3月」において、「科研費の執行は、期間内に納品や出張の事実があればよいものではなく、その課題のために、期間内に使用されなければなりません」、「成果報告のために必要という理由も、実績報告書作成後は成り立たちません。実績報告書は一般的に3月に作成されることを考慮すると、3月の納品や出張は疑問」との認識を学内研究者に周知しているが、十分に浸透していない状況となっている。

大学名	採択件数	交付金額
東京大学	3,485 件	18,112,288 千円

(事例2) 年度末に高額な研究機器を購入している例

調査した研究課題(真菌細胞壁やグルカン生合成機構に関するもの)では、次表のとおり、研究期間最終年度の平成23年度末(平成24年2月10日に発注し同年3月29日に納品)に細胞培養装置である、振盪機用チャンバー一式を508,751円で購入している。

表 振盪機用チャンバー一式の価格内訳 (単位:円)

摘 要	金 額
FMC-100 振盪機用チャンバー 4-50℃	385,000
MMS-100 マルチシェーカー	133,000
MMS BASE-S マルチ振盪台	14,300
CRAMP500 フラスコホルダー 500ml 用	7,600
MMS SHEET-S フィットシート	6,600
値引	▲81,975
搬入据付費	20,000
消費税	24,226
合計額	508,751

(注) 当省の調査結果による。

本事案について、東京大学農学系事務部経理課は、次のとおり説明している。

「平成24年3月末に研究室が移動(2号館地階→B棟2階)することになり、研究課題で培養したものを死滅させないため急ぎよ同年2月に振盪機用チャンバー一式を発注した。当該物品の納入予定日及び実際の納品日は平成24年3月29日であるが、当該研究課題で培養したものを維持するための物品であり、平成23年度の科研費で購入したことに問題はない。」

また、同大学は、当該物品の納品が平成24年3月29日で23年度内の稼働が3日程度であったことについて、同年度の研究活動(培養した酵母菌の適切な管理保管)に必要なであったとし、24年度以降も引き続き研究を続けるために購入したとしている。

大学名	採択件数	交付金額
東北大学	2,348 件	8,680,894 千円

(事例3) 年度末に高額な汎用パソコンを購入している例

抽出 10 研究課題について、研究期間最終年度となる平成 23 年度の年度末の研究費執行状況をみると、1 課題において、次表のとおり、平成 24 年 2 月ないし 3 月にパソコンを発注し、同年 3 月中旬以降に納品されている例がある。

表 年度末に購入された高額な研究機器の例 (単位：円)

区分	発注年月日	納品年月日	購入価格
デスクトップパソコン (DELL デスクトップパソコン Precision T3500)	H24. 3. 8	H24. 3. 15	243,421
ノートパソコン (Apple ノートパソコン MacBookAir)	H24. 2. 28	H24. 3. 19	142,400

(注) 当省の調査結果による。

このことについて、東北大学では、次のとおり説明している。

(デスクトップパソコンについて)

迫真性と臨場感の脳内基盤を追求する実験を行っていたが、fMRI データの SPM 解析を迅速に行うために、既存の PC ではスペックが不十分であり、処理に時間がかかり、いくつか分析結果が正しく表示されないことが明らかとなった。そこで本機材を購入し、研究期間内で実施した実験データの解析を行った。得られた研究成果は、2012 年 7 月に第 14 回日本ヒト脳機能マッピング学会(札幌)で、『fMRI を用いた迫真性及び臨場感評定時の脳活動部位の検討』として学会発表がなされた。

(ノートパソコンについて)

迫真性と臨場感の脳内処理過程を明らかにすべく fMRI を行っていたが、使用した刺激の臨場感や迫真性評定値について、学会発表に向けて、fMRI の実験を受けた参加者自身の評定値をもとめ、信頼性をより高める必要性がでてきた。そこで急遽、本機材を移動形態で使用し、実験参加者を追跡調査して使用した刺激を fMRI 内の画角と同じ大きさで提示し、臨場感や迫真性評定を実施した。得られた研究成果は、2012 年 7 月に第 14 回日本ヒト脳機能マッピング学会(札幌)で、『fMRI を用いた迫真性及び臨場感評定時の脳活動部位の検討』として学会発表がなされた。

しかし、同研究課題では、直近(平成 24 年 2 月 24 日付けの支払)においても、デスクトップパソコン(195,930 円)とノートパソコン(420,220 円)を購入していることから、仮に既存のパソコンがスペック不足であったとするならば、迅速かつ高精度の実験が可能となる性能を有したパソコンを当初から計画的に購入すべきであったものと考えられる。

大学名	採択件数	交付金額
愛知工業大学	38 件	56,200 千円
<p>(事例4) 年度末に高額な汎用パソコンを購入している例</p> <p>同一研究者が取り組んだ2研究課題(研究期間:平成21年~23年度)において、平成24年3月19日に、パソコンを各研究課題で1台計2台(Dell Optiplex 390-12万9,722円、Dell Precision T1600-24万9,226円)を購入している例がみられた。</p> <p>このことについて、同大学では、従来から整備されているパソコンでも研究成果が出たが、予算的に購入可能であったことからデータ整理をより迅速に行えるようパソコンを年度末に購入したとしている。</p> <p>しかし、パソコンを用いたデータ整理は研究の段階ごとに行われているはずであり、仮に当該パソコンのスペックが研究成果を得る上で必要であれば、計画的に早い段階で購入すべきであったと考えられる。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-2-② 配分された科研費の使い切りを促す（又はそのおそれのある）対応を行っている大学の例

大学名	採択件数	交付金額
関西大学	226 件	352,210 千円
<p>(事例1)</p> <p>関西大学では、「研究者に対しては使い切るようには説明しておらず、問合せがあった際には、無理に使用する必要はないことを説明している」としているが、科研費の使用に関する取扱要領においては、使い切りをする必要がないことを明示しておらず、逆に、同資料において、次のとおり、端数を支払う手続(方法)を示している。このため、研究者に対して、必ずしも必要ではない物品を購入するなどして、年度末残額の端数処理を行わなければならないとの誤解を与えかねない状況となっている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>科研費で端数を支払う場合は次のいずれかで手続してください。</p> <p>① 残高以上の旅費を申請し、打切支給(超過した分は、自己負担)</p> <p>② 残高以上の消耗品等(設備備品費と謝金を除く)の領収書により、打切支給(超過した分は、自己負担)</p> <p>③ 残高と同額の消耗品等の請求書による支払</p> </div>		
久留米大学	164 件	258,890 千円
<p>(事例2)</p> <p>久留米大学では、平成23年12月28日付けで、研究推進課長名の文書「平成23年度科研費(補助金分)の出納に関わる提出書類の締切日等について」を発出し、最終支払伝票提出締切日について、平成24年3月2日、同年3月23日、同年3月30日のいずれかの締切日に残額がなくなるよう調整し、支出書類を提出するよう求めている。</p> <p>こうした、科研費の“使い切り”について、久留米大学では、次の見解を示している。</p> <p>「交付を受けた補助金については、研究のために有効活用したいと考えており、従来から、全て執行してしまうものという認識がある。文部科学省は、執行残額は返還することができる」と説明しているが、科研費ハンドブックをみても、執行残額の返還手続については具体的に記載されていないほか、同省からの執行残の返還に係る情報提供も少ないように思う。数年前までは、研究の中止による返還についても、文部科学省から、理由書の提出等について厳しく求められたことがあり、執行残額を返還することで、当初計画の妥当性が問われたり、次年度の大学の採択に影響が出るのではないかと懸念(意識)もあるのではないかと。」</p>		
福岡大学	187 件	275,570 千円
<p>(事例3)</p> <p>福岡大学の科研費執行マニュアルに記載された平成24年度の科研費の執行締切日一覧(支払関係書類の提出締切日(平成24年度の場合は3月5日まで)欄)には、「この日までに補助金分は残高を0にしてください。」と記載されている。</p> <p>同大学では、このことについて、平成24年11月22日に実施された学術振興会の科研費実地検査において、預け金等の不正使用を誘発する可能性があるため、使い切りのイメージを与えないよう指摘を受けたとしており、25年度の科研費マニュアルにおいて当該記述を削除するほか、使い切りのイメージを与えるような周知は行わないこととしたと説明している。</p>		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-2-③ 科研費の年度末執行の妥当性について確認している大学の例

大学名	採択件数	交付金額
福岡大学	187 件	275,570 千円
<p>(事例) 年度末に科研費で物品購入する際にその妥当性について確認している例</p> <p>福岡大学では、設備備品（5万円以上の機械器具、什器備品）の納入期限については、原則として12月下旬までとしており、期限までに納入できない場合は、事前に研究推進課に相談の上、納入が遅れた理由及び購入することで3月までの研究遂行上どのような成果が期待できるのかを記載した理由書の提出を求めている。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成24年3月16日）による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-2-④ 執行残額の返還を推奨している大学の例

大学名	採択件数	交付金額
奈良先端科学技術大学院大学	215 件	909,810 千円
<p>(事例1)</p> <p>奈良先端科学技術大学院大学は、返納手続は容易であるとして、学内向けに作成した科研費Q&Aにおいて、①事前に補助金事業係に未使用額を連絡するだけで、特に書類の提出は必要ないこと、②未使用額が発生することで研究代表者に何らかのペナルティがあるようなことは一切ないことを明示している。また、毎年、12月から定期的に予算の執行状況を案内しており、質問があれば執行残が発生しても構わないことを伝えているとしている。</p> <p>同大学では、科研費の「使い切り」について、次のような見解を有している。</p> <p>全体的に研究者は競争で交付を受けたものという意識があり、余すところなく効果的に使いたいと思っているのではないかと。また、競争的資金であるために、配分機関等におけるペナルティに関し、大学事務局において影響はないと説明しても信用してもらえないこともあり、配分機関において何らかのアナウンスは必要と思われる。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
愛知医科大学	58 件	81,200 千円
<p>(事例2)</p> <p>愛知医科大学は、研究者に「研究費の残額は配分機関に返還すべき」「手続きは簡便で、(補助金の減額配分など)返還による今後の不利益取扱は一切ない」ことを説明して、返還を促している。</p> <p>こうしたこともあり、同大学では、平成23年度に採択された科研費の64課題中11課題において、総額24万9,870円の研究費の残額を返還している。</p> <p>なお、大学事務局では、研究費残額の返還が一般に普及しない理由として、研究者の間で「研究費は年度末に使い切るもの」との意識が根強いことと、返還手続が複雑で手間がかかるとの誤解が蔓延していることなどが考えられるとしている。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
大阪大学	2,424 件	9,124,223 千円
<p>(事例3)</p> <p>大阪大学は、ホームページ上の「科研費FAQ(よくある質問と回答)」において、次のとおり、科研費の残額の返還を促している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>Q 共通-9 翌年度に継続の内約を受けている場合、当該年度の残金で翌年度に使用する備品や消耗品を購入することは可能ですか。</p> <p><補助金分></p> <p>翌年度に補助事業(研究)の継続が確約されている場合であっても、翌年度に使用するものの購入及びその支払いはできません。科研費に残額が生じた場合には、 unnecessary 経費の支出を行わず、国庫に返還するようにしてください。</p> </div>		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料(平成24年3月16日)による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

事例表Ⅱ-2-⑤ 備品の発注・納品期限を原則として年内にしている大学の例

大学名	採択件数	交付金額
兵庫医科大学	122 件	210,050 千円
<p>(事例 1)</p> <p>兵庫医科大学では、平成 24 年度版「兵庫医科大学 科研費・厚労科学研究費補助金取扱要領」において、基金についても補助金と同様に、備品・用品の発注期限を原則 10 月末まで、納入期限を原則 3 月末までとしている。</p> <p>同大学は、備品・用品の中には納入までに時間を要するものがあるため、年度内に納入できるようあらかじめ余裕を持った期限を設定したとしており、実際には、12 月末までに発注する場合には、研究者に口頭で注意喚起した上で発注を認めており、1 月中に発注する場合は「備品購入理由書」を研究者から徴収・決裁した上で発注を認めているとしている。</p> <p>しかし、一方で同大学は、基金分について期限を設けなくすることに特段の支障はないとしており、1 月以降の発注については、「備品購入理由書」の提出や決裁手続が必要となるため、研究者にとってはその分の時間や手間が生じていることと、2 月以降の発注が可能であるか否かについてはマニュアル等からは明らかではないことから、基金化導入の趣旨に鑑みると、備品に関する期限の撤廃等、より柔軟な対応が必要であると考えられる。</p>		
大学名	採択件数	交付金額
福岡大学	187 件	275,570 千円
<p>(事例 2)</p> <p>福岡大学では、平成 24 年度科研費執行マニュアルの中で、補助金、基金の別なく、5 万円以上の設備備品については原則 12 月 25 日までに納品を完了することとされており、期限までに納品できる見込みがない場合には、事前に研究推進課に対し理由書を提出することによって購入が認められる場合があるが、特に 3 月中の発注・納品は他部署（用度課）の決算業務にも影響を与えるため、極力避けてほしい旨記載されている。</p> <p>研究推進課は、3 月の納品を避けるよう研究者に依頼しているのは、用度課における資産の登録業務や資産税の確定手続が年度末に集中することを緩和するためであり、基金の場合には 4 月に納品するよう研究者に依頼しているとしている。しかし、備品の納品期限が補助金、基金ともに原則として年内とされていると、研究者にとって基金化によるメリット感が薄まるため、基金については納品期限を撤廃し、3 月の納品を避けるよう研究者に周知するなど、より柔軟な対応をすべきであると考えられる。</p> <p>なお、同マニュアルにおいては、補助金・基金の別なく、科研費は原則年度末までに全額を執行するよう研究者に対して周知しており、本来、柔軟に次年度使用できるはずの基金について、研究者に誤解やちゅうちょを生じさせる可能性のある記述となっている（事例表Ⅱ-2-③参照）。</p>		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による。
 なお、交付金額には、間接経費は含まない。

3 間接経費の使途の透明性の確保

勧告	説明図表番号
<p>(1) 競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針</p> <p>競争的資金の間接経費は、競争的資金をより効果的かつ効率的に活用するために、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当てする必要があるとして、「第2期科学技術基本計画」（平成13年3月30日閣議決定。計画期間：平成13～17年度）において導入が決定され、競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関に対して、研究費である直接経費の30%に当たる額を配分することとされた。これを受けて、間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めた「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（以下「共通指針」という。）が定められた。</p> <p>共通指針では、間接経費導入の趣旨は、競争的資金をより効果的かつ効率的に活用し、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高めることであるとされている。間接経費運用の基本方針については、①被配分機関にあっては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それの通り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること、②複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用することとされている。間接経費の使途については、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当することとされている。ただし、直接経費で充当すべきものは対象外とされている。</p> <p>また、被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、配分機関に報告することとされており、配分機関にあっては、間接経費の運用状況について、一定期間ごとに評価を行うこととされている。</p>	<p>図表Ⅱ-3-①</p> <p>図表Ⅱ-3-②</p>
<p>(2) 研究機関使用ルール</p> <p>研究機関使用ルールでは、間接経費について、研究代表者及び研究分担者は、補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないため、これを受け入れることとされている。</p>	<p>図表Ⅱ-3-③</p>
<p>(3) 平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン等</p> <p>平成22年度から、次年度の科学・技術関係予算編成の重点化・効率化・透明化に向けた取組の一環として、科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員により、科学技術政策上の当面の重要課題の長期的な</p>	

<p>取組方針及び同取組を踏まえて当面実施すべき施策を記載した科学・技術重要施策アクション・プランが策定されている。「平成 23 年度科学・技術重要施策アクション・プラン」(平成 22 年 7 月 8 日)においては、競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素合理化についても記載されており、この中で、間接経費は、各研究機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用するべきものであり、研究機関の長は、間接経費の使途に関する共通指針の内容を再確認した上で、自らの責任で使途を決定するとともに、研究者には間接経費の趣旨及びその使途を十分に周知し、円滑な活用に努めることとされている。</p> <p>また、「第 4 期科学技術基本計画」(平成 23 年 8 月 19 日閣議決定。計画期間：平成 23～27 年度)においては、「国は、大学及び公的研究機関等が、間接経費の効果的な活用を図ることを求める」とされている。</p>	<p>図表Ⅱ-3-④</p> <p>図表Ⅱ-3-⑤</p>
<p>今回、当省が、61 大学における平成 23 年度の科研費を含む競争的資金の間接経費の執行状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	
<p>(1) 使用に関する方針等の策定状況</p> <p>共通指針では、被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それにとり計画的かつ適正に執行することとされている。</p> <p>61 大学における平成 23 年度の間接経費の使用状況をみると、機関としての使用に関する方針等を作成せずに使用しているものが 7 大学あった。</p>	<p>図表Ⅱ-3-⑥</p>
<p>(2) 間接経費の研究者への配分及び使途の周知状況</p> <p>ア 間接経費(一部)の研究者への配分</p> <p>61 大学のうち、間接経費の一部について、間接経費を獲得した研究者に配分しているものが 18 大学みられた。これら 18 大学では、研究者による間接経費の使用に当たって、間接経費の個々の執行の際に、直接経費で充当すべきものに該当しないことなど使途の適正性を事務局において確認するとしている。</p> <p>また、これら 18 大学のうち 7 大学において、研究者計 73 人による計 1,165 件の間接経費の支出内容について調査したところ、間接経費の使途の適正性に係る判断が、実質的には研究当事者に委ねられていると考えられる状況がみられた(2 大学 2 人 2 件)。</p> <p>さらに、上記調査において執行の実績はなかったものの、1 大学において、間接経費を「懇親会にも使用できる」とし、アルコール類への支出は認めないとしているもののこれに係る確認は行っていないものがみられた。</p>	<p>図表Ⅱ-3-⑦</p> <p>事例表Ⅱ-3</p> <p>事例表Ⅱ-3 (再掲)</p>

イ 学内予算からの間接経費一部相当額の研究者への配分

61 大学のうち、間接経費を直接は研究者に配分せず、学内予算から間接経費の一部相当額を間接経費を獲得した研究者に配分しているものが 15 大学みられた。このような取扱いをしている理由について、導入の経緯が把握できた 5 大学では、①間接経費を研究者に直接配分した場合、その使途が、直接経費で充当すべきものでないことの確認が必要となるが、このような研究者及び事務局の事務負担を軽減し、柔軟な執行を可能とするため（4 大学）、②間接経費の執行を研究者ごとに管理すると事務が煩雑になるため（1 大学）としている。

また、平成 23 年度までは間接経費の一部を直接研究者に配分していた 1 大学では、24 年度以降、競争的資金を獲得した研究者に間接経費を直接配分せず、従来の間接経費の研究者配分相当額を学内予算から研究支援経費として配分している。当該大学は、この理由について、①間接経費を研究者に直接配分した場合、その使途が直接経費で充当すべきものでないことの確認が必要となるが、このような研究者及び事務局の事務負担が大きかったこと、②平成 23 年 11 月に実施された学術振興会による科研費実地検査において、間接経費の研究者への配分は直接経費との混同使用が起きやすい制度で、研究者が直接経費の延長として使用してしまうリスクがあるとの指摘を受けたことを挙げている。

ウ 間接経費の使途に係る研究者への周知状況

61 大学における研究者に対する間接経費の使途の周知状況をみたところ、間接経費の使途を研究者に周知していないものが 24 大学（39.3%）あった。これら 24 大学では、この理由について、①研究者から問合せがあれば個々に説明すればよいため（12 大学）、②間接経費は研究者から研究機関に譲渡され、共通指針等に基づき機関の長の責任で使途を決定するものであるため（7 大学）、③間接経費を研究者に配分しておらず周知の必要はないため（1 大学）等としている。

一方、間接経費の使途を研究者に周知しているとする 37 大学における周知方法についてみたところ、①学内（研究者）に公表し、周知しているものが 13 大学、②役員会・教授会等会議の場で周知しているものが 10 大学、③使途について定めた取扱要領・マニュアル・方針等を公表又は配布して周知しているものが 10 大学等となっていた。

このうち、学内に公表し、周知している例としては、過去に研究者から間接経費が何に活用されているか分かりにくいとの意見があったことを踏まえ、前年度の間接経費の収支に係る説明資料を作成して使途別の支出額等を研究者に周知している大学や、研究者が間接経費に

図表Ⅱ-3-⑧

図表Ⅱ-3-⑦
(再掲)

図表Ⅱ-3-⑨

図表Ⅱ-3-⑩

係る帳簿を閲覧できるようにし、執行内容を随時確認できるようにしている大学があった。

また、61 大学において、平成 23 年度又は 24 年度に科研費の採択を受けている 100 人の研究者から、より使いやすい科研費制度の創設等に関する意見・要望を聴取したところ、次のとおり、一部の研究者からは、間接経費の使途の周知を求める意見のほか、間接経費の趣旨等が正確に理解されていないと考えられる意見が聴かれた。

- ① 自分の所属する大学では、間接経費の使途を公表していないため、どのように使われているか気になる。(私立大学講師)
- ② 自分の所属する大学では、研究者への間接経費の配分の有無や使途が不案内でよく分からない。(私立大学助教)
- ③ 間接経費の使途があまり周知されない状況では、間接経費制度の創設により(研究者に配分される)直接経費が減額されたと誤認する研究者もいるのではないか。(国立大学教授)
- ④ 科研費の交付額は、交付申請時の額から審査により減額されている上、さらに交付額の中から間接経費として 30%を大学に譲渡すること(注)は研究費のやりくりにも困る。(私立大学講師)
- ⑤ 競争的資金の使用については国民への説明責任があるが、間接経費も研究資金であり、研究目的に使用するのであれば直接経費と間接経費を合算して使用しても問題ないと考えられる。(国立大学教授)

(注) 競争的資金の間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が使用する直接経費に対して一定比率で別途手当されるものであり、直接経費の中から同経費の 30%を研究機関に譲渡するものではない。

(3) 文部科学省による間接経費の執行状況の把握及び評価の実施状況等

ア 執行実績報告書の報告内容

文部科学省は、研究機関から、科研費等競争的資金の間接経費の使用実績について、毎年度、執行実績報告書により報告を受けている。

執行実績報告書では、管理部門に係る経費、研究部門に係る経費及びその他関連する事業部門に係る経費別に①人件費、②物件費、③施設整備関連経費及び④その他ごとに執行額を記載し、備考欄に具体的な使用内容を記載する様式となっている。

61 大学における執行実績報告書の内容をみると、備考欄には大まかな使途しか記載されていなかった。このため、例えば、研究部門に係る経費として「旅費」、「研究用機器」、「試薬」、「消耗品」などと記載されているものの、具体的な使途が直接経費で充当すべきものに該当しないかどうかを含め、共通指針の趣旨に従った適正なものであるか否かについて、当該報告書の内容のみで判断することが困難であると

図表 II-3-①

考えられる。

なお、文部科学省では、これまで報告された執行実績報告書の内容に基づき、研究機関に対し、間接経費の使用に関する指導等を行った実績はないとしている。

イ 文部科学省等による現地調査等の実施状況

文部科学省は、ガイドラインにおいて適正な運営・管理を求める競争的資金には科研費の間接経費は含まれないとしており、ガイドライン現地調査においても間接経費に係る調査は実施されていない。

一方、文部科学省又は学術振興会により実施される科研費実地検査では、間接経費に係る検査も実施している例があるが、61 大学に対する平成 19 年度以降の科研費実地検査のうち、当省が調査時点で受検実績を確認できた 46 大学の 59 回の検査において、文部科学省等による指摘があったと認識していた大学は、3 大学にとどまっていた。

これら 3 大学における指摘内容をみると、①間接経費の使用計画等を策定すること（1 大学）、②間接経費の研究者配分について直接経費と混同使用されないよう留意すること（2 大学）、③間接経費の使用について、大部分を光熱水費等の共通経費に充て、使途について研究者に説明していないが、研究環境の整備など研究者にみえるような使い方をする（1 大学）となっていた。

また、61 大学のうち、これら 3 大学の指摘事項と同様の状況が確認された他の 27 大学における科研費実地検査の状況（当省が実績を確認できたもの）についてみたところ、次のような状況であった。

- ① 間接経費の使用に関する方針等を策定していない 7 大学のうち、2 大学において科研費実地検査が実施されているが、いずれの大学でも、使用計画など使用に関する方針等を策定するよう指摘があったとの認識はなかった。
- ② 間接経費の一部を研究者に配分している 18 大学のうち、11 大学において科研費実地検査が実施されているが、いずれの大学でも、間接経費の研究者配分について直接経費と混同使用されないよう留意するよう指摘があったとの認識はなかった。
- ③ 間接経費の使用について大部分を共通経費に充て使途について研究者に説明（周知）していない 2 大学において科研費実地検査が実施されているが、いずれの大学でも、研究環境の整備など研究者にみえるような使い方をするよう指摘があったとの認識はなかった。

このように、文部科学省及び学術振興会による科研費実地検査では、研究機関における間接経費の使用実態を十分把握していない、又は間

図表Ⅱ-3-⑫

図表Ⅱ-3-⑬

接経費に係る指摘がなされていたとしても、その内容が研究機関において的確に認識されていないと考えられる状況がみられた。

ウ 間接経費の運用状況に係る一定期間ごとの評価の実施状況

共通指針では、配分機関にあっては間接経費の運用状況について一定期間ごとに評価を行うこととされている。しかし、間接経費が導入された平成13年度から25年度までの科研費の間接経費助成額の累計は3,633億円に上っているものの、文部科学省では、執行実績報告書及び一部の研究機関に対する実地検査によるもの以外に研究機関における間接経費の運用に係る実態把握を行っていないこと並びに共通指針に定められた「一定期間毎の評価」には確たる定義があるわけではないことから、当該運用状況の評価を実施していない。

【所見】

したがって、文部科学省は、間接経費導入の趣旨を踏まえ、研究機関における間接経費の計画的かつ適正な執行及び使途の透明性を確保するため、各府省と連携しつつ、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 研究機関における間接経費の使用に関する方針等の作成状況、執行管理方法、執行実績報告書の作成方法等に係る実態を十分に把握した上で、研究機関に対し、間接経費の適正な管理や効果的な運用のために必要な事項を具体的かつ体系的に示すこと。その際、次の内容を含めること。
 - i) 研究機関が間接経費を研究者に配分する場合において、直接経費で充当されるべきものに間接経費が充当されることを防止するため、事務局が構築・運用すべきチェック体制
 - ii) 間接経費の趣旨及びその使途に関する研究者への周知方法
- ② 上記①で示した事項を基にしつつ、科研費実地検査等において間接経費についても十分調査することとし、問題のある研究機関に対しては指導を徹底すること。

また、指導の結果等を踏まえた間接経費の運用状況に係る評価を行い、その結果を公表すること。

図表Ⅱ-3-⑭

図表Ⅱ-3-① 「第2期科学技術基本計画」(平成13年3月30日閣議決定) <抜粋>

II. 優れた成果の創出・活用のための科学技術システム改革

1. 研究開発システムの改革

(1) 優れた成果を生み出す研究開発システムの構築

① 競争的な研究開発環境の整備

(a) 競争的資金の拡充

(略)

(b) 間接経費

競争的資金の拡大によって、直接に研究に使われる経費は増加してきた。競争的資金をより効果的・効率的に活用するために、研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を手当する必要がある。このため、競争的資金を獲得した研究者の属する研究機関に対して、研究費に対する一定比率の間接経費を配分する。

間接経費の比率については、米国における例等を参考とし、目安としては当面30%程度とする。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直しを図る。

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用する。複数の競争的資金を獲得した研究機関は、それに係る間接経費をまとめて、効率的かつ柔軟に使用する。こうした間接経費の運用を行うことで、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。ただし、当該機関における間接経費の使途については、透明性が保たれるよう使用結果を競争的資金を配分する機関に報告する。

図表Ⅱ-3-② 「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

1. 本指針の目的

間接経費の目的、額、使途、執行方法等に関し、各府省に共通の事項を定めることにより、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資すること。

2. 定義

「配分機関」・・・競争的資金の制度を運営し、競争的資金を研究機関又は研究者に配分する機関。

「被配分機関」・・・競争的資金を獲得した研究機関又は研究者の所属する研究機関。

「直接経費」・・・競争的資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

「間接経費」・・・直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

3. 間接経費導入の趣旨

競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費を、直接経費に対する一定比率で手当することにより、競争的資金をより効果的・効率的に活用する。また、間接経費を競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用することにより、研究機関間の競争を促し、研究の質を高める。

4. 間接経費運用の基本方針

(1) 配分機関にあつては、被配分機関において間接経費の執行が円滑に行われるよう努力すること。また、間接経費の運用状況について、一定期間毎に評価を行うこと。

(2) 被配分機関にあつては、間接経費の使用に当たり、被配分機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保すること。なお、複数の競争的資金を獲得した被配分機関においては、それらの競争的資金に伴う間接経費をまとめて効率的かつ柔軟に使用すること。

5. 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額とすること。この比率については、実施状況を見ながら必要に応じ見直すこととする。

6. 間接経費の使途

間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当する。具体的な項目は別表1に規定する。

なお、間接経費の執行は、本指針で定める間接経費の主な使途を参考として、被配分機関の長の責任の下で適正に行うものとする。

7. 間接経費の取り扱い

間接経費の取り扱いは、被配分機関及び資金提供の類型に応じ、別表2の分類に従うこと。

8. 報告

被配分機関の長は、証拠書類を適切に保管した上で、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。

9. その他

本指針に定めるものの他、間接経費の執行・評価に当たり必要となる事項については、別途定めることとする。また、本指針は、今後の執行状況を踏まえ、随時見直すこととする。

(別表1)

間接経費の主な用途の例示

被配分機関において、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（「3. 間接経費導入の趣旨」参照）のうち、以下のものを対象とする。

○管理部門に係る経費

- －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- －管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費など

○研究部門に係る経費

- －共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- －特許関連経費

- －研究棟の整備、維持及び運営経費

- －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

- －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

- －設備の整備、維持及び運営経費

- －ネットワークの整備、維持及び運営経費

- －大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

- －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

- －図書館の整備、維持及び運営経費

- －ほ場の整備、維持及び運営経費

など

○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費

- －広報事業に係る経費

など

※ 上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、研究機関の長が必要な経費と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

(別表2) (略)

(別記様式) (略)

図表Ⅱ-3-③ 科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等（平成23年度）＜抜粋＞

3 研究機関が行う事務の内容

- (1) 直接経費の管理（略）
- (2) 間接経費の使用

【譲渡の受入】

3-10 研究代表者及び研究分担者は、補助金受領後速やかに、間接経費を所属する研究機関に譲渡しなければならないこととしているので、これを受け入れること。

【使用の期限】

3-11 間接経費は、補助金の交付を受けた年度の3月31日までに使用すること。

【使途】

3-12 間接経費は、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、研究代表者及び研究分担者の研究環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するものであり、別添「間接経費の主な使途の例示」を参考として、各研究機関の長の責任の下で公正・適正かつ計画的・効率的に使用すること。（研究代表者・研究分担者の人件費・謝金として使用することも、禁じられていない。）

【間接経費執行実績報告書の提出】

3-13 研究機関における毎年度の間接経費使用実績を、翌年度の6月30日までに、様式B-7「間接経費執行実績報告書」により、文部科学省に報告すること。

7 関係書類の整理・保管

次の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておくこと。

- ① 文部科学省及び日本学術振興会に提出した書類の写
- ② 文部科学省から送付された書類
- ③ 直接経費・間接経費の使用に関する書類
 - 1) 直接経費
（略）
 - 2) 間接経費
 - ア 間接経費が適切に使用されたことを証明する書類
（領収書、見積書、納品書、請求書、契約書、請書、検査調書、出張命令書、出張依頼書、出張報告書、出勤簿、会議録、送金記録など）
 - イ 各研究代表者及び研究分担者からの間接経費の譲渡を記録した書類
 - ウ 各研究代表者及び研究分担者への間接経費の返還を記録した書類

機 関 番 号					
○	○	○	○	○	○

研究機関名 _____

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成23年度）

1. 間接経費の経理に関する報告

（単位：円）

（収入）		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考
○研究費補助金	○○, ○○○	
○制度	○, ○○○	
合 計	○○, ○○○	
（支出）		
経費の項目	執行額	備考（具体的な使用内容）
1. 管理部門に係る経費		
①人件費	○○, ○○○	
②物件費	○, ○○○	
③施設整備関連経費	○, ○○○	
④その他		
2. 研究部門に係る経費	○, ○○○	
①人件費	○○, ○○○	
②物件費	○○, ○○○	
③施設整備関連経費	○○, ○○○	
④その他		
3. その他の関連する事業部門に係る経費	○, ○○○	
①人件費	○○, ○○○	
②物件費	○○, ○○○	
③施設整備関連経費	○○, ○○○	
④その他		
合 計	○○, ○○○	

2. 間接経費の使用結果に関する報告

（被配分機関において、間接経費をどのように使用し、その結果如何に役立ったのか報告（間接経費の充當の考え方、使途、効果等）。必要に応じて参考資料を添付。）

様式B-7〔作成上の注意〕

1. 競争的資金制度については、内閣府ホームページに掲載されている競争的資金制度の制度名を記入し、その競争的資金制度による間接経費を受け入れた額について記入すること。
2. 科学研究費補助金制度において、他の研究機関に所属している研究分担者に配分した間接経費については計上しないこと。逆に他の研究機関に所属している研究代表者より配分された間接経費については計上すること。
3. 間接経費より生じた利息分を間接経費として使用した場合は利息分を含めて支出額として計上すること。その際、使用した利息の額がわかるように、利息を使用した経費の項目の下に「(うち利子使用額〇〇円)」と記入すること。
4. 研究機関独自の資金等と合算して間接経費を使用した場合については、間接経費分だけを計上すること。
5. 科学研究費補助金制度においては、文部科学省交付分の科研費と、日本学術振興会交付分の科研費をまとめて記入し、文部科学省研究振興局学術研究助成課企画室企画係あてに提出すること。

なお、提出に当たっては、特に公文書を添える必要はない。

図表Ⅱ-3-④ 「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」(平成22年7月8日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員) <抜粋>

4. 競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化

4.2 競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化に向けた課題の現状と改善の方向性について

4.2.6 経費の使途に関する確認

○ 現状

(間接経費)

間接経費の使途については、平成13年4月の「競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ」で、間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に充当するとされた。この申し合わせでは間接経費の使途について例示もされ、そこでは、○管理部門に係る経費、○研究部門に係る経費に区分して示されている。さらに、研究部門に係る経費としては、「研究部門に共通的に使用される物品等に係る経費」や、「当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費」も間接経費の使途として示されている。そこでは、さらに具体的に、研究者・研究支援者の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費が例示されている。

各競争的資金においては、この申し合わせを踏まえて間接経費の使途が示されている。

(直接経費)

(略)

○ 改善の方向性

(間接経費)

間接経費は、各研究機関の長の責任に(注)下で公正・適性かつ計画的・効率的に使用するべきものである。研究機関の長は、間接経費の使途に関する上記の申し合わせの内容を再確認した上で、自らの責任で使途を決定するとともに、研究者には間接経費の趣旨及びその使途を十分に周知し、円滑な活用に努める。

(直接経費)

(略)

(注) 原文どおり記載した。また、下線は当省が付した。

図表Ⅱ-3-⑤ 「第4期科学技術基本計画」(平成23年8月19日閣議決定) <抜粋>

3. 実効性のある科学技術イノベーション政策の推進

(1) 政策の企画立案及び推進機能の強化

(略)

(2) 研究資金制度における審査及び配分機能の強化

① 研究資金の効果的、効率的な審査及び配分に向けた制度改革

(略)

② 競争的資金制度の改善及び充実

競争的資金制度は、競争的な研究環境を形成し、研究者が多様で独創的な研究開発に継続的、発展的に取り組む上で基幹的な研究資金制度であり、目的や特性に応じて多様な制度が設けられている。研究開発活動がますます高度化、複雑化する中、競争的資金制度の多様性を確保した上で、制度の一層の改善及び充実に向けた取組を進める。

<推進方策>

- ・ 国は、新規採択率の向上や一件当たりの十分な研究費の確保を目指し、競争的資金の一層の充実を図る。その際、全ての競争的資金制度において、直接経費を確保しつつ、間接経費の30%措置を実施するよう努める。また、国は、大学及び公的研究機関等が、間接経費の効果的な活用を図ることを求める。

(以下、略)

(注) 下線は当省が付した。

図表Ⅱ-3-⑥ 平成23年度において機関としての使用に関する方針等を作成せずに間接経費を使用している7大学

大学名	北海道工業大学、東北工業大学、東北薬科大学、昭和薬科大学、九州工業大学、九州歯科大学、福岡大学
-----	---

(注) 1 当省の調査結果による。

2 東北工業大学では、平成24年4月に間接経費等の取扱規程を策定し、同年度以降は、当該規定に定める方針に基づき間接経費を使用している。また、福岡大学は、平成25年4月に間接経費に係る規程を策定している。

図表Ⅱ-3-⑦ 競争的資金を獲得した研究者へ間接経費の一部を配分しているもの

大学名	配分方法等
北海道大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分している。また、一部の部局において、配分された間接経費の2分の1を当該研究者に配分している例がある。
旭川医科大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。
酪農学園大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。
東北大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分しており、部局ごとに配分割合を決めて当該研究者に配分している。
山形大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に60%を配分し、部局ごとに配分割合を決めて当該研究者に配分している。
東京大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分しており、一部の部局において、配分された間接経費の2分の1を当該研究者に配分している例がある。
横浜市立大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局への配分総額を定め、これを前年度の部局ごとの間接経費獲得額に応じ按分して配分している。また、一部の部局において、間接経費獲得額上位10人の研究者に対し、当該研究者が獲得した間接経費の10%を配分している例がある。
玉川大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。
明治大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している(注2)。
名古屋大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分している。また、一部の部局において、配分された間接経費のうち38%を部局分とし12%を当該研究者に配分している例がある。
愛知工業大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究代表者に30%、研究分担者に60%配分している。
京都大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分している。また、一部の部局において、配分された間接経費の2分の1を当該研究者が所属する研究室に配分している例がある。
和歌山県立医科大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に3分の1を配分している。
関西大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。
関西学院大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に50%配分している。
岡山理科大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に40%を上限に配分している。
川崎医科大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者に40%を上限に配分している。
九州大学	間接経費は、競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に50%配分している。また、一部の部局において、配分された間接経費の2分の1を当該研究者に配分している例がある。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 明治大学では、平成24年度以降、競争的資金を獲得した研究者に間接経費を直接配分せず、間接経費の50%相当額を学内予算から「研究支援経費」として配分している。これは、間接経費を研究者に直接配分した場合、その用途が直接経費で充当すべきものでないことの確認に係る研究者及び事務局の事務負担が大きかったこと並びに平成23年11月に実施された学術振興会による科研費実地検査において、間接経費の研究者への配分は直接経費との混同使用がおきやすい制度で、研究者が直接経費の延長として使用してしまうリスクがあるとの指摘を受けたことによる。

図表Ⅱ-3-⑧ 競争的資金を獲得した研究者へ学内予算から間接経費一部相当額を配分しているもの

導入理由・制度の概要	大学名
間接経費を研究者に直接した場合、その用途が直接経費で充当すべきものでないことの確認が必要となるが、このような研究者及び事務局の事務負担を軽減し、柔軟な執行を可能とするため	4 大学
学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の30%相当額を配分している。	(室蘭工業大学)
一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の20%から30%相当額を配分している例がある。	(山形大学)
学内予算から競争的資金を獲得した研究者が所属する部局に間接経費の20%相当額を配分している。	(金沢大学)
部局に配分された間接経費は全て光熱水料等として執行しており、一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の50%相当額を配分している例がある。	(鳥取大学)
間接経費の執行を研究者ごとに管理すると事務が煩雑になるため	1 大学
一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者に部局に配分された間接経費の50%相当額を配分している例がある。	(東京大学)
その他(導入の経緯は不明等、学内予算としての配分理由を把握できなかったもの)	10 大学
一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の一部相当額を配分している例がある。	(北海道大学)
学内予算から外部資金を獲得した常勤の研究者等に1人当たり10万円以内の額を配分している。	(都留文科大学)
学内予算から、研究代表者として競争的資金を獲得した研究者に間接経費の70%相当額を研究推進奨励費として配分している。	(上智大学)
学内予算から、科研費を獲得した研究者に直接経費の20%相当額を科研費インセンティブ経費として配分している。	(法政大学)
学内予算から、競争的資金を獲得した研究者に間接経費の50%相当額を配分している。	(千葉工業大学)
学内予算から競争的資金を獲得した研究者に間接経費の30%相当額(300万円が上限)を配分している。	(中部大学)
学内予算から競争的資金を獲得した研究者が所属する研究科に間接経費45%相当額を配分している。	(奈良先端科学技術大学院大学)
一部の部局において、学内予算から競争的資金を獲得した研究者等に間接経費の一部相当額を配分している。	(愛媛大学)
一部の部局において、学内予算から、競争的資金を獲得した研究者に対し、部局に配分された間接経費相当額を配分している例がある。	(九州大学)
学内予算から、競争的資金を獲得した研究者に、当該研究者の申請に基づき、獲得した間接経費の50%相当額を上限として研究支援金を配分している。	(久留米大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑨ 間接経費の使途を研究者に周知していない24大学における未周知の理由

研究者に使途を周知していない理由	大学
研究者から問合せがあれば個々に説明すればよいため	12 大学 (酪農学園大学、山形大学、岩手医科大学、東北工業大学、東京農工大学、愛知学院大学、中部大学、兵庫医科大学、岡山理科大学、徳島文理大学、九州歯科大学、福岡大学)
間接経費は、研究者から研究機関に譲渡され、共通指針等に基づき機関の長の責任で使途を決定するものであるため	7 大学 (室蘭工業大学、昭和薬科大学、法政大学、明治大学、広島国際大学、徳島大学、久留米大学)
間接経費を研究者に配分していないため周知の必要はない	1 大学 (九州工業大学)
その他	4 大学
大学の運営費に繰り入れていることは研究者の理解が得られているものと考えているため	(北海道工業大学)
特段の理由はない	(上智大学)
間接経費の使途に例年大きな変化がないため	(奈良先端科学技術大学院大学)
間接経費の使途について、学内会議や各部局の教授会等で決定していることから、研究者もある程度の内容は把握しているものと考えているため	(京都大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑩ 間接経費の使途を研究者に周知しているとする37大学における周知の方法

周知の方法	大学
学内（研究者）に公表し周知	13 大学 (北海道大学、北海道医療大学、福島県立医科大学、東北薬科大学、東京学芸大学、横浜市立大学、金沢医科大学、大阪大学、和歌山県立医科大学、京都薬科大学、関西大学、鳥取大学、下関市立大学)
役員会、教授会等会議の場で周知	10 大学 (旭川医科大学、札幌医科大学、岩手大学、東京大学、金沢大学、愛知医科大学、関西学院大学、香川大学、愛媛大学、高知大学)
使途について定めた取扱要領・マニュアル・方針等を公表又は配布し周知	10 大学 (東北大学、都留文科大学、玉川大学、岐阜大学、名古屋市立大学、愛知工業大学、岡山大学、川崎医科大学、高知工科大学、九州大学)
その他	4 大学
間接経費の仕様について教員の要望を聞く際に周知している。	(千葉工業大学)
学部全体の収支決算（間接経費を含む。）を周知している	(名古屋大学)
予算編成方針（間接経費に特化したものではない。）を周知している	(広島大学)
間接経費を含む大学の予算書・決算書を各学部に配布している	(佐賀大学)

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑪ 執行実績報告書における間接経費の使途の記載例

【例1】 備考（具体的な使用内容）欄に大まかな使途しか記載されていないもの

様式 B-7

機関番号

研究機関名 大学

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成23年度）

1. 間接経費の経理に関する報告

（単位：円）

(収入)		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備考
科学研究費助成事業	66,326,698	
厚生労働省科学研究費補助金	44,907,000	
合計	111,233,698	
(支出)		
経費の項目	執行額	備考（具体的な使用内容）
1. 管理部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他	3,904,307	検取担当職員人件費
2. 研究部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他	104,471,274	光熱水費、物品費、旅費、郵便料等
3. その他の関連する事業部門に係る経費 ①人件費 ②物件費 ③施設整備関連経費 ④その他		
合計	108,375,581	

2. 間接経費の使用結果に関する報告

- ・事務局での検取体制を継続することができた。
- ・研究室の研究環境の整備、改善をはかることができた。
- ・研究活動の応用の推進に役立った。
- ・収支差額のうち2,858,117円は、科研費の間接経費として次年度使用予定である。

【例2】 備考（具体的な使用内容）欄に大まかな使途しか記載されておらず、当該使途が経費の項目のいずれに該当するか不明なもの

競争的資金に係る間接経費執行実績報告書(平成23年度)

1. 間接経費の経理に関する報告

(単位:千円)

(収入)		
競争的資金の種類	間接経費の納入額	備 考
最先端研究開発支援プログラム	500	
戦略的情報通信研究開発推進制度	536	
地球温暖化対策ICTイノベーション推進事業	690	
科学研究費補助金	111,531	
戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発事業を含む)	33,403	
研究成果最適展開支援事業(A-STEP)	7,088	
先端的低炭素化技術開発	9,891	
産学イノベーション加速事業	5,873	
産業技術研究助成事業(若手研究グラント)	3,750	
地域イノベーション創出研究開発事業	1,395	
省エネルギー革新技術開発事業	576	
先端計測分析技術・機器開発事業	4,080	
科学技術試験研究委託事業	2,229	
合 計	181,542	
(支出)		
経費の項目	執 行 額	備考(具体的な使用内容)
1. 管理部門に係る経費		
①人件費	0	
②物件費	9,434	・学内情報システム環境の整備
③施設整備関連経費	64,062	・図書、電子ジャーナルの整備
④その他	16,805	・学内環境の整備 (施設の維持保全、階段手摺・外灯設置等)
2. 研究部門に係る経費		
①人件費	0	
②物件費	701	
③施設整備関連経費	1,162	
④その他	89,378	・広報宣伝 等
3. その他の関連する 事業部門に係る経費		
①人件費	0	
②物件費	0	
③施設整備関連経費	0	
④その他	0	
合 計	181,542	

2. 間接経費の使用結果に関する報告

大学では間接経費を、「研究基盤経費」として取り扱い、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能・環境の向上に活用することにより、研究の質を高め、競争的資金をより効果的・効率的に活用出来る環境を構築した。

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑫ 調査した61大学のうち、文部科学省又は学術振興会による科研費実地検査において
間接経費に係る指摘があったとする3大学の指摘内容

大学名	実施時期 (実施主体)	指摘の内容(要旨)
明治大学	平成23年11月 (学術振興会)	間接経費を研究者に配分しているが、直接経費との混同使用が起きやすい制度であるため、注意を要する。
兵庫医科大学	平成22年9月 (文部科学省)	間接経費を研究者に配分しているが、直接経費との混同使用が起きやすい制度であるため、注意を要する。
	平成24年12月 (学術振興会)	(間接経費に係る指摘なし)
福岡大学	平成24年11月 (学術振興会)	<p>○ 間接経費の使用計画等を策定すること。</p> <p>○ 間接経費の大部分を光熱水料等の共通経費に充てており、使途について配分を受けた研究者への説明を行っていないという現状に対して、間接経費は、研究環境の整備など、研究者にみえるような使い方をすること。</p> <p>なお、間接経費の一部を研究者に配分している機関もあるが、直接経費との混同使用にならないよう、間接経費を光熱水料に充て、浮いた経費を学内研究費として研究者に配分するなどの工夫を行っている機関もある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><執行実績報告書(平成23年度)の使用内容></p> <p>1 管理部門</p> <p>①人件費(4,383千円): アルバイト料、②物件費(1,018千円): 事務用品、コピー代など、③施設整備関連経費(100千円): カラーレーザープリンター、④その他(7,784千円): 旅費・通信・運搬費、支払手数料</p> <p>2 研究部門</p> <p>①人件費(206千円): アルバイト雇用に係る労災保険料など、④その他(89,524千円): 印刷代、水道光熱費など</p> </div> <p>○ 研究代表者及び研究分担者が間接経費を研究機関に譲渡することについて、大学の公的研究費の取扱いに関する規程の中に盛り込んでもよいのではないか(助言)</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表Ⅱ-3-⑬ 科研費実地検査において間接経費に係る指摘が確認できた3大学と同様の状況がみられる他の15大学における科研費実地検査受検状況

当省の調査結果	大学名	科研費実地検査実績	
		実施時期	実施主体
間接経費の使用に関する方針等（使用計画等）が未策定	東北薬科大学	平成24年10月	学術振興会
	九州工業大学	平成25年2月	文部科学省
間接経費の一部を研究者に配分	北海道大学	平成20年1月	文部科学省
	旭川医科大学	平成25年1月	学術振興会
	東京大学	平成20年2月	文部科学省・学術振興会
		平成23年12月	学術振興会
	横浜市立大学	平成20年7月	文部科学省・学術振興会
	名古屋大学	平成20年1月	不明
		平成21年7月	
	京都大学	平成20年6月	文部科学省
		平成23年10月	文部科学省
	和歌山県立医科大学	平成21年2月	文部科学省・学術振興会
		平成25年2月	文部科学省
	関西大学	平成20年2月	文部科学省
	関西学院大学	平成20年6月	文部科学省
		平成24年12月	文部科学省
岡山理科大学	平成22年12月	学術振興会	
九州大学	平成20年6月	文部科学省	
	平成23年12月	文部科学省	
間接経費の使用について全額を共通経費に充て、使途について研究者に未周知 ※ 間接経費の使用に関する基本方針（平成19年度策定）において、執行実績報告書の間接経費の使用内容は、全額を研究機能遂行及び向上のための人件費として報告する旨規定 <執行実績報告書（平成23年度）に記載された使用内容> 1 管理部門 ①人件費（113,242千円）：経理管理部門の人件費	法政大学	平成20年9月	文部科学省
		平成23年11月	文部科学省
間接経費の使用について全額を共通経費に充て、使途について研究者に未周知 <執行実績報告書（平成23年度）に記載された使用内容> 1 管理部門 ①人件費（21,458千円）②物件費（952千円） 2 研究部門 ①施設整備関連経費（95,207千円）：研究棟光熱水費	久留米大学	平成20年2月	文部科学省
		平成24年12月	学術振興会

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 上記の科研費実地検査実績は、当省の調査対象大学に対する調査において実績が確認できたものである。
3 上記の15大学では、いずれも、科研費実地検査において間接経費に係る指摘があったとの認識はない。

図表Ⅱ-3-⑭ 科研費における間接経費の助成額の推移

(単位：億円)

年度	平成13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
助成額	68	107	116	125	132	180	296	353	372	410	475	504	495	3,633

(注) 1 文部科学省の公表資料に基づき当省が作成した。

2 上記の金額は、補正額を考慮した値である。

事例表Ⅱ-3 間接経費の使途の適正性に係る判断が、実質的には研究当事者に委ねられていると考えられる例

大学名	採択件数	交付金額	科研費間接経費
愛知工業大学	38 件	56,200 千円	17,876 千円
<p>(事例1)</p> <p>同一の目的・日程の出張旅費を、研究代表者は直接経費から、研究補助者は間接経費から支出しているもの</p> <p>A学部B学科のC教授(研究代表者)と同学科D准教授(研究補助者)は、平成24年3月1日及び同月2日に、E大学F研究所に出張し、同所のG教授と、双方の現在までの研究報告及び今後の共同研究計画についての打合せを行なっているが、その際の出張旅費を、C教授は直接経費から(97,980円)、D准教授はC教授に配分された間接経費から(96,380円)支出している。</p> <p>大学によれば、C教授とD准教授はほぼ同じ分野の研究をしているが、当該出張について、C教授にとっては研究に直接関わるものである一方、D准教授の場合、C教授の研究に直接関わるものではなく、今後の研究につながる可能性があるため参加したと研究者から聞いており、間接経費の使途が直接経費で充当すべきものではないかどうかは、研究者本人の判断を考慮していると説明している。</p>			
大学名	採択件数	交付金額	科研費間接経費
玉川大学	57 件	168,750 千円	67,460 千円
<p>(事例2)</p> <p>同一年度内の同一の物品購入(ニホンザルの飼料)について、購入期間を分けて直接経費及び間接経費の両方から支出しているもの</p> <p>研究者は、科研費について、複数の研究種目を採択されており、「新学術領域研究」及び「若手研究(A)」の平成23年度における執行状況を調査した結果、実験用動物(ニホンザル)の飼料費が、表1のとおり、平成23年4月から同年9月までの期間は「新学術領域研究」の直接経費、同年10月分から24年1月までの期間は「若手研究(A)」の直接経費、同年2月及び同年3月は間接経費から支出されている。</p>			

表1 実験用動物用の飼料費を直接経費及び間接経費で支出しているもの (単位：円)

支出年月日	収支簿摘要欄の記載	支出額	支出財源
H23. 7. 28	動物飼料サツマイモ他 4月分	9,282	新学術領域研究 直接経費
H23. 7. 28	動物飼料サツマイモ他 5月分	6,851	
H23. 7. 28	動物飼料サツマイモ他 6月分	6,625	
H23. 8. 15	動物飼料サツマイモ他 7月分	7,560	
H23. 9. 12	動物飼料サツマイモ他 8月分	8,809	
H23. 10. 24	動物飼料サツマイモ他 9月分	5,386	
H23. 11. 23	動物飼料サツマイモ他 10月分	6,762	若手研究 (A) 直接経費
H23. 12. 16	動物飼料サツマイモ他 11月分	5,775	
H24. 1. 23	動物飼料サツマイモ他 12月分	4,488	
H24. 2. 7	動物飼料サツマイモ他 1月分	6,006	間接経費
H24. 3. 31	さつま芋他	3,654	
H24. 3. 31	さつま芋他	3,675	
H24. 3. 31	さつま芋他	2,236	
H24. 3. 31	さつま芋他	212	

(注) 玉川大学の資料による。

玉川大学によれば、研究者は、平成23年4月から同年9月までの期間は実験用動物を「新学術領域研究」の実験に使用し、同年10月から24年1月までの期間は「若手研究(A)」の実験に使用したため、飼料費もそれぞれの研究期間に該当する研究課題の直接経費から支出し、その後は、実験用動物をこれらの特定の研究課題で使用しないため、飼料費は間接経費で支出したと説明している。

なお、同大学では、研究者が消耗品を購入する場合、事前に「物品(消耗品)発注確認願」に見積書等必要書類を添付して学術研究所長に提出し、承認を得た上で発注することとしており、同確認願では、購入の財源を記載する「競争的資金名称」欄が設けられている。間接経費により購入された平成24年2月分及び同年3月分の飼料は、表2のとおり、同年2月7日から3月23日までの計6回の発注により購入されているが、立替払により購入された最後の1回を除く5回の「物品(消耗品)発注確認願」の「競争的資金名称」欄をみると、当初、科研費の直接経費と記載されていたものが事後に間接経費と手書きで訂正されており、発注確認願提出の段階では、研究者が直接経費による支出が適切と考えていた可能性は否定できない。

表2 間接経費により購入した飼料費の物品(消耗品)発注確認願の記載等 (単位：円)

物品(消耗品)発注確認願の記載				支出額
日付	発注予定日	納品予定日	競争的資金名称欄の記載	
H24. 2. 7	H24. 2. 7	H24. 2. 8	当初 (若手A) 直接 訂正⇒(新学術) 間接	3,654
H24. 2. 20	H24. 2. 20	H24. 2. 20	当初 (新学術) 直接 訂正⇒(新学術) 間接	
H24. 3. 1	H24. 3. 1	H24. 3. 2	当初 (新学術) 直接 訂正⇒(新学術) 間接	3,675
H24. 3. 12	H24. 3. 12	H24. 3. 13	当初 (新学術) 直接 訂正⇒(新学術) 間接	
H24. 3. 19	H24. 3. 19	H24. 3. 20	当初 (新学術) 直接 訂正⇒(新学術) 間接	2,236
H24. 3. 23	H24. 3. 23	H24. 3. 26	(新学術) 間接	212 (注)

(注) 最終回の研究者立替払による飼料購入に当たっては、請求額1,680円のうち、212円を間接経費残額から打ち切り支給している。

大学名	採択件数	交付金額	科研費間接経費
愛知工業大学	38 件	56,200 千円	17,876 千円
<p>(事例3)</p> <p>間接経費の用途として懇親会に使用できる（アルコール類への支出は認めない。）としているものの、懇親会でアルコールが出ているかどうかは確認していないもの</p> <p>愛知工業大学が作成した研究者向けの科研費の経費使用マニュアルでは、間接経費について、「研究遂行に間接的に必要な経費であり幅広く使える」とし、具体的な使用事例として、「当該研究に間接的に有効な出張（研究打ち合わせ、関連学会参加・・・）」とし、「間接経費は懇親会費にも使用できます。直接経費による出張で、懇親会費を間接経費から支払うこともできます。」と解説している。</p> <p>同大学では、科研費の成果発表を行う学会等の行事として行われる懇親会に出席する場合は、直接研究に関係する内容ではないので間接経費の支出を認めている。しかし、アルコール類への支出までは認めていないとする一方、研究者に対し、懇親会でアルコールが出ているかどうかは確認していないとしている。</p> <p>なお、共通指針の主な用途の例示の中には、管理部門に係る経費及び研究部門に係る経費において、「会議費」は挙げられているものの、懇親会費に係る具体的記載はない。</p>			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 採択件数欄及び交付金額欄の数値は、文部科学省公表資料（平成 24 年 3 月 16 日）による（交付金額には、間接経費は含まない。）。また、科研費間接経費欄の金額は、各大学の競争的資金に係る間接経費執行実績報告書（平成 23 年度）による。